

水安	香取	鹿嶋	三熱	日日	國出	宇出	伊香	香宮	攝宮	平攝	氣攝	鹿攝	淺間	建部	札部	宗部	吉部	臺部							
川房	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取							
社	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮							
須佐之男命、大己貴命、稻田姫命	天太玉命	伊波比主命	武甕槌神	玉篦入彦敷之事代主神	草薙神	大山咋神	日前大神	國懸大神	大國主命	天饒天國饒石天津日高彥火瓊杵命	伊邪那岐命	神功皇后	神日本磐余彥尊	神武天皇、媛蹈躰五十鈴媛皇后	桓武天皇	伊香沙別命、日本武命、帶中津彥命、息長帶姫命、	豐田別命、豐姫命、武内宿禰命	天津日高彥德々出見命	彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊	木花咲耶姬	日本武命	大國魂神、大己貴神、少彥名命、多紀野姫命、市杵島姫命、多岐都姫命	後醍醐天皇	大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王	大國魂命、大己貴命、少彥名命

八月一日	八月十日	九月一日	八月十六日	六月二十一日	四月十四日	九月二十六日	五月十四日	三月十八日	九月十九日	四月二十二日	十月二十九日	十月二十六日	二月十一日	四月十五日	九月四日	八月十五日	二月一日	十一月四日	四月十五日	六月十五日	十一月十五日	九月二十七日	十月二十八日	八月二十三日		
武藏、北足立郡大宮町	安房、安房郡神戶村	下總、香取郡香取町	常陸、鹿島郡鹿島町	伊豆、田方郡三島町	尾張、愛知郡熱田町	近江、滋賀郡坂本村	紀伊、海草郡宮村	同	出雲、簸川郡杵築町	豐前、宇佐郡宇佐町	大隅、始良郡東襲山村	淡路、津名郡多賀村	筑前、糟屋郡香椎村	日向、宮崎郡大宮村	大和、高市郡白檮村	山城、京都市上京區岡崎町	越前、敦賀郡敦賀町	大隅、始良郡西園分村	日向、南那珂郡輪戶村	駿河、富士大宮町	近江、栗太郡瀬田村	石狩、札幌郡藻岩村	筑前、宗像郡田島村、大島村	大和、吉野郡吉野村	臺北、芝蘭一堡觀瀾山	樺太、豊原町

○別格官幣社
本表の外に野田神社(周防、吉敷郡山口町)あり

談山	小池	菊川	淡川	名和	阿部	藤野	結城	豊城	建部	豊城	東部	常磐	照國	靖國	靈山	梨山	久木	四條
神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神	神
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
藤原鎌足朝臣和氣清廣朝臣	藤原師賢朝臣	菊池武時	楠正成朝臣	名和長年	北畠親房、北畠顯家	源義貞	結城宗廣	贈正一位大江元就	平信長朝臣	豐臣秀吉朝臣	源家康朝臣	贈正一位源光圀、贈正一位源齊昭	贈正一位源齊彬	明治維新前後以降の殉國者	源親房、源顯家、源顯信、源守親	贈正一位源家康	贈正一位源家康	贈從二位楠正行

別格官幣社

十一月十七日	四月四日	四月二十九日	五月五日	七月十二日	五月七日	一月二十四日	八月二十五日	五月一日	十月一日	七月一日	九月十八日	六月一日	五月十二日	十月二十八日	四月三十日	四月二十三日	十月十日	四月十七日	二月十二日
大和、磯城郡多武峯村	山城、京都市上京區櫻橋岡町	下總、香取郡小御門村	肥後、菊池郡隈府町	攝津、神戸市兵庫多門通	伯耆、西伯郡名和村	攝津、東成郡住吉村	越前、吉田郡西藤島村	伊勢、津市藤方	周防、吉敷郡山口町	山城、愛宕郡大宮村	同、京都市下京區茶屋町	下野、上都賀郡日光町	常陸、水戸市常磐	薩摩、鹿兒島市山下町	武藏、京都市東區富土見町	岩代、伊達郡靈山村	山城、京都市上京區染殿町	駿河、安倍郡久能村	河内、北河内郡甲可村

(備考) 表中△は管長事務取扱なり又教師とは教規に従ひ布教に従事するものなり

Table of Shinto sects (神道各教派一覽) with columns for sect name, supervisor, office, and location. Includes entries like 子爵長谷信成, 黒住宗子, etc.

○寺院總數 (年末現在)

Table of total temples (寺院總數) by year and sect. Columns include year, sect name, and temple count.

○住職總數 (年末現在)

Table of total resident monks (住職總數) by year and sect. Columns include year, sect name, and monk count.

○佛教各宗派一覽 (大正四年十二月末日現在)

Large table of Buddhist sects (佛教各宗派一覽) with columns for sect name, supervisor, office, and location. Includes entries like 天台宗, 真言宗, 淨土宗, etc.

大津	和歌山	徳島	高松	高知	名古屋	安濃津	岐阜	福井	福井
田邊	徳島	丸高	高知	中村	名古屋	安濃津	岐阜	福井	福井
長野	徳島	丸高	高知	中村	名古屋	安濃津	岐阜	福井	福井
妙寺	徳島	丸高	高知	中村	名古屋	安濃津	岐阜	福井	福井

金澤	富山	廣島	山口	岡山	鳥取	松江	松江	松江	松江
七尾	高岡	尾道	下関	津山	米子	松江	松江	松江	松江
金澤	富山	廣島	山口	岡山	鳥取	松江	松江	松江	松江
小聖寺	高岡	尾道	下関	津山	米子	松江	松江	松江	松江

長崎	佐賀	福岡	大分	熊本	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島
佐賀	佐賀	福岡	大分	熊本	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島
長崎	佐賀	福岡	大分	熊本	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島
長崎	佐賀	福岡	大分	熊本	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島

鹿兒島	宮崎	那覇	仙臺	福島
大島	石川	延岡	石川	福島
宮崎	石川	延岡	石川	福島
宮崎	石川	延岡	石川	福島

山形	盛岡	秋田	青森
鶴岡	盛岡	秋田	青森
鶴岡	盛岡	秋田	青森
鶴岡	盛岡	秋田	青森

函館	札幌	旭川	釧路	網走
函館	札幌	旭川	釧路	網走
函館	札幌	旭川	釧路	網走
函館	札幌	旭川	釧路	網走

本表中△及左の區裁判出張所は民事訴訟並に非訟事件を取扱ふ
 鹿兒島區裁判所北種子出張所、大島區裁判所喜界出張所、大島區裁判所龜澤出張所、大島區裁判所沖永良郡出張所

○新設區裁判所 大正六年七月二十日

法律第十三號を以て公布せられたる區裁判所
 及其所在地左の如し但し未だ施行に至らず其
 期日は追て勅令を以て定めらるべし
 區裁判所 同 所在地
 後父 埼玉縣秩父郡秩父町
 木更津 千葉縣君津郡木更津町
 佐原 千葉縣香取郡佐原町
 太田 茨城縣久慈郡太田町

麻生 茨城縣行方郡麻生町
 大田 栃木縣那須郡大田原町
 沼田 群馬縣利根郡沼田町
 新田 群馬縣新田郡太田町
 掛川 静岡縣小笠原郡掛川町
 飯田 長野縣下内郡飯山町
 岩田 長野縣佐久郡岩村町
 木曾 長野縣西筑摩郡木曾町
 大町 長野縣北安曇郡大町

三條 新潟縣南蒲原郡三條町
 山形 京都府中郡山形町
 明石 兵庫縣明石郡明石町
 龍野 兵庫縣揖保郡龍野町
 富野 徳島縣那賀郡富野町
 觀音寺 香川縣三豊郡觀音寺町
 須崎 高知縣高岡郡須崎町
 大塚 岐阜縣安八郡大塚町
 小濱 福井縣遠敷郡雲濱村

検事局取扱件数

刑	免訴		被告人員		裁判其他の處分による		其他		審理中		未済停止		計
	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	
大正四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

本表中×印を附したるは調席判決に對する故障事件にして舊受事件は前年の未済件数なり

○検事局取扱件数

(大正六年三月十五日官報所載)

種	類		種	類		種	類	
	大正四年	同五年		大正四年	同五年		大正四年	同五年
總數	新	舊	既済	不起	未済	民事	立會	
計	受	受	計	計	計	計	計	
×	×	×	×	×	×	×	×	

本表は區裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院全部を通したる累計にして右の中×印を附したるは調席判決に對する故障事件にして舊受事件は前年の未済件数なり

登記

不動産登記法(昭和三十三年三月四日)摘要

一、登記ハ左ニ掲ケタル不動産ニ關スル權利ノ設定、保存、移轉變更、處分ノ制限又ハ消滅ニ付キ之ヲ爲ス

一、所有權 二、地上權 三、永小作權 四、地役權 五、先取特權 六、質權 七、抵當權 八、賃借權

一、假登記ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス
(一)登記ノ申請ニ必要ナル手續上ノ條件カ具備セザルトキ
(二)前條ニ掲ケタル權利ノ設定、移轉變更又ハ消滅ノ請求權ヲ保全セントスルトキ
右ノ請求權カ始期附又ハ停止條件附ナルトキ、其他將來ニ於テ確定スヘキモノナルトキ亦同シ

一、廣告登記ハ登記原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登記ノ抹消又ハ回復ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ之ヲ爲ス。但シ登記原因ノ取消ニ因ル訴ニ付テハ、其ノ取消ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ル場合ニ限ル

一、詐欺又ハ強迫ニ因リテ登記ノ申請ヲ妨ケタル第三者ハ、登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス。

一、他人ノ爲メ登記ヲ申請スル義務アル者ハ其ノ登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス、但シ

不動産登記法

其ノ登記ノ原因カ自己ノ登記ノ原因ノ後ニ發生シタルトキハ、此ノ限りニ在ラス

一、同一ノ不動産ニ關シテ登記シタル權利ノ順位ニ付キ、法律ニ別段ノ定ナキトキハ、其ノ順位ハ登記ノ前後ニ依ル

一、登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外當事者ノ申請又ハ官廳若クハ公署ノ囑託アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

一、登記ハ登記權利者及ヒ登記義務者又ハ其ノ代理人登記所ニ出頭シテ之ヲ申請スルコトヲ要ス

一、登記ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

(一)申請書
(二)登記原因ヲ證スル書面
(三)登記義務者ノ權利ニ關スル登記済證
(四)登記原因ニ付キ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面
(五)代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其ノ權限ヲ證スル書面

登記原因ヲ證スル書面カ、執行アル判決ナルトキハ、前次第三號及ヒ第四號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

(一)申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ、申請人之署名捺印スルコトヲ要ス

(二)不動産所在ノ郡、市、區、町村、字及ヒ土地ノ番號

(三)地目及ヒ段別又ハ坪數

(三)申請人ノ氏名、住所、若シ申請人カ法人ナルトキハ、其ノ名稱及ヒ事務所

(四)代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其ノ氏名、住所

(五)登記原因及ヒ其ノ日附

(六)登記ノ目的

(七)登記所ノ表示

(八)年月日

一、登記スヘキ權利ノ目的カ、建物ナル場合ニ於テハ、申請書ニ其ノ種類、構造及ヒ建坪ヲ記載シ、若シ建物ノ番號アルトキハ、其ノ番號ヲ記載シ、附屬建物アルトキハ其ノ種類構造及ヒ建坪ヲ記載スルコトヲ要ス

前條第二項ニ掲ケタル事項ハ、前項ノ申請書ニハ、之ヲ記載スルコトヲ要セス

一、登記權利者カ多數ナル場合ニ於テ、登記原因ニ其ノ持分ノ定アルトキハ、申請書ニ其ノ持分ヲ記載スルコトヲ要ス

一、登記原因ヲ證スル書面カ、初ヨリ存在セス、又ハ之ヲ提出スルコト能ハサルトキハ、申請書ノ副本ヲ提出スルコトヲ要ス

一、登記ヲ爲シ、又ハ申請書其ノ他登記ニ關スル書面ヲ作ルニハ字畫明瞭ナルコトヲ要ス

金錢其他ノ物ノ數量、年月日及ヒ番號ヲ記載スルニハ壹貳拾等ノ字ヲ用フルコトヲ要ス

文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス、若シ訂正ニハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス、其ノ字數ヲ挿入又ハ削除シ、又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ、其ノ削除ニ係ル文字ハ尙ホ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要ス。

戸籍

戸籍法(大正三年三月三十一日)摘要

○戸籍事務の管掌

一、戸籍ニ關スル事務ハ、市町村長之ヲ管掌ス

一、戸籍ハ市町村ノ區域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ、戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス

一、戸籍簿ヲ閱覽シ、又ハ戸籍ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ、手数料ヲ納附シテ之ヲ請求スルコトヲ得

一、戸籍簿ノ外郵送料ヲ納附シテ謄本又ハ抄本ノ送附ヲ請求スルコトヲ得

一、市町村長ハ正當ノ三理由アル場合ニ限り、前二項ノ請求ヲ拒ムコトヲ得、但シ此ノ場合ニ於テハ、書面ヲ以テ其ノ旨ヲ請求者ニ告知スルコトヲ要ス

○戸籍簿記載事項

一、戸籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

(一)戸主、前戸主及ヒ家族ノ氏名

(二)戸主ノ本籍

(三)戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其ノ族稱

(四)家族カ戸主ト族稱ヲ異ニスルトキハ其ノ族稱

合ニ於テハ、届出人又ハ申請人ノ資格及ヒ氏名、他ノ市町村長又ハ官廳ヨリ届書又ハ申請書ノ送附ヲ受ケタル場合ニ於テハ、其ノ受附ノ年月日及ヒ發送者ノ職氏名

(二)報告又ハ請求ノ受附ノ年月日及ヒ報告書又ハ請求書ノ職氏名

(三)謄書又ハ航海日誌ノ作製者並ニ謄本發送者ノ職氏名

(四)戸籍ノ記載ヲ命シタル裁判ノ年月日及ヒ裁判所

一、戸主及ヒ家族ノ氏名ノ記載ハ左ノ順序ニ依ル

第一 戸主

第二 戸主ノ直系尊屬

第三 戸主ノ配偶者

第四 戸主ノ直系尊屬及ヒ其ノ配偶者

第五 戸主ノ傍系親及ヒ其ノ配偶者

第六 戸主ノ親族ニ非サル者

直系尊屬ノ間ニ在リテハ、親等ノ遠キ者ヲ先ニシ、直系尊屬又ハ傍系親ノ間ニアリテハ、親等ノ近キ者ヲ先ニス

戸籍簿ノ編製シタル後、家族爲リタル者ニ付テハ、戸籍ノ末尾ニ記載スルコトヲ要ス

一、戸籍ノ記載ハ届出、報告、申請若クハ請求、謄書、若クハ航海日誌ノ謄本又ハ裁判ニ依リテ之ヲ爲ス

○届出
一、届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又ハ届出

人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル届出ハ、其ノ寄留地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

所在地ノ市町村長カ届書ヲ受理シタルトキハ之ヲ寄留地ノ市町村長ニ送附スルコトヲ要ス

一、届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

一、届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ届出人ノ署名、捺印スルコトヲ要ス

(一)届出事件

(二)届出年月日

(三)届出人ノ出生ノ年月日及ヒ本籍

一、口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ、届出人ハ市役所又ハ町村役場ニ出頭シ、届書ニ記載スヘキ事項ヲ陳述スルコトヲ要ス

市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ、届出ノ年月日ヲ記載シテ届出人ニ讀聞カセ、且ツ届出人ヲシテ其ノ書面ニ署名、捺印セシムルコトヲ要ス

届出人カ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ、代理人ヲ以テ届出ヲ爲スコトヲ得

○出生

一、出生ノ届出ハ十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

(五)戸主及ヒ家族ノ出生ノ年月日

(六)戸主又ハ家族ト爲リタル原因及ヒ年月日

(七)戸主並ニ家族ノ實父母ノ氏名及ヒ戸主並ニ家族ト實父母トノ續柄

(八)戸主又ハ家族カ養子ナルトキハ、其ノ養親並ニ實父母ノ氏名及ヒ養子ト養親並ニ實父母トノ續柄

(九)戸主ト前戸主及ヒ家族トノ續柄

(一〇)家族ノ配偶者又ハ家族ヲ經テ、戸主ト親族關係ヲスル者ニ付テハ、其ノ家族トノ續柄

(一一)他家ヨリ入りテ家族ト爲リタル者(カ)他ノ家族トノミ親族關係ヲ有ストキハ其ノ續柄

(一二)他家ヨリ入りテ戸主又ハ家族ト爲リタル者ニ付テハ、其ノ原籍原籍戸主ノ氏名及ヒ其ノ戸主ト戸主又ハ家族ト爲リタル者トノ續柄

(一三)後行人又ハ保佐人アル者ニ付テハ、後見人又ハ保見人ノ氏名、本籍及ヒ其ノ就職並ニ任務修了ノ年月日

(一四)其他戸主又ハ家族ノ身分ニ關スル事項

一、戸籍ニハ前ニ掲ケタルモノノ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

(一)子ノ氏名及ヒ男女ノ別

(二)子カ私生子又ハ庶子ナルトキハ其ノ旨

(三)出生ノ年月日時及ヒ場所

(四)父母ノ氏名、本籍及ヒ職業

(五)子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍

(六)子カ一家ヲ創立スルトキハ、其ノ旨及ヒ創立ノ原因並ニ場所

七、日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ子ナルトキハ其ノ旨

一、出生ノ届出ハ出生地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

一、汽車又ハ航海日誌ヲ備ヘサル船舶中ニテ出生アリタル場合ニ於テハ、到着地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ得

○認知
一、私生地認知ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

(一)子ノ氏名、男女ノ別、出生ノ年月日及ヒ本籍

(二)死亡シタル子ヲ認知スル場合ニ於テハ(ハ)死亡ノ年月日

(三)父カ認知ヲ爲ス場合ニ於テハ母ノ氏名並ニ本籍及ヒ父ノ職業

(四)子カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名本籍及ヒ戸主ト子トノ續柄

○養子縁組及離縁

一、養子縁組ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

(一)當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及ヒ職業

(二)養子縁組ノ氏名及ヒ本籍

(三)當事者カ家族ナルトキハ、戸主ノ氏名及ヒ本籍

(四)養子ノ復籍スヘキ家ノ戸主氏名及ヒ本籍

(五)養子カ一家ヲ創立スルトキハ其ノ旨及ヒ創立原因並ニ場所、但シ實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興場所

一、婚姻ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

(一)當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及ヒ職業

(二)父母ノ氏名及ヒ本籍

- (三) 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主ノ続柄
- (四) 入夫婚姻婚養子縁組ナルトキハ其ノ旨
- (五) 入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫カ戸主トナルトキハ其ノ旨

當事者ノ一方カ家又ハ養家ヨリ更ニ婚姻ニヨリテ他家ニ入ル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項カ、實家ノ戸主養親ノ氏名及ヒ本職ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一、婚姻ノ届出ハ夫ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ入夫婚姻又ハ婚養子縁組ノ場合ニ於テハ妻ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ届書ヲナスコトヲ要ス
- 一、離婚ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業
- (二) 父母ノ氏名及ヒ本籍
- (三) 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- (四) 婚家ヲ去ル者ノ復歸スヘキ家戸主ノ氏名及ヒ本籍
- (五) 婚家ヲ去ル者カ、一家ヲ創立スルトキハ、其ノ旨及ヒ創立ノ原因並ニ場所、但シ實家ヲ再興スルトキハ、其旨及ヒ再興場所

○後見

一、後見開始ノ届出ハ後見人其ノ就職ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 後見人及ヒ被後見人ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
- (二) 被後見人カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- (三) 後見開始ノ原因及ヒ年月日
- (四) 後見人就職ノ年月日

一、後行人更迭ノ場合ニ於テハ、後任者ハ就職日ヨリ十日間ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

- 一、後見終了ノ届出ハ後見人十日間ニ之ヲ爲スコトヲ得届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- (一) 被後見人ノ氏名及ヒ本籍
- (二) 後見終了ノ原因及ヒ年月日

○隠居

一、隠居ノ届出ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一、隠居者ノ氏名、出生年月日及ヒ本籍
- 二、家督相續人氏名、出生年月日並ニ本籍及ヒ家督相續人ト隠居トノ続柄
- 三、隠居ノ原因

○死亡及失踪

一、死亡ノ届出義務者カ死亡ノ事實ヲ知りタレヨリ八日以内ニ診断書若ハ検査書又ハ検視調書ノ謄本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス、届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 死亡者ノ氏名本籍及ヒ職業
- (二) 死亡ノ年月日及ヒ場所

- (三) 死亡者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト死亡者トノ続柄
- 一、左ニ掲ケタル者ハ其ノ順序ニ從ヒ、死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス。但シ順序ニ拘ハラズ届出ヲ爲スコトヲ得

- 第一 戸主
- 第二 同居者
- 第三 家主地主又ハ家屋若クハ土地ノ管理人

一、死亡ノ届出ハ死亡地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

- 一、水難、火災其ノ他ノ事變ニ因リ死亡シタル者アル場合ニ於テハ、其ノ取調ヲ爲シタル官廳又ハ公署ハ死亡者ノ本籍地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス
- 一、死亡者ノ本籍分明ナラス、又ハ死亡者ヲ認識スルコト能ハサル場合ニ於テハ警察官ハ検視調書ヲ作り、之ヲ添附シテ遅滞ナク死亡地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲナスコトヲ要ス
- 一、失踪宣告ノ届出ハ其ノ宣告ヲ請求シタル者、裁判ノ日ヨリ十日以内ニ裁判謄本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 失踪者ノ氏名及ヒ本籍
- (二) 民法第三十條ニ定メタル期間満了ノ日
- (三) 失踪者カ家族ナルトキハ、戸主ノ氏名及ヒ戸主ハ失踪者トノ続柄

○家督相續

一、家督相續ノ届出ハ戸主ト爲リタル者相續ノ事實ヲ知りタル日ヨリ一箇月以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。但シ入夫婚姻ニ因リテ戸主トナリタル者ハ此ノ限りニアラス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 家督相續ノ原因及ヒ戸主ト爲リタル年月日
- (二) 前戸主ノ氏名及ヒ前戸主トノ続柄

戸主ト爲リタル者カ外國ニ在ル場合ニ於テハ三箇月以内ニ届書ヲ發送スルヲ以テ足ル

○廢家及ビ續家

一、廢家ヲ爲サント欲スル者ハ、其ノ者カ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍ヲ届書ニ記載シテ、其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス。但シ家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ニ非サルトキハ、其ノ旨ヲ届書ニ記載スルコトヲ要ス

- 一、絶家ノ家族ハ絶家ノ事實ヲ知りタル日ヨリ十日以内ニ一家創立ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
- 一、絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- (一) 絶家ノ原因及ヒ年月日

○分家及ビ廢家再興

一、分家ヲ爲サント欲スル者ハ、左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

- (一) 本家ノ戸主氏名、本籍及ヒ其ノ戸主ト分家戸主トノ続柄
- (二) 民法第四十三條第二項ノ規定ニ依リ分家ノ家族ト爲ルヘキ者アルトキハ、其ノ

氏名及ヒ出生ノ年月日

- (三) 分家ノ戸主及ヒ家族ト爲ルヘキ者カ父母ノ氏名及ヒ本籍
- 一、廢絶家ヲ再興セント欲スル者ハ、左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

- (一) 廢絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- (二) 廢絶ノ年月日
- (三) 廢絶家ト再興ヲ爲ス者トノ続柄
- (四) 再興ヲ爲ス者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍

○國籍ノ得喪

一、外國人カ養子縁組又ハ婚姻ニ因リテ、日本ノ國籍ヲ取得スヘキトキハ、縁組又ハ婚姻ノ届書ニ國籍取得者ノ原國籍ヲ記載スルコトヲ要ス

一、外國人カ認知ニヨリテ日本ノ國籍ヲ取得スヘキトキハ、認知ノ届出ニ子ノ原國籍ヲ記載スルコトヲ要ス。認知者カ父ナルトキハ届書ニ母ノ國籍ヲ記載スルコトヲ要ス。

- 一、歸化ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ出スコトヲ要ス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- (一) 歸化ヲナシタル者ノ原國籍
- (二) 父母ノ氏名及ヒ國籍
- (三) 許可ノ年月日
- (四) 歸化ヲ爲シタル者ト共ニ、日本ノ國籍ヲ取得シタル者アルトキハ、其ノ氏名、出

生年月日、及ヒ其ノ者、歸化人トノ続柄

- 一、國籍ノ喪失ノ届出ハ戸主又ハ家督相續人其事實ヲ知りタル日ヨリ一箇月以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 國籍喪失者ノ氏名及ヒ本籍
- (二) 國籍喪失ノ原因及ヒ年月日
- (三) 新ニ國籍ヲ取得シタルトキハ其ノ國籍
- 一、國籍回復ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 日本ノ國籍ヲ失ヒタル原因及ヒ年月日
- (二) 國籍回復前ニ有セシ國籍
- (三) 許可ノ年月日
- (四) 國籍回復者ト共ニ日本國籍ヲ取得シ、又ハ之ヲ回復シタル者アルトキハ其ノ氏名及ヒ出生ノ年月日及ヒ其者ト國籍回復者トノ続柄

○氏名變更及續籍

一、氏名變更ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- (一) 變更前ノ氏名
- (二) 變更シタル氏名
- (三) 許可ノ年月日

一、轉籍セント欲スルトキハ、新本籍ノ届書ニ記載シ、戸主其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

監獄

○監獄 監獄は司法大臣の管理に属し、罪人を拘禁し、之を處罰する所なり罪人とは裁判所に於て有罪の宣告を受けたるものなり。監獄は之を分ちて四種となす。其一は懲役監獄にして懲役に處せられたる者を拘禁す。其二是禁錮監獄にして禁錮に處せられたる者を拘禁す。其三是拘留場に於て拘留に處せられたるものを拘禁す。その四は拘留監獄にして、刑事被告を、死刑の言渡を受けたる者を拘禁す。

○監獄名及種類

- 小菅監獄 懲役監獄
東京監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
豊多摩監獄 懲役監獄
巢鴨監獄 懲役監獄
大板監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
長崎監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
函館監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
名古屋監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
宮城監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
廣島監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
横濱監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
新潟監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
浦和監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
千葉監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄

- 宇都宮監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
前橋監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
水戸監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
甲府監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
静岡監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
長野監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
京都監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
奈良監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
神戸監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
和歌山監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
膳所監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
徳島監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
岡山監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
金澤監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
高知監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
三池監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
佐賀監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
福岡監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
熊本監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
大分監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
鹿児島監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
宮崎監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
沖縄監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
青森監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
札幌監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
釧路監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄
十勝監獄 懲役監獄、禁錮監獄、拘留場、拘留監獄

○監獄職員 監獄には典獄、典獄補、監守長、通譯等の職員を置く。典獄は監獄の長となり司法大臣の指揮監督を受け監獄の事務を掌理し所部の職員を指揮監督し典獄補は典獄の指揮を受け監獄の事務を掌り又は分監の長となるものなり。又看守長は上官の指揮を受け監獄の戒護及庶務に従事し看守及女監取締を指揮監督し通譯は上官の指揮を受け翻譯通譯に従事するものなり。

○在監人員

(年未現在)大正四年は「司法省第十七監獄統計書」に依り其他は「内閣第三十五統計年報」に依る

Table with columns for year (大正四年, 三年, 二年, 元年), gender (男, 女), and categories: 受刑者 (受刑者), 勞役場留置者 (勞役場留置者), 刑事被告人 (刑事被告人), 乳兒 (乳兒), 合計 (合計).

○罪名別在監處刑者

(年未現在)大正四年は司法省第十七監獄統計年報に依り其他は内閣第三十五統計年報に依る

Table with columns for year (大正四年, 三年, 二年, 元年), gender (計女, 計男), and categories: 妨害公務 (妨害公務), 竊取 (竊取), 住居侵入 (住居侵入), 通貨、有價證券、文書偽造 (通貨、有價證券、文書偽造), 印章偽造 (印章偽造), 偽證及猥褻、姦淫及重婚 (偽證及猥褻、姦淫及重婚), 賭博及富籤 (賭博及富籤), 瀆職 (瀆職), 殺人 (殺人), 嬰兒殺 (嬰兒殺), 傷害 (傷害).

年次	大正元年		同二年		同三年		同四年		陸海軍	森林法徴兵令	警察犯	其他	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女					
墮胎	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七					
略取及誘拐	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七					
竊盜	二六、八八	二六、八八	二六、八八	二六、八八	二六、八八	二六、八八	二六、八八	二六、八八					
強盜	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇					
詐欺及恐喝	六、九四	六、九四	六、九四	六、九四	六、九四	六、九四	六、九四	六、九四					
横領	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二					
贓物ニ関ス	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一					
毀棄及隠蔽其他	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七					
計	二、四四〇	二、四四〇	二、四四〇	二、四四〇	二、四四〇	二、四四〇	二、四四〇	二、四四〇					
刑法	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一	五、九一					
其他	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二	二、七四二					
合計	八、六五二	八、六五二	八、六五二	八、六五二	八、六五二	八、六五二	八、六五二	八、六五二					

○刑名別在監刑者

(年末現在)大正四年は第十七監獄統計年報に依り、其他は第三十五内閣統計年報に依る

年次	大正元年		同二年		同三年		同四年		懲役	禁錮	拘留	舊刑及賭博犯懲罰	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女					
無期	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二	一、四二二					
十五年以上	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇					
十五年未滿	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三					
十年未滿	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三					
五年未滿	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二					
三年未滿	三	三	三	三	三	三	三	三					
一年未滿	三	三	三	三	三	三	三	三					
六月未滿	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九					
三月未滿	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇					
合計	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一					
合計	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一					

○刑期別懲役在監受刑者

年次	大正元年		同二年		同三年		同四年		懲役	禁錮	拘留	舊刑及賭博犯懲罰	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女					
無期	三、九一	三、九一	三、九一	三、九一	三、九一	三、九一	三、九一	三、九一					
十五年以上	一、五三八	一、五三八	一、五三八	一、五三八	一、五三八	一、五三八	一、五三八	一、五三八					
十五年未滿	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇					
十年未滿	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三					
五年未滿	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三	五、〇〇三					
三年未滿	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二	二、五八二					
一年未滿	三	三	三	三	三	三	三	三					
六月未滿	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九					
三月未滿	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇					
合計	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一					
合計	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一					

(備考) 受刑者刑期別は從來現行刑法に據る者のみの調査なりしか大正二年より舊刑法に據る者をも同様に調査し兩者を合併して掲げたり○刑期の類別中六月未滿を原表にては大正元年までは二月未滿と六月未滿とに分ち大正二年よりは三月未滿と六月未滿とに分ちたり仍て技には六月未滿の總數を掲げ参考として大正元年迄の二月未滿の數と大正二年以後の三月未滿の數とを再掲することと爲したり第五二八衣(新受刑者)に於ても亦同し

○同上比例

年次	無期		十五年以上		十五年未滿		十年未滿		五年未滿		三年未滿		一年未滿		六月未滿		三月未滿		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
大正元年	三、九一	三、九一	一、五三八	一、五三八	七四〇	七四〇	三三	三三	五、〇〇三	五、〇〇三	二、五八二	二、五八二	三	三	六三九	六三九	一、〇一〇	一、〇一〇	一、五二一	
同二年	三、九一	三、九一	一、五三八	一、五三八	七四〇	七四〇	三三	三三	五、〇〇三	五、〇〇三	二、五八二	二、五八二	三	三	六三九	六三九	一、〇一〇	一、〇一〇	一、五二一	
同三年	三、九一	三、九一	一、五三八	一、五三八	七四〇	七四〇	三三	三三	五、〇〇三	五、〇〇三	二、五八二	二、五八二	三	三	六三九	六三九	一、〇一〇	一、〇一〇	一、五二一	
同四年	三、九一	三、九一	一、五三八	一、五三八	七四〇	七四〇	三三	三三	五、〇〇三	五、〇〇三	二、五八二	二、五八二	三	三	六三九	六三九	一、〇一〇	一、〇一〇	一、五二一	
合計	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一

○罪名別新受刑者

年次	大正元年		同 二年		同 三年	
	計女	計男	計女	計男	計女	計男
公務の妨害	一六三	一七二	二一〇	二二〇	一〇一	九七
職務の妨害	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
強姦	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
放火	四三二	四三二	四三二	四三二	四三二	四三二
住居を侵入す	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
通貨、有価証券、印紙の偽造	一、四九〇	一、四九〇	一、四九〇	一、四九〇	一、四九〇	一、四九〇
印章の偽造	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
偽證及誣告	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
姦淫及重婚	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
賭博及富籤	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
瀆職	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
殺人	五七五	五七五	五七五	五七五	五七五	五七五
嬰兒殺	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
傷害	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八
合計	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八

年次	大正元年		同 二年		同 三年	
	計女	計男	計女	計男	計女	計男
強姦	一、九六三	一、九六三	一、九六三	一、九六三	一、九六三	一、九六三
強盗	四九七	四九七	四九七	四九七	四九七	四九七
強盗強姦	一、九六三	一、九六三	一、九六三	一、九六三	一、九六三	一、九六三
詐欺及恐喝	六、九八四	六、九八四	六、九八四	六、九八四	六、九八四	六、九八四
横領	四、〇一〇	四、〇一〇	四、〇一〇	四、〇一〇	四、〇一〇	四、〇一〇
贓物に毀棄及隠蔽	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五
其他	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三	三、七三三
計	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八
陸海軍刑法	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五
森林法	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五
徴兵令	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五
警察犯	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五
其他	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五	一、二二五
合計	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八

○刑名別新受刑者

年次	大正元年		同 二年		同 三年	
	計女	計男	計女	計男	計女	計男
懲役	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
禁錮	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
拘留	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
死刑	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
舊刑法の刑	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

○刑期別懲役受刑者

年次	大正元年		同 二年		同 三年		同 四年	
	計女	計男	計女	計男	計女	計男	計女	計男
無期	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十五年以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
十年以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五年以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一年以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六月未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三月未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

○新受刑者入監時年齢

(第十七監獄統計年報及第三十五内閣統計年報に依る)

年次	大正元年		同 二年		同 三年	
	計女	計男	計女	計男	計女	計男
十六歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
十八歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二十歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二十五歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三十歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四十歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五十歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六十歳未満	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六十歳以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

○新受刑者飲酒及資産の關係

年次	飲酒嗜好の有無			資産ノ關係			合計
	酒嗜ムモノ	酒嗜サルモノ	不詳	有資産	稍有資産	無資産	
大正元年	三九、二八二	四八、七三三	二、〇六四	一、四一五	一、八三三	二、一〇七	三、五五五
同二年	三六、七四三	三八、八三三	二、六八九	一、三三三	一、五八三	二、一〇七	三、〇六八
同三年	三三、五九八	三九、三六八	二、三三三	一、三三三	一、四三三	一、三三三	三、〇六八
同四年	三三、四三三	三九、三六八	二、三三三	一、三三三	一、四三三	一、三三三	三、〇六八
合計	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八

○新受刑者教育別 (司法省第十七監獄統計年報及内閣第三十五統計年鑑に依る)

年次	高等教育ア		中等教育ア		普通教育ア		普通教育ヲ受ケサルモノ		無筆者		不詳		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大正元年	一〇八	六九四	一、二八八	九一	七、七〇七	九四	三、〇五八	一、二九九	一、六九九	二、一五三	一	一	五〇、六八八	三、五五五
同二年	一〇五	一、二八八	一、五三〇	九一	五、四〇〇	四七三	三、〇一八	九四三	八、八四四	一、五九九	一	一	四八、五五三	三、〇六八
同三年	九三	一、五三〇	一、五七三	九一	四、七三三	四七三	一、四七三	九五一	五、三三七	一、〇六三	一	一	四三、〇〇九	三、〇六八
同四年	九三	一、五七三	一、五七三	九一	四、八三三	四七三	一、一〇八	八二一	四、六三三	一、〇六三	一	一	四一、四〇〇	三、〇六八
合計	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八

(備考) 本表には拘留刑に當る者を包含す

警察

○警察官署 (年末現在) 大正四年は内務省第三十一回統計報告に依り、其他は第三十五内閣統計年鑑に依る

年次	警察署	警察		警部補		巡查部長		巡查		駐在所		立番所		出張所		請願巡查		警察署		警察分署		派出所		派出所		
		分署	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	派出所	
大正元年	七七七	五七五	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四	一、九四四
同二年	七四三	五六八	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三	一、四七三
同三年	七〇八	五〇八	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三
同四年	七〇四	四九九	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三
合計	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八	一、一八八

警察犯處罰令

(明治四十一年九月二十九日 内務省令第十二號)

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス
- 一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
 - 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者
 - 三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
 - 四 故スク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
- 一、合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者
 - 二 乞巧ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
 - 三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者
 - 四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者
 - 五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
 - 六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虚偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
 - 七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者
 - 八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者
 - 九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
 - 十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者
 - 前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者

二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者
 三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者
 四 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危険ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ装置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者
 五 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者
 六 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ背セシ混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者
 七 人ヲ離惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者
 八 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
 九 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者
 十 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
 十一 官職、位記、勳符、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ佩用シ若シクハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者
 十二 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ背セサル者

十三 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ防ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
 十四 河川、溝渠又ハ下水路ノ流通ヲ妨ケヘキ行爲ヲ爲シタル者
 十五 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
 十六 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
 十七 官公署ノ傍示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ傍示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚穢シ若ハ撤去シタル者
 十八 水災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ背セセシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヲ退去セシ又ハ官吏ヨリ援助ノ求テ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
 十九 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者
 二十 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
 二十一 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ防ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
 二十二 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
 二十三 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ボスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛擲シ又ハ放射シタル者
 二十四 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚穢シタル者
 二十五 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
 二十六 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
 二十七 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
 二十八 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者
 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス
 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者
 二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸體シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者
 三 街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
 四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者
 五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者
 六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ怠ニシタル者
 七 開業ノ醫師、産婆故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應セサル者
 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者

○檢舉犯罪人及警察犯處罰令犯諸犯罪人員

内閣第三十五統計年鑑及内務省第三十一回統計報告書に依る

年次	逃走の罪	騷擾の罪	放火及び失火の罪	往來を妨害する罪	飲料水に關する罪	通貨偽造の罪	有價證券偽造の罪	養蠶、養蠶の罪	賭博及富に關する罪	瀆職の罪	殺人の罪	傷害の罪	過失傷害の罪
明治四十二年	106	257	567	115	8	265	333	1,200	59,166	23	1,111	1,677	1,682
明治四十三年	87	266	633	148	103	336	345	1,001	67,133	36	1,389	1,797	1,797
明治四十四年	80	235	754	197	76	208	260	1,879	75,433	48	1,586	1,045	1,045
大正元年	76	271	8,233	208	85	156	341	2,338	84,337	33	1,605	1,306	1,306
同二年	74	275	8,193	211	67	151	355	2,338	84,361	38	1,663	1,261	1,261
同三年	76	277	9,346	264	115	193	348	2,103	87,011	40	1,611	1,853	1,853
同四年	66	263	9,081	355	74	226	348	2,627	88,699	44	1,833	1,866	1,866
合計	663	1,637	56,777	1,488	419	1,200	1,400	11,900	591,666	236	11,111	16,777	16,777

年次	贖胎の遺棄の罪	逮捕及略取及監禁の誘拐の罪	竊盜の強盜の罪	詐欺及恐喝の罪	毀棄の其他	刑法	陸海軍	警察犯處罰令	諸條例諸規則違犯	府縣上り發したる命令違犯	合計
明治四十二年	63	109	1,981	6,935	1,023	1,020	1,111	1,111	1,111	1,111	7,934
明治四十三年	53	110	1,981	6,935	1,023	1,020	1,111	1,111	1,111	1,111	7,934
明治四十四年	53	110	1,981	6,935	1,023	1,020	1,111	1,111	1,111	1,111	7,934
大正元年	53	110	1,981	6,935	1,023	1,020	1,111	1,111	1,111	1,111	7,934
同二年	53	110	1,981	6,935	1,023	1,020	1,111	1,111	1,111	1,111	7,934
同三年	53	110	1,981	6,935	1,023	1,020	1,111	1,111	1,111	1,111	7,934
同四年	53	110	1,981	6,935	1,023	1,020	1,111	1,111	1,111	1,111	7,934
合計	418	769	13,926	42,670	6,113	6,100	6,666	6,666	6,666	6,666	50,666

檢舉犯罪人及警察犯處罰令犯諸犯罪人員

被殺害者

Table showing the number of victims of murder from 1913 to 1914, categorized by year and month.

○盗難

Table showing the number of victims of theft and robbery from 1913 to 1914, categorized by year, month, and location (e.g., home, boat, person).

○被殺害者

Table showing the number of victims of various crimes from 1913 to 1914, categorized by year, month, and cause (e.g., murder, suicide, accidents).

○災害其他の事故にて死亡せし人員

(第三十五内閣統計年鑑及び内務省第三十一回統計報告に依る)

Table showing the number of deaths from disasters and other accidents from 1913 to 1914, categorized by year, month, and cause (e.g., flood, fire, earthquake).

○自殺者手段

Table showing the number of suicides from 1913 to 1914, categorized by year, month, and method (e.g., hanging, drowning, poisoning).

○自殺者月別

Table showing the monthly distribution of suicides from 1913 to 1914, categorized by year and month.

災害其他の事故にて死亡せし人員

○自殺者年齢別

年次	未十六年		十六年以上二十九年未滿		三十年以上三十九年未滿		四十年以上四十九年未滿		五十年以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正元年	108	92	379	456	1,683	1,103	1,015	861	485	1,453	6,925
同二年	133	121	344	449	1,767	1,213	1,214	998	512	1,510	7,481
同三年	141	100	388	443	1,855	1,332	1,332	1,049	579	1,628	8,078
同四年	95	82	406	483	1,764	1,269	1,171	1,043	490	1,661	7,999
合計	477	415	1,517	1,831	6,955	4,927	4,807	3,957	2,075	3,672	21,864

○自殺者因由

種別	大正三年		同四年		種別	大正三年		同四年	
	男	女	男	女		男	女	男	女
精神錯亂して病苦に因り活計の困窮又は薄命を歎きて互に情死を謀りて痴情又は嫉妬に因り前非を悔ひ又は慚愧に因り家族の不知に因り罪の發覺を懼れ又は刑の免れ難きを爲め將來の事を苦慮して商業等の爲め損失又は負債償却に因り又は主又は父兄等の懲戒又は誹責に因り	2,143	1,311	2,453	1,666	夫又は子等の不行跡を歎きて離縁を悲みて私通姦娠を憂ひて結婚を思ひて身體の不具なるを歎きて愛に因り親又は夫妻等の死亡を歎きて	3,000	2,000	3,000	2,000
その他	1,640	1,094	1,626	1,186	不詳	826	2,065	1,457	2,065
合計	3,783	2,405	4,079	2,852	合計	3,826	4,065	3,457	4,065

○棄兒

大正二年及三年中に登記せられたる棄兒數左の如し(内閣統計局調査)

府	縣	大正三年	同二年	府	縣	大正三年	同二年
東京府	東京府	1,266	82	滋賀縣	滋賀縣	1,433	24
大阪府	大阪府	456	25	山梨縣	山梨縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	岐阜縣	岐阜縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	長野縣	長野縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	宮城縣	宮城縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	福島縣	福島縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	茨城縣	茨城縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	秋田縣	秋田縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	山形縣	山形縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	青森縣	青森縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	岩手縣	岩手縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	鳥取縣	鳥取縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	島根縣	島根縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	岡山縣	岡山縣	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	25	山口縣	山口縣	1,433	24
京都府	京都府	1,566	25	廣島縣	廣島縣	1,433	24
奈良縣	奈良縣	1,566	25	德島縣	德島縣	1,433	24
和歌山縣	和歌山縣	1,566	25	香川縣	香川縣	1,433	24
神戶府	神戶府	1,566	25	愛媛縣	愛媛縣	1,433	24
兵衛府	兵衛府	1,566	25	高知縣	高知縣	1,433	24
長門縣	長門縣	1,566	25	福岡縣	福岡縣	1,433	24
新加坡	新加坡	1,566	25	佐賀縣	佐賀縣	1,433	24
群馬縣	群馬縣	1,566	25	熊本縣	熊本縣	1,433	24
千葉縣	千葉縣	1,566	25	鹿兒島縣	鹿兒島縣	1,433	24
茨城縣	茨城縣	1,566	25	宮崎縣	宮崎縣	1,433	24
新潟縣	新潟縣	1,566	25	大分縣	大分縣	1,433	24
東京府	東京府	1,566	25	北九州府	北九州府	1,433	24
大阪府	大阪府	1,566	2				

土木

○直轄土木費決算 (決算)

年次	河川費			砂防費			港灣費			合計
	度	度	度	度	度	度	度	度		
大正元年	17,011,850	8,101,258	99,011	1,011,011	711,366	18,143,486				
同 二年	17,011,850	8,101,258	99,011	1,011,011	711,366	18,143,486				
同 三年	17,011,850	8,101,258	99,011	1,011,011	711,366	18,143,486				
同 四年	17,011,850	8,101,258	99,011	1,011,011	711,366	18,143,486				

直轄事業として修築工事、改修工事を施行せらる、河川港灣を舉ぐれば河川にては利根川、信濃川、木曾川、澗川、九龍頭川、吉野川、庄川、高梁川、遠賀川、北上川、雄物川、荒川、阿賀川、富士川、最上川、神通川、岩木川、加古川、緑川、斐伊川、

(以上第一期川)天龍川、阿武隈川、筑後川、那珂川、庄内川、中川、手取川、矢作川、大和川、吉井川、馬淵川、紀ノ川、大淀川、由來川、多摩川、關川、米代川、鳴瀬川、久慈川、菊池川、郷川、旭川、渡川、蘆田川、千代川、鶴見川、大野川、球磨川、相模川、腋

川、矢部川、狩野川、圓山川、肝屬川、太田川、豊川、白川、大分川、酒匂川、鈴鹿川、太田川、名取川、仁淀川等にして、港灣にして、敦賀灣、關門海峡の二なりとす。

○地方土木費負擔者別 (決算)

年次	國庫支出 (圓)				地方支出 (圓)				總計 (圓)
	道路費	橋梁費	河川費	其他諸費	道路費	橋梁費	河川費	其他諸費	
明治三十二年	657,331	445,494	6,031,611	413,868	286,628	9,333,953	7,531,091	36,287,779	
同 四十一年	906,635	76,013	3,851,477	1,589,745	3,933,881	4,912,338	3,381,675	54,946,177	
同 四十二年	1,788,848	405,856	6,455,394	1,639,591	5,388,171	5,532,552	4,000,633	59,941,391	
同 四十三年	631,371	1,990,091	5,133,393	2,741,493	4,644,931	10,559,163	4,000,633	56,072,190	
同 四十四年	760,399	2,675,553	6,933,629	2,888,451	5,031,091	11,418,266	3,351,639	66,333,666	
同 四十四年度	1,209,555	804,492	5,344,999	2,812,232	10,141,638	33,988,766	6,350,341	107,603,333	

○地方支出土木費負擔者別 (決算)

年次	府縣費			郡市町費			寄附金其他			合計
	府	縣	費	郡	市	町	寄	附	金	
明治三十二年	2,645,823	881,626	5,494	98,732	2,477,595	8,736,855				
同 四十一年	2,146,852	3,391,511	1,336,662	3,730,680	4,833,677					
同 四十二年	2,235,591	3,916,272	1,680,662	4,833,677	6,677,367					
同 四十三年	2,235,591	3,916,272	1,680,662	4,833,677	6,677,367					
同 四十四年	2,235,591	3,916,272	1,680,662	4,833,677	6,677,367					

○水道 本來は會計年度に依るもの又は特に年度を設けたるもの若し曆年に依るものありて一定せず但し水管延長、戸數及栓數は十二月三十一日の現在なり

年次	水管延長			一日給水量			水料總額			住宅引用			共用栓使用			噴水栓其			共用防			火噴水栓		
	數	道	水	數	道	水	戶	數	料	金	戶	數	料	金	他	料	金	栓	數	栓	數	栓	數	栓
明治三十七年	13	4,371,441	2,916	69,028,624	1,379,213	112,666	91,051	270,755	366,334	101,927	23,157	10,941,592	23,157	10,941,592										
同 三十八年	13	4,811,310	3,757,463	75,744,633	2,066,487	152,175	1,433,993	332,913	408,695	251,799	25,231	16,443,177	25,231	16,443,177										
同 三十九年	15	4,991,351	3,310,259	75,104,259	2,344,288	167,713	1,572,866	355,238	459,771	221,558	27,997	18,444,880	221,558	18,444,880										
同 四十年	15	5,551,014	2,841,689	76,291,777	2,441,689	167,995	1,709,358	351,191	511,555	221,558	27,997	18,444,880	221,558	18,444,880										
同 四十一年	19	5,911,217	2,841,689	76,291,777	2,441,689	167,995	1,709,358	351,191	511,555	221,558	27,997	18,444,880	221,558	18,444,880										
同 四十二年	23	5,911,217	2,841,689	76,291,777	2,441,689	167,995	1,709,358	351,191	511,555	221,558	27,997	18,444,880	221,558	18,444,880										
同 四十三年	24	6,311,217	2,841,689	76,291,777	2,441,689	167,995	1,709,358	351,191	511,555	221,558	27,997	18,444,880	221,558	18,444,880										
同 四十四年	3	6,661,217	2,841,689	76,291,777	2,441,689	167,995	1,709,358	351,191	511,555	221,558	27,997	18,444,880	221,558	18,444,880										
大正元年	3	7,793,217	2,841,689	76,291,777	2,441,689	167,995	1,709,358	351,191	511,555	221,558	27,997	18,444,880	221,558	18,444,880										

○下水道工費及國庫補助額年度別

地方支出土木費負擔者別

年 度	東京市	大阪市	明石町	名古屋市	仙臺市	岡山市	廣島市	松山市
明治四十年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
明治四十一年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
明治四十二年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
明治四十三年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
明治四十四年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
大正元 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 二 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 三 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 四 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 五 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 六 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 七 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 八 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同 九 年 度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

年 次	開 業	未開業	計
同 十 年 度	100,000	0	100,000
同 十 一 年 度	100,000	0	100,000
同 十 二 年 度	100,000	0	100,000
同 十 三 年 度	100,000	0	100,000
同 十 四 年 度	100,000	0	100,000
同 十 五 年 東	100,000	0	100,000
累 計	500,000	0	500,000

○電氣事業數年比較
 (一)電氣供給及電氣鐵道事業
 本表は前表に掲げたる下水道の總工費と國庫補助額とを各年度に區分したるものなり但し大阪市の市費及國庫補助額は新計畫全部をも掲げたるを以て前表の金額とは符合せず○大阪市の明治三十三年度及同三十四年度の補助額は水道及下水道補助として第二彙集金より支出したるものなれども之を分けて本表に収めたり○「x」は國庫補助額「△」は既設工費

年 次	電氣供給		電氣鐵道		電氣鐵道及電氣供給管	
	開 業	未開業	開 業	未開業	開 業	未開業
明治三十六年末	105	0	0	0	105	0
大正元年末	105	0	0	0	105	0
同 二 年 末	105	0	0	0	105	0
同 三 年 末	105	0	0	0	105	0
同 四 年 末	105	0	0	0	105	0
累 計	525	0	0	0	525	0

事業別電線路互長及電線延長累年比較
(一) 自家用電氣工作物及官廳施設電氣工作物

年次	自家用電氣工作物		官廳施設電氣工作物		合計	開業	未開業	計	開業	未開業	計	指數 (明治三十六年 を單位とす)
	開業	未開業	開業	未開業								
明治三十六年	三三	一五	一九	八九	一〇九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	100
大正元年	九五	六〇	一〇四	一〇八	二一三	一〇九	一〇九	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	100
同二年	一〇八	五〇	一〇八	九七	二〇五	一〇九	一〇九	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	100
同三年	一三六	五八	一四三	一一三	二五六	一〇九	一〇九	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	100
同四年	一六〇	五三	一六二	一一三	二七五	一〇九	一〇九	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	100

事業別電線路互長及電線延長累年比較 (年末現在)

年次	電線路互長 (哩)	電線延長 (哩)			合計	全延長	全延長
		低壓	高壓	特別高壓			
明治三十六年	一、六五五、八	二、七三、〇	三、〇四六、〇	三、七七、七	一五、九八一、七	一〇〇	一〇〇
大正元年	二、七五三、八	一六、三三、〇	二四、四三、五	八、七三、九	四九、五七、八	六、七〇	七、三六
同二年	一六、七四一、三	二一、〇九七、四	三三、五三六、九	一〇、七八四、二	六四、四一八、五	一〇、一一	一〇、七六
同三年	三三、六七〇、三	二八、一三三、三	四三、九七七、三	一四、九一三、八	八六、〇〇四、三	一三、六九	一四、二六
同四年	二、一四一、五	三三、六九八、六	四九、四五五、五	一六、〇一八、三	九八、一七三、四	—	—

事業別電線路互長及電線延長累年比較 (年々比較)

年次	事業別電線路互長		電線延長		電線延長		電線延長	
	總數	均一事業平均	實箇數	換算箇數	均一事業平均	均一事業平均	均一事業平均	均一事業平均
明治三十六年	八、九二四、〇一八	二七〇、八〇八	八、二	三、五〇九〇	四、五七三、六一	一六、〇〇八	四、四三二	五、五七八
大正元年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九一五	—	—
同二年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九一五	—	—
同三年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九一五	—	—
同四年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一、九一五	—	—

備考 本表は開業に係る事業者の事實のみを掲ぐ○事業總數中には電氣鐵道に係るものを包含すと雖其の詳細の事實は總て之を交通の部に掲載せり○本表の事業總數は營業決算期末の現在なり

○事業別瓦斯供給 (明治四十四年大正元年是十二月三十一日調大正三年四年は三月三十一日調なり)

年次	事業者數	拂込資本金 (圓)	導管理設延長 (哩打明)	レトルト及發 生基數 (本)	製造 一晝夜間 力間 (立方尺)	需用家數	取附 燈用 熱用	瓦斯製造用 石炭消費量 (噸)		製造量 (立方尺)		供給量 (立方尺)		副 コークス (噸)	生 コークス (石)
								取附	取附	製造	供給				
明治四十四年	五五	四一、四八三、一三〇	一、二二、一三五、五四	一、七七五	一八、六五五、七〇〇	三四八、六〇七	四、八八一、〇一一	—	—	—	—	—	—	—	—
大正元年	七四	五三、六三三、四九五	一、七九五、一五、四九	一、八一九	二六、三九〇、六八五	四九三、六二二	一、八一三、一三五	—	—	—	—	—	—	—	—
大正三年	七五	六八、五三三、三四三	二、三三九、〇〇、二〇	二、六七九	三〇、六一五、五三三	五八六、〇四三	一、八三三、六二〇	—	—	—	—	—	—	—	—
大正四年	八七	八〇、七九二、五〇四	二、三六一、四三、二七	二、九九三	三六、六七四、五七〇	六四三、七六四	一、四四二、四二八	—	—	—	—	—	—	—	—

事業者別瓦斯供給

○病院、醫師、歯科醫師、薬剤師、産婆、製薬商及製薬者

年次	醫師	歯科醫師	薬剤師	産婆	病院			製薬商	製薬者	人口萬に付醫師
					官立	公立	私立			
大正二年	四〇、一三三	一、五三八	四、九三二	二九、三六六	六	八〇七	二六、九三三	一、七六六	七、七六	
同三年	四一、二八一	一、九三三	五、〇九三	三〇、〇三四	七	八八五	二八、五〇〇	一、五八六	七、八八	
同四年	四三、〇四三	二、六三三	五、四六一	三一、〇四四	七	九九九	二八、五〇〇	一、五七〇	七、七〇	
同	四三、八四七	二、九五三	六、〇三八	三一、八五六	七	九九九	二八、〇四四	一、八三二	七、七〇	

備考 外に大正四年に齒科醫兼業の醫師一薬剤師兼業の醫師二あり

○傳染病患者及び其死亡者

年次	虎列刺		赤痢		陽室扶斯		バラチフス		痘瘡		發疹室扶斯		猩紅熱		實布利利亞		バスト	
	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者
大正二年	二、七〇〇	一、六八三	一、六八三	六六七	五、七三三	五八八	六、二九八	四、〇五〇	四六六	一四	一	一、一〇七	一、四九	四、七六一	四、七六一	二七	三〇	三〇
同三年	六六	三三	三三	七二	三、九二七	三二	五、四四五	三、八七一	四七四	一〇八	三九	一、二九三	一、三三〇	一、〇六一	五、〇二二	二七	三〇	三〇
同四年	一、三三	四二六	四二六	二八	五、七二八	四七二	六、三六	六、八九七	七八三	四八五	一一〇	七、三〇九	一、三三四	一、三三〇	四、五八〇	四、七〇二	四、七〇二	三〇
同	一、三三	四二六	四二六	二八	五、七二八	四七二	六、三六	六、八九七	七八三	四八五	一一〇	七、三〇九	一、三三四	一、三三〇	四、五八〇	四、七〇二	四、七〇二	三〇

○第一期種痘人員

本表は種痘法に依る定期種痘及定期種痘と視做すべきもの、中第一期種痘人員の調とす。而して第一期種痘とは出生より翌年六月に至る間に行ひたるものを云ふ。第二回の善感不善感は前年若は其年第一回種痘不善感なりし爲め更に種痘を行ひしもの又第二回の検査未了は第一回の種痘不善感なりし爲め更に種痘を行ひたるも未だ其検査を了せざるものなり、次表も亦同し

年次	公種痘人員		私種痘人員	
	第一回	第二回	第一回	第二回
大正二年	一、二八、七〇三	七、三三八	一、四〇七	三、三三三
同三年	一、二七、五六一	七、三三三	一、三九、一六〇	三、三三三
同四年	一、三三、八九〇	六、三二一	一、四三、三六八	三、三三三
同	一、三三、八九〇	六、三二一	一、四三、三六八	三、三三三

○第二期種痘人員

年次	公種痘人員		私種痘人員	
	第一回	第二回	第一回	第二回
大正二年	四七、九六七	五五、〇七五	一、〇六一	三、三三三
同三年	五二、六九七	五九、四三三	一、〇六〇	三、三三三
同四年	六三、四二二	六三、四二二	一、〇八八	三、三三三
同	六三、四二二	六三、四二二	一、〇八八	三、三三三

○施療病院

設立者	名	所在地	診療科名	設立者	名	所在地	診療科名
府立	東京府集鴨病院	東京市	精神科	私立	財團三井慈善病院	東京市	内外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、小兒科、婦人科
市立	東京市施療病院	東京市	内外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、小兒科、婦人科	私立	法人共立育兒會附屬病院	東京市	小兒科
私立	東京慈善會醫院	東京市	科、皮膚科、齒科、婦人科	私立	施藥院	京都市	小兒科

第二期種痘人員

二八五

兒童教育叢書

兒童の教養

ドクトル・フィロソフィー 三田谷啓先生著

定價壹圓貳拾錢
特 價 壹 圓
送 料 八 錢
(植民地及び外國送料實費)

「兒童は如何に教育すべきか」是れ子を有する親の何人も願慮すべき問題である。兒童研究は單に兒童の一身若しくは一家の爲めばかりでなく、之を大にしては實に國家の重大問題である。本書は兒童心身の發達徑路を論述し其の教育法を研究したものである。本書は何人にも容易に理解し得られるやうに興味津々たる幾多の實例を擧げて最も通俗的に論じてある。此の種の著述は我が國には未だ先例のないものであつて、我が國の一般家庭は本書によつて兒童教育上大なる効果あるべきこと、信ずるのである。

農業

○帝國の農業 農業は我が國の産業中に於て、最も主要なるものなり。我が國は氣候溫和、地味肥沃にして、種々の天産物に富めるが故に、古來豐葦原瑞穂國と稱し、農を以て國の本となしたり。加之、明治維新後、政府は常に農業を奨励したりしかば、其の進歩發達頗る著るしきものあり。明治年間に於ける政府の農業奨励の跡を見るに、明治元年より明治十三年に至る間に於ては、或は農作物に、或は家畜に、西洋の新種の輸入をつとめこれを民間に頒布し、又は學者を海外に派遣して、西洋諸國の農事を調査せしめたり。明

○全國農家戸數 (第三十二次農商務統計表に依る)

年次	自作	小作	自作兼小作	計	自作	小作	自作兼小作
明治四十四年	一、七六三、三九	一、五〇一、九三三	二、一五五、七三	五、四一六、九三三	四、〇五二	一、三六四	三、九〇八
大正元年	一、七六三、八四〇	一、四九七、八二〇	二、二七六、三九一	五、四三八、〇五二	三、〇四四	一、三〇九	三、七五三
大正二年	一、七四四、八〇一	一、五〇〇、九三三	二、一七九、九七五	五、四三三、七〇八	三、〇〇九	一、三〇九	三、七一八
大正三年	一、七三三、三四七	一、五〇〇、四七六	二、一〇四、五〇八	五、四五六、三三二	三、〇七三	一、三〇九	三、七八二
大正四年	一、七二八、九三三	一、五三三、八二六	二、二二二、三三三	五、四五三、九六九	三、〇三三	一、三〇九	三、七九三

○地主戸數累年比較 (第三十二次農商務統計表に依る)

年次	五段未満	五段以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	五十町以上	計
明治四十四年	二、三三三、九五八	一、一三六、六四九	八八三、七五五	三六七、一七六	二二六、九三三	四一、五〇〇	二、二九一	四、九三六、八六六

帝國の農業

治十四年には、農事官制を改め、農商務省を設けて、其の一局なる農務局にて農事行政を管掌せしめ、これが補助として國立農事試験場を置き、巡回教師の制度を設け、病虫害防除の方法を講じ、地租の軽減を行ひ、農事の發達と、農民の休養に力を盡したり。明治二十三年國會開設後には、更に積極的の奨励の必要を感じ、農事調査を行ひ、地方試験場の設立を奨励し、耕地整理法、産業組合等農業上必要な諸制度を制定したり。かくて我が國の農業は、明治維新以來長足の進歩をなしたるものなり。

萬三千七百六十町歩にして、農家戸數五百四十五萬三千九百六十九戸なり。農産物中の主要なるものは、米、麥、大豆、小豆、粟、稗、黍、蕎麥、甘藷、馬鈴薯、豌豆、蠶豆、落花生、玉蜀黍、胡蘿蔔、蘿蔔、午麥、蕎麥、落花生、蕎麥、食用百合、青芋、燕麥、漬菜、甘藷、葱、葱頭、蓮根、慈姑、胡瓜、南瓜、西瓜、甜瓜、茄、蕃茄(以上食用農産物)。實棉大麻、草蓆、葉煙草、菜種、漆樹、絲瓜、苧麻、甘蔗、楮、三椏、蘭、苧苧(七島蘭)人參、花百合、除蟲菊、薄荷、亞麻、杞柳(以上食用農産物)等なり。又果實には梅、桃、櫻桃、梨、柿、苹果、提摩、枇杷、葡萄、栗、無花果、密柑、ネーブル、オレンジ、夏橙等あり。

有租地及免租地現在高府縣別

二九〇

道府縣	有租地		免租地	
	段別地	價筆數	段別地	價筆數
北海道	四七、九四七	三、三九七、九六九	三、七二四	一、七八〇、六六〇
東京都	五七、七四五	一、五九九、九一四	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
大阪府	六五、一〇一	三、〇四九、一六八	二、〇八九、九三〇	一、八六〇、〇〇〇
京都府	六六、一八九	三、一六八、一九九	二、〇四九、九三〇	一、八六〇、〇〇〇
兵庫県	七六、九七七	一、六〇九、九六九	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
新潟県	一四三、〇〇〇	一、五七一、五五八	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
長野県	一四三、〇〇〇	一、五七一、五五八	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
群馬県	一〇三、三三七	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
茨城県	一八五、一一三	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
千葉県	二九、八五五	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
栃木県	二二、五八四	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
茨城県	四四、一四一	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
三重県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
愛知県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
静岡県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
岐阜県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
長崎県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
熊本県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
鹿嶋県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
宮崎県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
鹿児島県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
沖縄県	一四、四〇八	一、〇三三、三三七	一、〇九〇、〇六七	一、八六〇、〇〇〇
計	一、〇三三、三三七	一、〇三三、三三七	一、〇三三、三三七	一、〇三三、三三七

道府縣	有租地		免租地	
	段別地	價筆數	段別地	價筆數
北海道	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
東京都	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
大阪府	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
京都府	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
兵庫県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
新潟県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
長野県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
群馬県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
茨城県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
千葉県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
栃木県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
茨城県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
三重県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
愛知県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
静岡県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
岐阜県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
長崎県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
熊本県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
鹿嶋県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
宮崎県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
鹿児島県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
沖縄県	一七、七三三	一、六六五、六六五	七、〇三三	一、九一五、五五五
計	一、〇三三、三三七	一、〇三三、三三七	一、〇三三、三三七	一、〇三三、三三七

備考 本表段別は町位未滿を切捨てたるに依り總計と内容と符合せず

有租地及免租地現在高府縣別

二九一

耕地整理の現在及完了地區面積地方別表 (大正四年八月三十一日現在)

地方	現に存積するもの		合計	地方	現に存積するもの		合計
	面積	費用			面積	費用	
東京	1,145.1	208,433	1,145.1	岐阜	6,401.1	1,555,167	93
京都	3,233.6	893,393	3,233.6	長野	2,399.9	687,823	135
大阪	1,966.7	468,191	1,966.7	宮城	3,956.6	2,708,844	35
神奈川	2,669.6	447,734	2,669.6	福島	2,184.6	2,152,256	34
兵庫	2,699.6	447,734	2,699.6	岩手	4,572.9	5,953,311	1
青森	2,496.3	353,422	2,496.3	富山	7,956.5	3,345,591	1
山形	2,466.1	337,397	2,466.1	鳥取	8,099.6	9,147,755	4
秋田	1,834.6	1,845,551	1,834.6	島根	3,555.5	3,321,261	1
石川	4,366.6	1,385,857	4,366.6	岡山	5,191.0	2,401,681	1
福井	1,970.3	2,535,488	1,970.3	広島	4,243.3	1,391,891	1
新潟	2,553.8	1,665,331	2,553.8	山口	8,918.6	2,555,334	1
長崎	2,163.5	1,665,331	2,163.5	徳島	1,372.3	328,233	1
群馬	7,783.9	1,401,111	7,783.9	香川	2,235.5	644,649	1
千葉	7,696.5	1,359,755	7,696.5	愛媛	1,211.0	591,185	1
茨城	1,599.3	1,896,451	1,599.3	高知	4,663.0	1,362,339	1
栃木	1,842.8	2,194,635	1,842.8	福岡	2,186.1	4,532,561	1
奈良	9,142.3	1,842,635	9,142.3	佐賀	8,059.9	2,059,893	1
三重	7,009.9	1,674,451	7,009.9	熊本	4,633.5	1,158,849	1
愛知	6,433.3	1,391,851	6,433.3	鹿兒島	1,713.0	3,345,591	1
岐阜	1,391.8	1,674,451	1,391.8	計	6,666.6	2,345,591	1
静岡	1,391.8	1,674,451	1,391.8				
山梨	1,391.8	1,674,451	1,391.8				
合計	1,145.1	208,433	1,145.1				

耕地擴張見込地 (農商務省調査)

種類	開墾及新開		地目變換	合計	種類	開墾及新開		地目變換	合計
	面積	費用				面積	費用		
田となるもの	37,649	56,649	3,649	41,298	開墾及新開	1,795,645	6,000,000	地目變換	5,995,433
畑となるもの	1,488,066	76,649	1,199	1,489,265	合計	1,795,645	6,000,000	合計	7,990,433

農家の負債 (農商務省農務局調査)

明治四十五年大藏省理財局の調査に係る農家の負債高は不動産を擔保とせるもの三億七千八百萬圓、動産を擔保とせるもの七千九百萬圓及無擔保のもの二億八千九百萬圓總計七億四千六百萬圓にして此の負債人員は七百七十九萬人に上れり但し此の負債人員中には一人にして數口の借入を爲せるものあり又一戸にして數人借入を爲せるものあるを以て之を直ちに全國農家戸數に比較するを得ず仍て假に

借入先別	不動産擔保		不動産以外の擔保		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
日本勸業、農工、北海道拓殖銀行	4,447	63,477	4,447	63,477	4,447	63,477
其他の銀行	19,580	73,333	19,580	73,333	19,580	73,333
其他の會社	289	5,610	289	5,610	289	5,610
產業組合、報德社	37,933	41,548	37,933	41,548	37,933	41,548
其他の團體	5,610	100,000	5,610	100,000	5,610	100,000
資金會社及個人資	5,610	100,000	5,610	100,000	5,610	100,000
質業者	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
商賣	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
頼母子講及類似の者	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
私	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	1,145,100	208,433	1,145,100	208,433	1,145,100	208,433

(備考) 一、本表は大蔵省理財局の調査に係る。二、負債額は四十三年度、四十四年度六月末若くは最近現在に依る等其の期間區々に置れり。三日本動業銀行農工銀行及北海道拓殖銀行に對する各負債額は理財局に於て調査し其の他の不動産擔保の負債額は各稅務監督局又不動産以外の擔保及無擔保の負債額は各地方廳の調査に基くものなり

○土地抵當買入登録税増減 全國に於ける農家負債總高の増減如何を統計を以て的確に示すことは頗る困難なるも農家負債中の一半を占むる土地を擔保とせる負債總高の増減に付ては土地抵當及買入登記の登録税額よりして

年次	種別	件数	数量	抵當及買入 貸付金額	合計貸付金額
自明治三十三年五箇年平均	質入	八二八、一六〇	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
至同三十七年五箇年平均	質入	一〇〇、〇〇〇	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
明治三十八年	質入	七三、九一七	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
明治三十九年	質入	一六、七四六	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
明治四十年	質入	一四、八二一	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
明治四十一年	質入	一四、〇一六	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
明治四十二年	質入	一三、九一七	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
明治四十三年	質入	一三、九一七	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
明治四十四年	質入	一〇、七一〇	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇
以上五箇年平均	質入	一〇、七一〇	三、三三九、七七一	一九八、五五八、八四五	一〇〇、〇〇〇

大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	大正十七年	大正十八年	大正十九年	大正二十年	
七、七六、九四九	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇	三、九四、七四〇

備考 本表は「司法省登記統計年報」より材料を採り日本動業銀行調査「不動産買入抵當に関する表」の計算法に依り算出せり

○農業勞銀 (農商務省農務局調査)

年次	農作年履	農作日履	兼業履	雑履
明治四十三年	四、九一七	〇、三三九	〇、三三九	〇、三三九
同四十四年	四、九一七	〇、三三九	〇、三三九	〇、三三九
大正元年	三、三三九	〇、三三九	〇、三三九	〇、三三九

備考 本表は農商務統計に依る。但し農作年履は賄付なり

○全國田畑賣買價格 大正五年十二月日本動業銀行調査に據る

地方	田		畑	
	上	下	上	下
北海道	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
青森	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
秋田	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
岩手	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
宮城	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
山形	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
福島	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
新潟	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
群馬	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九
栃木	三、三三九	三、三三九	三、三三九	三、三三九

全國田畑賣買價格 二九五

米作付段別及收穫高

Table showing rice cultivation stages and yields for various prefectures including 茨城, 千葉, 埼玉, 東京, 神奈川, 山梨, 長野, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 奈良, 和歌山, 兵庫, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄. Includes a '全国平均' (National Average) row.

備考 本調査は各都農會(沖繩縣は各郡一個の産業組合)の報告(五百二十八)に基きて行ひたるものなり又大都市附近にして専ら耕作以外の目的にて賣買せらるるものは本調査より除外せり

米作付段別及收穫高

Table showing rice cultivation stages and yields for the years 明治三十七年, 三十八年, and 三十九年. Columns include 年次, 作付, 段別, 收穫, 高, 平均.

麥作付段別及收穫高

Table showing wheat cultivation stages and yields for the years 明治三十九年, 四十年, 四十一年, 四十二年, 四十三年, 四十四年, 大正元年, 二年, 三年, 四年, and 平年. Columns include 年次, 作付, 段別, 收穫, 高, 平均.

本表年作とは其年の前年より七箇年前迄の内最豐最凶の二箇年を除き残り五箇年を平均したるものなり

Table showing wheat cultivation stages and yields for the years 明治四十年, 四十一年, 四十二年, 四十四年, 大正元年, 二年, 三年, 四年, and 同. Columns include 年次, 作付, 段別, 收穫, 高, 平均.

麥作付段別及收穫高

年次	生産額	輸出額	産額	年次	生産額	輸出額	差額
明治四十年	一四、五八八、八五〇斤	九、七三三、七五五斤	五、二八六、〇九五斤	大正三年	二、九六六、一八斤	一七、〇二四、二七七斤	四、九三二、八六一斤
大正元年	二、四〇〇、五七三斤	一六、九七四、七三三斤	四、四三三、〇九〇斤	同四年	三、四八〇、七三二斤	一七、七四四、七三三斤	五、七六六、〇三〇斤
同二年	二、七九九、五三八斤	二〇、一五九、九三四斤	一、六八三、六二四斤	同五年	—	二、六九九、八七四斤	—

○世界の生糸産 (單位千基)

年次	歐羅巴	極東	合計	年次	歐羅巴	極東	合計
一八七六—一八八〇年	二、四七五	六、九元	五、七四〇	一九〇七年	五、九〇九	三、〇三三、二二五	三、〇六六
一八八一—一八八五年	四、三三〇	七、三八六、五三三	一一、六〇〇	一九一二年	四、九八二	二、三三三、一九七、七五〇	二、六九六、三
一八八六—一九〇〇年	五、二二〇	一、五三三、一〇、八一	一七、〇五三	一九一三年	四、二五四	二、三三三、二七六〇	二、七三〇
	近東及中亞細亞						
	一、七八五、一五、五九五		二、二二〇				
	一、〇四一、九四〇		三、三六五				
	一、〇四〇、三〇〇		三、三六五				
	一、〇四〇、三〇〇		三、三六五				

○世界蠶糸産額

佛國里昂絹絲前組合が發表したる一九一六年度の世界蠶絲推定産額を其前年の産額と比較すれば左の如し但し埃洪國及近東諸國の産額は未詳なるを以て前年度の産額を其儘掲げたり

國名	一九一五年	一九一六年	國名	一九一五年	一九一六年
佛國	一、七三三、七三三	二、七九七、七三三	歐羅巴	一、〇〇〇	一、〇〇〇
伊太利	一、〇〇〇	一、〇〇〇	土耳其	一、〇〇〇	一、〇〇〇
西班牙	一、〇〇〇	一、〇〇〇	塞爾維、羅馬尼	一、〇〇〇	一、〇〇〇
埃地牙	一、〇〇〇	一、〇〇〇	希臘、薩羅、及クリート	一、〇〇〇	一、〇〇〇
洪牙利	一、〇〇〇	一、〇〇〇	高加索	一、〇〇〇	一、〇〇〇
亞細亞	一、〇〇〇	一、〇〇〇	トルキスタン及中央亞細亞	一、〇〇〇	一、〇〇〇
土耳其	一、〇〇〇	一、〇〇〇	波斯(輸出)	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	三、三三三	三、三三三	小計	一、〇〇〇	一、〇〇〇

○大日本蠶絲會

明治二十五年の創立にして本邦蠶絲業の改良發達を圖るを以て目的とし會員十八萬餘を有する社團法人なり。同會事業の要綱を掲げれば本邦生糸の販路擴張を圖ること、蠶絲業に關係ある者の功勞を調査し之を表彰すること、蠶絲業に關係する從業者を獎勵慰安すること、蠶絲業に關係する品評會及講話講習會を開催すること、蠶絲業に關係する諸般の調査を爲し及は會員の質問に應答すること、蠶絲業に關係する教師技術者等の

紹介を爲すこと、蠶絲業に關係する書籍を編纂著述又は翻譯して會員に頒布すること等にして尙會報、講義録及雜誌蠶絲の光及歐文雜誌を發行す又全國道府縣に四十三の支會を置き會務を分掌せしめ又中央に學識經驗に富める八十七名の學藝委員を囑託し諸般の調査と會員の質疑に解答せしめ又各地に通信委員百餘名を置き蠶絲業上全般の事項を報告せしむ事務所は東京市神田區錦町三丁目十八番地に置き支所を横濱市辨天通一丁目二番地に設置す

東支	極東	印度支那(輸出)	計
上海輸出	九、一五二、九	—	—
廣東輸出	三、八四四、七	—	—
本(橫濱輸出)	二、〇〇〇、九八	—	—
度(ミンガル輸出)	—	—	—
計	一五、〇〇〇、〇〇〇	—	—

- | | |
|-----|---------|
| 總裁 | 開院宮戴仁親王 |
| 會頭 | 子爵 清浦奎吾 |
| 副會頭 | 子爵 牧野忠篤 |
| 副會頭 | 益田孝 |
| 理事 | 本多岩次郎 |
| 理事 | 吉慶 |
| 理事 | 桑田熊藏 |
| 理事 | 紫藤章 |
| 理事 | 茂木惣兵衛 |
| 理事 | 法學博士 |

牧畜

○家畜數

種別	大正三年末		大正四年末		種別	大正三年末		大正四年末	
	内種	外種	内種	外種		内種	外種	内種	外種
牛	923,466	455,097	983,050	433,296	馬	987,188	894,041	539,948	699,399
	1,378,233	1,869,000	1,387,933	1,655,640		1,499,237	1,722,022	1,579,454	1,579,454
計	2,301,700	2,324,100	2,370,983	2,088,936	計	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
種牝牛	2,000	2,000	2,000	2,000	種牡馬	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
外種	2,000	2,000	2,000	2,000	外種	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
内種	2,000	2,000	2,000	2,000	内種	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	計	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
種牝馬	2,000	2,000	2,000	2,000	種牡馬	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
外種	2,000	2,000	2,000	2,000	外種	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
内種	2,000	2,000	2,000	2,000	内種	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	計	2,990,000	2,990,000	2,990,000	2,990,000
種山羊	2,000	2,000	2,000	2,000	種山猪	2,000	2,000	2,000	2,000
外種	2,000	2,000	2,000	2,000	外種	2,000	2,000	2,000	2,000
内種	2,000	2,000	2,000	2,000	内種	2,000	2,000	2,000	2,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	計	2,000	2,000	2,000	2,000

○乳牛

大正四年十二月末日現在

地方	地	年次	飼養戸數		成禽		種		價額		地方	地	年次	飼養戸數		成禽		種		價額	
			頭	數	頭	數	頭	數	頭	數				頭	數	頭	數	頭	數	頭	數
明治四十三年	同	同	5,557	41,333	11,033	5,557	2,557	5,557	7,156,298	同	同	同	5,557	41,333	11,033	5,557	2,557	5,557	7,156,298		
同四十四年	同	同	5,924	44,060	12,411	6,411	2,678,874	7,122,572	同	同	同	5,924	44,060	12,411	6,411	2,678,874	7,122,572				
大正元年	同	同	5,688	41,943	11,366	2,740,480	7,203,388	同	同	同	5,688	41,943	11,366	2,740,480	7,203,388						

○家畜數

年次	飼養戸數		成禽		種		價額		年次	飼養戸數		成禽		種		價額	
	頭	數	頭	數	頭	數	頭	數		頭	數	頭	數	頭	數	頭	數
大正三年	3,825,076	1,766,708	8,855,099	6,698,848	862,081	2,621,066	7,823,737	3,023,933	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	
同四年	3,999,921	1,985,039	9,826,699	7,488,855	862,081	2,621,066	8,623,737	3,023,933	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	
同五年	3,984,977	1,985,039	9,826,699	7,488,855	862,081	2,621,066	8,623,737	3,023,933	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	1,668,335	

○列國の家畜數 第三十一次農商務統計表に據る

國名	年次	牛	豚	羊	山羊	馬	國名	年次	牛	豚	羊	山羊	馬
北米合衆國	一九一〇	5,892,770	60,358	5,193	3,184	2,333	露西亞	一九一〇	3,623,770	1,217	3,263	1,166	3,633
加奈陀	一九一四	6,837	3,433	2,038	1,948	2,948	西班牙	一九一〇	2,563	1,217	1,166	3,633	3,633
墨西哥	一九一三	5,143	6,161	3,333	3,066	8,999	土耳其	一九一〇	6,736	2,217	2,217	3,263	1,166
亞爾然丁	一九一三	2,991,661	2,900	2,001	4,001	8,888	英吉利	一九一〇	1,217	1,166	1,166	3,633	3,633
智利	一九一三	1,991	1,700	4,000	3,000	5,111	印度	一九一〇	1,666	1,166	1,166	3,633	3,633
ウルグワイ	一九一八	8,193	1,800	4,000	3,000	5,111	日鮮	一九一〇	1,666	1,166	1,166	3,633	3,633
埃洪國	一九一八	1,788	1,800	4,000	3,000	5,111	朝鮮	一九一〇	1,666	1,166	1,166	3,633	3,633
芬蘭	一九一〇	1,578	1,800	4,000	3,000	5,111	亞細亞	一九一〇	1,666	1,166	1,166	3,633	3,633
佛蘭西	一九一〇	1,578	1,800	4,000	3,000	5,111	亞細亞	一九一〇	1,666	1,166	1,166	3,633	3,633
伊太利	一九一〇	1,578	1,800	4,000	3,000	5,111	亞細亞	一九一〇	1,666	1,166	1,166	3,633	3,633
羅馬尼	一九一〇	1,578	1,800	4,000	3,000	5,111	亞細亞	一九一〇	1,666	1,166	1,166	3,633	3,633

本表中北米合衆國は牛の外はアラスカを除き獨逸の馬は一九一二年調羅馬尼は牛及馬の外は一九一一年調アルセリアの山羊は一九一二年調なり

林業

○森林面積 (第三十二次農商務統計表に依る) *印を附したるものは大林區署以外の管轄に屬するものなり。以下二表又同じ

Table showing forest area statistics for various regions (大正二年, 同三年, 同四年) categorized by ownership (御料, 國有, 公有, 社寺有, 私所有) and total area (計). Includes asterisks for areas outside the main district.

○原野面積 (第三十二次農商務統計表に依る)

Table showing open land area statistics for various regions (大正二年, 同三年, 同四年) categorized by ownership (御料, 國有, 公有, 社寺有, 私所有) and total area (計).

○森林原野面積統計

Table showing combined forest and open land area statistics for various regions (大正二年, 同三年, 同四年) categorized by ownership (御料, 國有, 公有, 社寺有, 私所有) and total area (計).

○保安林所有別累年比較

Table comparing the number of security forests (保安林) over years (大正二年, 同三年, 同四年) categorized by ownership (御料, 國有, 公有, 社寺有, 私所有) and total count (計).

○大林區署名稱位置及管轄區域表

Table listing forest district offices (大林區署) such as 青森, 秋田, 東京, 大阪, 高知, 熊本, 鹿兒島, including their locations and the districts they manage.

○森林伐木種類別 (用材) 第三十二次農商務統計表に據る

保安林所有別累年比較

樹種	大正三年度		同四年度		樹種	大正三年度		同四年度	
	材積	材價	材積	材價		材積	材價	材積	材價
扁柏	九四八、〇四三	一、三三八、一五九	三、二六四、七六七	三、六二二、五五九	落葉松	一、二八、七五五	八四、八〇二	一、二二、九六四	一、九九、〇三〇
杉	五、四六二、三三六	七、三三三、〇四三	一、五〇三、八二七	一、五七七、三、四八九	榿	一、二七、九〇〇	一、九九、〇三〇	一、九九、〇三〇	一、三二、八八五
松	七、一八八、七五九	一、〇三六、三八九	六、三三六、三九九	九、一五九、八二六	栗	一、六五、九〇六	四九、〇八四	六九七、四四〇	八二、〇九二
合計	一〇、五五四、六五一	一〇、五五四、六五一	一〇、五五四、六五一	一〇、五五四、六五一	合計	一、九一、三三三、六八八	三、四一、五八八、三六七	一、九一、三三三、六八八	三、四一、五八八、三六七

備考 本表單位は材積に關し用材は大正三年度尺、同四年度は石、價額は圓なり合計には表出以外の數を合算せり

○森林伐木數(薪炭林) 第三十二次農商務統計表に據る

種別	大正三年度		同四年度		種別	大正三年度		同四年度	
	材積	材價	材積	材價		材積	材價	材積	材價
公有	一七六、〇九〇	一、七六、〇九〇	二二〇、七九	二、二〇、七九	公有	一、四四、〇五一	一、四四、〇五一	一、四四、〇五一	一、四四、〇五一
社寺有	一、一八九、四三三	一、一八九、四三三	一、一八九、四三三	一、一八九、四三三	社寺有	一、一八三、三三三	一、一八三、三三三	一、一八三、三三三	一、一八三、三三三
國有	一、〇三六、三八九	一、〇三六、三八九	一、〇三六、三八九	一、〇三六、三八九	計	一、八二、七六二	一、八二、七六二	一、八二、七六二	一、八二、七六二
合計	二、九八一、九〇二	二、九八一、九〇二	二、九八一、九〇二	二、九八一、九〇二	合計	二、九八一、九〇二	二、九八一、九〇二	二、九八一、九〇二	二、九八一、九〇二

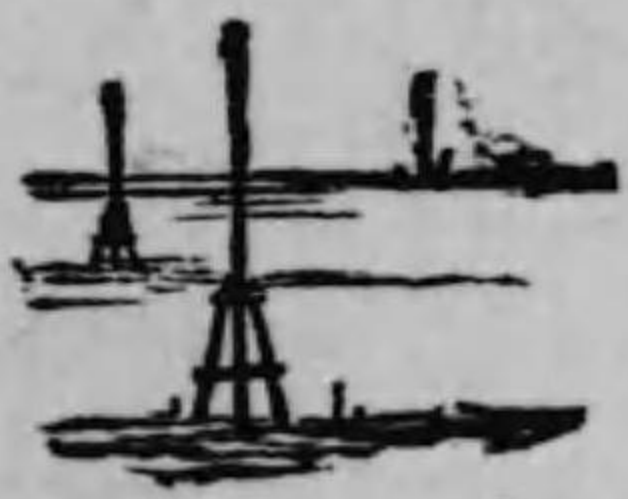
備考 表中△印を附したるは、北海道、小笠原及び伊豆七島の國有林なり

○森林植栽所有別 第三十二次農商務統計表に據る

種別	大正三年度		同四年度		種別	大正三年度		同四年度	
	面積	數量	面積	數量		面積	數量	面積	數量
公有	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	公有	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九
社寺有	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	社寺有	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九
國有	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	計	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九
合計	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	合計	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九

所有別	面積		數量		所有別	面積		數量	
	天然下種	人工植栽	天然下種	人工植栽		天然下種	人工植栽	天然下種	人工植栽
公有	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三	公有	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三
	三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三		三、二四九	一、一八、七三三	三、二四九	一、一八、七三三
社寺有	一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三	社寺有	一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三
	一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三		一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三	一、一八、七三三
計	四、四三六	二、三六六	四、四三六	二、三六六	計	四、四三六	二、三六六	四、四三六	二、三六六
	四、四三六	二、三六六	四、四三六	二、三六六		四、四三六	二、三六六	四、四三六	二、三六六

△印を附したるは東京府委託伊豆七島及小笠原島並に北海道の分なり



漁業

○漁業戸数及漁業者

年次	本		業		本		業	
	戸数	計	男	女	戸数	計	男	女
大正四年	三六、七〇八	一五八、一八八	一〇、三三三	一、四七九	四六、九三二	一九四、八五五	一〇、三三三	一、四七九
大正三年	三六、七〇八	一五八、一八八	一〇、三三三	一、四七九	四六、九三二	一九四、八五五	一〇、三三三	一、四七九

○漁船 (大正四年)

種	類	現在		新造		廢用	
		船数	噸数	船数	噸数	船数	噸数
動力有るもの	五噸又は五十石未満	三六〇、八四三	三、四三三	二五、一九六	二、一〇七	一、四一三	一、四一三
	五噸以上二十噸又は五十石以上二百石未満	二、六六六	六四七	六三	六三	一	一
動力を有するもの	二十噸又は二百石以上	六二四	一八	一	一	一	一
	計	三九三、〇七三	三、五〇七	二五、〇八七	二、一七二	二、四一五	二、四一五

○漁獲物種類別 (第三十二次農商務統計表に據る)

種	類	大正三年		同四年	
		数量	價額	数量	價額
魚	鯉	一〇八、二〇〇	一、九三六、七六	一一九、三六六	二、一〇七、一一〇
	鱈	一〇、四七四	一、一三三、七三	八、一五二	一、〇三三、七三
魚	香魚	五、〇六六	六、四四七、二九	六、一五〇、六三	六、四四七、二九
	鱈	六、四四七	一、七九	六、四四七	一、七九
魚	鯖	二、八四六	二、八四六、一一	二、八四六	二、八四六、一一
	鯖	二、八四六	二、八四六、一一	二、八四六	二、八四六、一一

種	類	大正三年		同四年	
		数量	價額	数量	價額
魚	秋刀魚	五、一八四	五、一八四、三三〇	五、一八四	五、一八四、三三〇
	秋刀魚	五、一八四	五、一八四、三三〇	五、一八四	五、一八四、三三〇
魚	鮎	一、〇〇七	一、〇〇七、七五	一、〇〇七	一、〇〇七、七五
	鮎	一、〇〇七	一、〇〇七、七五	一、〇〇七	一、〇〇七、七五
魚	鱈	一、〇〇七	一、〇〇七、七五	一、〇〇七	一、〇〇七、七五
	鱈	一、〇〇七	一、〇〇七、七五	一、〇〇七	一、〇〇七、七五

○水産製造物の種類及價額

第三十二次農商務統計表に據る

本表單位に關し數量は貫、價額は圓なり魚類價額は本表に掲げたるもの以外の魚類價額をも含む

種	類	大正三年		同四年	
		数量	價額	数量	價額
食料	魚	二、一八〇、四三七	三、二七、八三三	三、二七、八三三	三、二七、八三三
	魚	二、一八〇、四三七	三、二七、八三三	三、二七、八三三	三、二七、八三三
食料	魚	七、一三三、三〇八	八、四三三、六二二	八、四三三、六二二	八、四三三、六二二
	魚	七、一三三、三〇八	八、四三三、六二二	八、四三三、六二二	八、四三三、六二二
食料	魚	三、二九〇、五五五	一〇、一、九三三	一〇、一、九三三	一〇、一、九三三
	魚	三、二九〇、五五五	一〇、一、九三三	一〇、一、九三三	一〇、一、九三三
食料	魚	四、六五、六七六	二、四一、七四七	二、四一、七四七	二、四一、七四七
	魚	四、六五、六七六	二、四一、七四七	二、四一、七四七	二、四一、七四七

水産製造物の種類及價額

礦業

○礦産額種類別 第三十二次農商務統計表に據る

種別	大正二年		同三年		同四年	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額
金	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
銀	三九、〇〇七、三三八	五、六三五、二四八	四〇、二五二、〇一八	五、三七〇、二七六	四二、四六九、六一二	五、二八九、六二四
銅	一〇、八三五、四〇八	四、三〇二、二六六	一七、三三九、〇八一	三、九〇七、三三七	一三、六九三、七三三	三、三三三、七九八
鉛	六、二九四、八五四	六、二七四、八六八	七、六〇三、六五四	八、二七二、二八二	九、九四〇、五九三	七、九七六、三九九
安質母尼	三、七〇七、七七五	四、五六一、九六九	四、九六九、九六九	八、二五三、三七四	一三、九一三、四七一	一、二五三、三七四
亞鉛	九、二五八、三六六	四、五六一、九六九	三、七〇七、七七五	九、八〇一、四九一	三、二八、八九一	三、二八、八九一
鐵	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
石油(原油)	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
硫黃	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
石炭	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
石炭	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
礦産物價額總計	一四六、八四八、七九三	一、五四、〇五六、九六一	一七五、九九九、〇四八	一、九〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

○採掘鑛山就業者數 第三十二次農商務統計表に據る(六月末日現在人員)

種別	大正二年		同三年		同四年	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
金	七九、四七九	一、七三、四四六	七九、四七九	一、七三、四四六	七九、四七九	一、七三、四四六
石炭	一〇、三三三	二、六二、〇八四	一〇、三三三	二、六二、〇八四	一〇、三三三	二、六二、〇八四
其他非金屬山	二六、二六三	一、〇、〇〇〇	二六、二六三	一、〇、〇〇〇	二六、二六三	一、〇、〇〇〇
計	一一六、〇七五	二、七五、五三〇	一一六、〇七五	二、七五、五三〇	一一六、〇七五	二、七五、五三〇

○帝國の金産出高

地方	大正二年		同三年		同四年		同五年	
	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額
内地	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
朝鮮	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
臺灣	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
計	三、四七五、〇〇〇	一三、二五三、〇〇〇	三、九一六、七六三	一五、三九八、四四九	七、四四三、八七七	二四、六〇八、八九二	七、四四三、八七七	二四、六〇八、八九二

○世界の金産出高

本表内地産は農商務統計に臺灣産は本邦鑛業の趨勢に據り朝鮮は造幣局輸納高を掲ぐ又内地大正五年の計數は概算なり

年次	大正二年		同三年		同四年		同五年	
	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額
歐洲	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六
阿弗利加	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
米國	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
加拿咤	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
露西亞	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
墨西哥	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
合計	六、四七五、〇〇〇	二三、二五三、〇〇〇	七、九一六、七六三	二八、三九八、四四九	九、四四三、八七七	三二、六〇八、八九二	九、四四三、八七七	三二、六〇八、八九二
總價額	一、四七五、〇〇〇	七、二五三、〇〇〇	一、九一六、七六三	九、三九八、四四九	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六	三、二二一、九三四	一〇、八〇四、四四六

○世界の銀産出 倫敦ビツクススレー、アンドン、アベル商會の調査に據る

Table showing silver production in tons for various countries from 1916 to 1918. Columns include Year, Country, and Production Amount. Rows list countries like Mexico, Peru, Bolivia, and others, followed by a total row.

○世界の金銀消費高

一九一七年發行ウオールド、アルマナックに依り一九一五年に於ける列國の金銀を貨幣以外に使用したる價額を左に示す

Table showing gold and silver consumption in tons for various countries from 1916 to 1918. Columns include Country, Name, Gold, and Silver. Rows list countries like the USA, Canada, Mexico, and others, followed by a total row.

○世界の鋼産出高

エンザニアリンク、アンドン、マイニンクジャーナル所載

Table showing steel production in tons for various countries from 1914 to 1916. Columns include Country, Name, 1914, 1915, and 1916. Rows list countries like the USA, Canada, Mexico, and others, followed by a total row.

○農商務省所管轄鐵所鐵生産高

第三十二次農商務統計表に據る

Table showing iron production in tons for various regions from 1912 to 1914. Columns include Region, Name, 1912, 1913, and 1914. Rows list regions like North America, Europe, and others.

○主要製鐵所

大正五年の生産額左の如し

(田中鐵山株式會社釜石製鐵所) 生産高鉄鐵 四三、三一七佛噸、鋼塊二三、〇七四佛噸、鋼材二二、二九〇佛噸

○世界の鐵産額

世界の鋼産出高

三三三

七〇佛噸、鋼鑄物一、八〇〇佛噸、鋼鍛造物 二九、五九〇佛噸 (北海道製鐵株式會社) 生産高鉄鐵二九、六〇〇佛噸(所在地輪西) (日本鋼管株式會社) 生産高鋼塊三二、六一三佛噸、鋼管一〇、一八〇佛噸、條鋼一四、二〇〇佛噸(所在地地川崎) (仙人製鐵所) 生産高鉄鐵三、七九六佛噸(所在地地巖手縣) (栗本製鐵所) 生産高鉄鐵二、八五八佛噸(所在地地巖手縣) (住友製鐵所) 生産高鋼品二、四二二佛噸、鋼塊一、九五一佛噸、鋼片三五三佛噸(所在地大阪市) (日本製鋼株式會社) 生産高鋼塊一、一〇〇佛噸、鋼製品五〇佛噸(所在地東京市)

(東京鋼材株式會社) 生産高鋼塊一、二〇〇佛噸、鋼材一、五〇〇佛噸(所在地東京市) (藤田組廣田製鋼所) 生産高鉄鐵一、〇〇〇佛噸、合金鐵二、一五〇佛噸、合金鋼五〇〇佛噸 (中國製鐵株式會社大專工場) 生産高鉄鐵二、一五〇佛噸 (安東製鐵所) 生産高鉄鐵一、二〇〇佛噸、鋼鐵五〇〇佛噸、鐵五〇〇佛噸、特施鋼三〇〇佛噸(所在地地島根縣) (米子製鐵所) 生産高鉄鐵一、四六〇佛噸、鋼塊一、一五〇佛噸、特種鋼七二三佛噸(所在地地島根縣) (近藤喜兵衛氏根雨工場) 生産高鉄鐵一、三五〇佛噸、煉鐵八五〇佛噸(所在地地島根縣)

國名	明治四十四年			大正二年			同三年			同四年		
	鐵	鋼	鐵鋼	鐵	鋼	鐵鋼	鐵	鋼	鐵鋼	鐵	鋼	鐵鋼
奧地利
捷克斯拉夫
...
計

本表は大體第三十一次農商務統計表に據り一部をウオールドアルマナックに據り補足せり
 ○石炭産出及消費高 第三十二次農商務統計表に據る

種別	大正二年			同三年			同四年		
	出	入	計	出	入	計	出	入	計
内國消費高
輸出
輸入
計

本表内國消費高の調査は船舶、鐵道、工場製造に用ひたるもののみなり
 ○石油製出高 第三十二次農商務統計表に據る

國名	一九二三年			一九二四年		
	出	入	計	出	入	計
北米合衆國
英吉利
...
計

本表中支那は概算南阿弗利加は杜國、ナタール、喜望峯諸國を又一九一三年の西班牙はリダナイトを含む

種別	大正二年			同三年			同四年		
	出	入	計	出	入	計	出	入	計
白耳義
露西本
...
計

官報、法令全書、職員録發賣廣告

記事の内容 官報は詔書、皇室令、法律、豫算、勅令、條約、軍令、制令、律令、閣令、省令、府令、訓令、告示其他一切の法令を公布する機關なるを以て官公衙私人何れに拘はらず必讀するべきものなり右の外授爵、位、勲、任官及補職、官等、俸給其他の辭令を掲ぐ向は皇室に關する官廷録事あり及諸官廳の彙報、帝國議會、地方行政の記事、在外公館報告、氣象觀測、内外諸般重要の事項を載す其他文官、外交官、司法官、辯護士、裁判所書記等の試験、學生生徒彙報、檢定教科用圖書、學術講演會、諸官廳の購買、工事、拂下、林野賣却等の入札、商業及法人の登記、産業、漁業、森林組合の登記、公示催告、勲章及貯蓄債券其他の債券當籤番號、外國行郵便締切期限、内外汽船出發表等諸般緊要の廣告あり殊に帝國議會開會中は貴族院、衆議院の議事速記録を號外として發行す

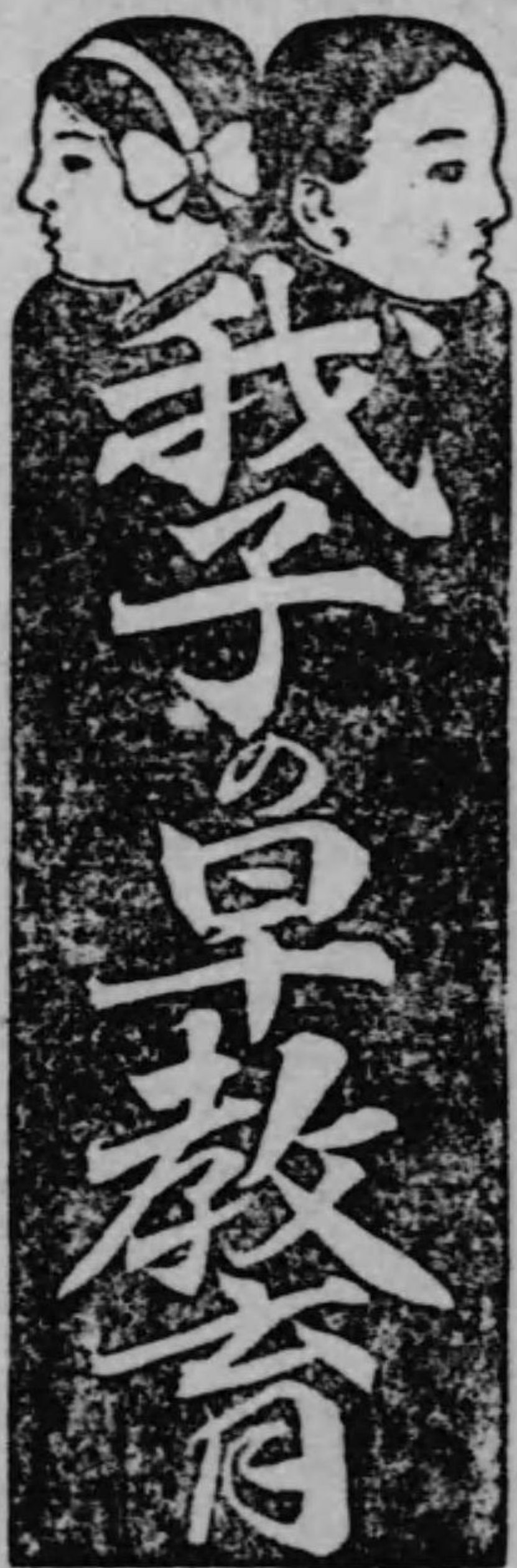
法令 書は毎月公布の法令を一括し印刷に付して翌月之を發行す
職員録 は毎年一回各官公衙に於ける官公職位階級等氏名俸給を録す併せて官制俸給令等の抜抄を掲げて參考とす
發行度彙 官報は日曜日、大祭祝日、歳末、年初等の公暇日の外は日刊なり但し緊急重要なる事項は公暇日と雖も號外を發行して迅速なる周知に力む

法令全書 は毎月一回 毎年一月分を第一號とし第十二號に終る、職員録は一年一回(大凡七月發行)とす
購買の申込 當局外部發賣課へ左の事項を書きたる購讀申込書を送らるべし
官報 は何年何月何日より又は何年何月分、法令全書は何年何月何日より、職員録は何年發行と記すこと(大正六年發行分は賣切)

定價 官報は一箇月六十錢、一部三錢、號外は一部二錢(何れも郵税不要)
法令全書 は一部二十一錢、索引(目錄共)も同價(郵送不要の分は四錢を減す)なり 職員録は年により定價同じからざるにより發行毎に別に之を廣告す
代金の拂込 代金に前金とす拂込は郵便振替貯金に據らるゝを最もよしとす口座は「東京一九〇〇番」なり拂込通知票裏面の通信文欄に配込を受くべき場所氏名並に購讀申込書に記載すべき事項を記入のこと但し此場合には別に購讀申込書を送らるゝに及ばず

右の外毎月一日發行の官報(休日なれば次日)廣告欄内に精しく記したる發賣手續あり熟覽されし
 大正七年三月
 印刷局(東京市麹町區大手町一丁目)

兒童教育上の新紀元來る！



『惡童研究』著者 服部北溟 先生新著 ◆◆◆ 忽三版 ◆◆◆

四六版布裝
定價一圓廿錢
郵送料 八錢

本書は輓近兒童心理學上より適確に證明せられたる斬新なる學說と、早教育よ
天才を作るてふ實際的結果とを基礎として兒童幼年期の教育的利用を最も有効
たらしむ可き指導の順序並に心理の觀察及び教養の方法等を遺漏なく縷説した
るものなり。今後世界に於ける兒童教養の方針は恐らく早教育の價値と主張した
由て根本的に革新さるべき導火線たらん、我子を天才たらしめん、と欲する親に
子弟を英才たらしめんとする教師は即時一本を座右に備へざる可からず。

要 概 次 目

- 第一章 早教育の價値
- 第二章 早教育と天賦論及び教育論
- 第三章 天才は自然か製造か
- 第四章 早教育の實驗的方法
- 第五章 子供の身心發達の徑路
- 第六章 子供の遊戯と早教育
- 第七章 子供の能力
- 第八章 子供の創造教育
- 第九章 子供の記憶と想像
- 第十章 子供の個性尊重教育
- 第十一章 家庭教育
- 第十二章 早教育の秘訣
- 第十三章 早教育としての胎教

◆◆◆ 行 發 社 北 南 京 東 ◆◆◆

葛 原 菫 先生新著

定價 金 一圓
送料 金 八錢

先生心親ごころ

四 六 判
洋 裝
頗 美 本

子供が學校へ行く様になつてからの親心、先生になつてからの心持、
それは美しい詩美しい繪であります。先生の心は親の心、親の心は先生
の心でなくてはなりません、これは東京高等師範の附屬小學校と東京九
段下私立精華學校初等部との實際を極めて面白く描出した書物でありま
す。滿天下の先生や父兄に是非讀んで頂きたいのです。

東京 牛込 神樂 坂通 行 發 社 北 南
振替 東京 九番 四番



忽三版

中判洋布綴 東京南北社發行
 定價金九十五圓
 送料金八錢
 三百數十頁

- 親の悩みの全部は子供を如何に養って育て上
- げるかです。殊に悪い癖の附いた子供ほど可
- 愛くてその將來が涙の種です。本書は子供の
- 色々の癖の原因や豫防や其矯正の最良方法等
- を極めて懇篤微細に述べ更に一々適切な話例
- を引用し眞に一般の親達に安心を與へる愛兒
- 教養上なくてはならぬ虎の巻であります。

悪太郎

日本學童會 主幹 服部北溟 先生 新著

葛原滋先生著



本書は眞摯な育兒物語で一姫二姫を生んだ前後の事情や育兒上の經驗や感情などを物語風に記述したものである。内容は極く平易な會話體で一姫の誕生から書起し生後八九月頃の模様子供の無邪氣な日本の字引にもない文句、可愛らしい子供のある家庭の天下泰平な有様、二姫の誕生、お祖父様と孫娘達の滴るやうな情合、それにまだ生れない三太郎君のサーベル等が面白く描き出されてゐるので趣味と實益を兼ねた家庭の好讀物として特に世の父母に一讀を薦む。

四六判洋裝
 美本箱入
 定價金壹圓
 送料八錢

◇◇◇ 行發社北南京東 ◇◇◇



著編會童學本日 贊序生 郎五治納嘉

模範兒童

遍ねく

全國壹萬の小學校を調査し模範的優良兒三十六名を選抜す彼等が發善美德は優に百代の龜鑑とするに足るもの多く實に兒童教養の活模範にして理想的修身教材たり敢て全國學校及び家庭の精神教育書として一本を薦む

中判箱入 定價壹圓 稅八錢

東京 南北社發兌

(版三忽) 撰生先郎太政柳澤

惡童研究

■ 錢八金料送圖畫金價定 本美ス一口ク繪判六四 ■

要 概 の 次 目

- | | |
|------------------|-----------------|
| 第一章 惡童の研究範圍と特性 | 第七章 惡童の豫防矯正の根本義 |
| 第二章 細民社會と惡童 | 第八章 不良少年發生の原因 |
| 第三章 初等教育上より見たる惡童 | 第九章 不良少年實際の告白 |
| 第四章 惡童の實際矯正法 | 第十章 不良少年犯罪の實例 |
| 第五章 惡女の研究及び矯正機構 | 第十一章 少年裁判問題と感化法 |
| 第六章 惡童の發生原因と矯正法 | 第十二章 胎内教育と惡童の關係 |

高等師範の諸教授・警察界の専門家・諸大家協力の日本唯一の標準的新著

家庭・學校・警察に是非共なくてはならぬ不良少年・不良少女の研究書がてきた

東京 南北社發兌 行發社北南 東京 牛込 通 九 番 四

雑誌大の好評

實業探偵 世界の雑誌 世界の世の中

世界探偵 世界の雑誌 世界の世の中

○石油製出高 第三十二次農商務統計表所載

種別	大正三年		同四年	
	製出高	價額	製出高	價額
揮發油	5,511,740	1,000,000	6,051,570	1,100,000
燈油	5,000,000	1,000,000	5,333,333	1,100,000
重油	5,000,000	1,000,000	5,333,333	1,100,000
煤油	5,000,000	1,000,000	5,333,333	1,100,000
計	11,000,000	2,200,000	11,718,236	2,400,000

○世界の石油産出高 一九一七年ウォールドアルマナック所載(單位四十二ガロン入樽)

國名	一九一四年		一九一五年	
	産出高	價額	産出高	價額
北米合衆國	3,677,733	1,000,000	4,100,000	1,100,000
露西亞	6,700,000	1,000,000	7,000,000	1,100,000
墨西哥	2,118,400	1,000,000	2,768,000	1,100,000
西印度	2,118,400	1,000,000	2,768,000	1,100,000
馬尼拉	2,118,400	1,000,000	2,768,000	1,100,000
東印度	2,118,400	1,000,000	2,768,000	1,100,000
獨逸	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,100,000
日本	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,100,000
計	11,000,000	2,200,000	11,718,236	2,400,000

○本邦重要鑛山 大藏省發行金融事項参考書に據る

鑛山名	所在地		産出物		價額	
	山名	所在地	産出物	價額	産出物	價額
富山	富山	富山	銅	1,100,000	銅	1,100,000
富山	富山	富山	銀	1,100,000	銀	1,100,000
富山	富山	富山	金	1,100,000	金	1,100,000
北海道	北海道	北海道	銅	1,100,000	銅	1,100,000
北海道	北海道	北海道	銀	1,100,000	銀	1,100,000
北海道	北海道	北海道	金	1,100,000	金	1,100,000
安部城	安部城	安部城	銅	1,100,000	銅	1,100,000
安部城	安部城	安部城	銀	1,100,000	銀	1,100,000
安部城	安部城	安部城	金	1,100,000	金	1,100,000

石油製出高

同四年

志限	地田	入尾	尾田	新田	豐田	大金
福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣
石炭	石炭	石炭	石炭	石炭	石炭	石炭
三、八四、八四三	四、〇七、〇〇六	四、〇九、一三〇	三、九三、三三三	三、八八、八七三	三、六八、六五七	三、六三、三二〇
一、四〇、〇九六	一、四〇、〇五七	一、三三、三六四	一、三三、三六四	一、二八、〇八六	一、二二、一七二	一、一四、一七二
三井本洞	芳賀谷	知相	杵島	高島	三井串木野	
福岡縣	佐賀縣	佐賀縣	佐賀縣	長崎縣	鹿兒島縣	
石炭	石炭	石炭	石炭	石炭	銀金	
二、八七、六八八	四、九二、七二二	三、〇四、六七六	三、二一、六七二	三、三三、〇六一	一、五五、四三三	
一、八四、〇三六	一、五〇、二三〇	八三九、七八七	一、一七、〇四七	一、〇四、〇三六	一、九二、七二七	



尾去澤	阿仁	松岡	黒川	釜石	入山	内郷	好間	佐渡	新津	東山	西山	西山
秋田縣	秋田縣	秋田縣	秋田縣	巖手縣	福島縣	福島縣	福島縣	新潟縣	新潟縣	新潟縣	新潟縣	新潟縣
銅銀金	銅銀金	銅銀金	石油(原油)	銅銀金	石炭	石炭	石炭	銅銀金	石油(原油)	石油(原油)	石油(原油)	石油(原油)
三、三九、九八八	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四
一、四〇、八五九	九〇八、五三三	八四三、六〇四	一、六九、一三四	三、三三、九四四	一、七六、一四七	一、一五、七六三	八〇〇、一〇九	一、〇五、九〇五	一、〇五、九〇五	一、〇五、九〇五	一、〇五、九〇五	一、〇五、九〇五
足尾	日立	神岡	尾小	生野	帶江	別子	大井	三井	三井	大井	豐浦	二國
栃木縣	茨城縣	岐阜縣	石川縣	兵庫縣	岡山縣	愛媛縣	愛媛縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣	福岡縣
銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金	銅銀金
一、〇七、七二七	四、〇一、七九三	一、九六、一五六	一、〇六、二二二	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四
九、四四、一〇〇	一、五、四六八、四七三	一、〇六、二二二	一、〇六、二二二	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四	三、三三、九四四

兒童教育叢書

東京高等師範學校教授 高木敏雄先生著

童話の研究

定價壹圓貳拾錢
特價壹圓
送料八錢
(植民地及び外國送料實費)

兒童は空想の世界に生きてゐる。彼等の空想は彼等にあつては全く現實的である。童話が教育的價值の大なる事は言ふまでもないが、其の材料の如何によつては終生拭ふ事の出来ない惡感化を遺すのである。著者は世界童話の眞面目なる研究者として斯道に嘖々たる人である。童話はどんな材料を擇ばなければならぬか、どうして話すべきか、兒童の將來を思ふ者は是等の點に十分の注意を拂はなければならぬ。

工業

○帝國の工業 古來我が國には手工業の外見るべきものなかりしが、明治維新後、歐米諸國との交通頻繁となり、諸種の文物制度の輸入と共に、工業界にも一の革新を見るに至れり。政府は我が國に機械工業を發達せしむる必要を認め、明治五年機械生糸の模範工場を起したり。更に明治十年に至り、政府は層糸紡績所、毛布製造模範工場を起し、十四年には棉糸紡績模範工場を設けたり。明治十六年麻糸紡績業起るに及び、政府はそれに補助を與へて其の經營を容易ならしめたり。これより先西洋建築の次第に我が國に行はる、

○工場數及職工數 (第三十二次農商務統計表に依る) 政府は明治八年セメント製造所を設立し硝子製造模範工場を起したり。其の他尙印刷紙製造場、石鹼、活字、陶磁器、漆器等の試験所を設けて、其の發達を助成せりかつて諸般の工業何れも著しく進歩したるを以て、明治十三年には各工場を民業に移して、地方工業試験所講習所に、毎年國庫補助金を交付し或は新器械を購入して、民間に使用せしめたるを以て、民營工業は日を趁ふて隆盛に赴き大資本を投下せる各種の工場は續々各地に興り來れり。内地に於ける政府の獎勵と、工藝品の重要は工場設立を容易ならしめたるのみならず、明治三十三年の條約改正並に明治四十四の關稅改正實施は、益々企業の前途に

希望を與へたり。偶々歐洲戰亂の動發するに及び、交戰諸國の商品が各地の市場に影を潜むるに及び、我が商品は到る處に新販路を擴張し、對外貿易の空前の好況を呈するに至り更に一層國內工業の發展を促したり。大正五年、六年に於ける會社の新設數は、驚くべき數に上れり。明治維新後の産業革命と共に、諸般の工業驚く大進歩を遂げたる中にも、特に其の發達の著しきものは、蠶糸業、陶器製造業、機械業等なりとす。又歐米諸國より輸入したる棉糸紡績等を第一とし、毛織等、機械工業、造船業等これに並く。

年次	工場	工場數		職工數		勞働人	
		計	男	計	男	計	女
明治四十年		五、二〇七	三、五七六	六、四三三	一、四七五	三、五九〇	一、八二九
大正元年		八、七〇〇	三、四八〇	五、一五二	一、九三三	四、五〇一	一、六四八
同 二年		九、四〇三	三、七五九	五、四〇〇	二、〇九〇	四、七〇〇	一、八〇三
同 三年		一〇、三三四	三、八六六	五、五七九	二、二〇〇	四、九八三	一、八八三
同 四年		一〇、六八八	三、九六六	五、五九〇	二、二〇〇	五、〇〇〇	一、八七二

○工場創設年別 (大正四年未現在) 第三十二次農商務統計表により

年次	工場	計	男	女
明治元年前		八、七〇〇	三、五七六	三、八五九
明治元年		一〇、三三四	三、七五九	四、〇〇〇
明治二年		一〇、六八八	三、九六六	四、一〇〇
明治三年		一〇、三三四	三、八六六	四、〇〇〇
明治四年		一〇、六八八	三、九六六	四、一〇〇
明治五年		一〇、三三四	三、八六六	四、〇〇〇

帝國の工業

工場創業年別

明治	大正	計
六	二	八
七	三	一〇
八	四	一二
九	五	一四
〇	六	一六
一	七	一八
二	八	二〇
三	九	二二
四	一〇	二四
五	一一	二六
六	一二	二八
七	一三	三〇
八	一四	三二
九	一五	三三
一〇	一六	三五
一一	一七	三七
一二	一八	三九
一三	一九	四一
一四	二〇	四三
一五	二一	四五
一六	二二	四七
一七	二三	四九
一八	二四	五一
一九	二五	五三
二〇	二六	五五
二一	二七	五七
二二	二八	五九
二三	二九	六一
二四	三〇	六三
二五	三一	六五
二六	三二	六七
二七	三三	六九
二八	三四	七一
二九	三五	七三
三〇	三六	七五
三一	三七	七七
三二	三八	七九
三三	三九	八一
三四	四〇	八三
三五	四一	八五
三六	四二	八七
三七	四三	八九
三八	四四	九一
三九	四五	九三
四〇	四六	九五
四一	四七	九七
四二	四八	九九
四三	四九	一〇一
四四	五〇	一〇三
四五	五一	一〇五
四六	五二	一〇七
四七	五三	一〇九
四八	五四	一一一
四九	五五	一一三
五〇	五六	一一五
五一	五七	一一七
五二	五八	一二〇
五三	五九	一二三
五四	六〇	一二六
五五	六一	一二九
五六	六二	一三二
五七	六三	一三五
五八	六四	一三八
五九	六五	一四一
六〇	六六	一四四
六一	六七	一四七
六二	六八	一五〇
六三	六九	一五三
六四	七〇	一五六
六五	七一	一五九
六六	七二	一六二
六七	七三	一六五
六八	七四	一六八
六九	七五	一七一
七〇	七六	一七四
七一	七七	一七七
七二	七八	一八〇
七三	七九	一八三
七四	八〇	一八六
七五	八一	一八九
七六	八二	一九二
七七	八三	一九五
七八	八四	一九八
七九	八五	二〇一
八〇	八六	二〇四
八一	八七	二〇七
八二	八八	二一〇
八三	八九	二一三
八四	九〇	二一六
八五	九一	二一九
八六	九二	二二二
八七	九三	二二五
八八	九四	二二八
八九	九五	二三一
九〇	九六	二三四
九一	九七	二三七
九二	九八	二四〇
九三	九九	二四三
九四	一〇〇	二四六
九五	一〇一	二四九
九六	一〇二	二五二
九七	一〇三	二五五
九八	一〇四	二五八
九九	一〇五	二六一
一〇〇	一〇六	二六四
一〇一	一〇七	二六七
一〇二	一〇八	二七〇
一〇三	一〇九	二七三
一〇四	一〇〇	二七六
一〇五	一〇一	二七九
一〇六	一〇二	二八二
一〇七	一〇三	二八五
一〇八	一〇四	二八八
一〇九	一〇五	二九一
一一〇	一〇六	二九四
一一一	一〇七	二九七
一一二	一〇八	三〇〇
一一三	一〇九	三〇三
一一四	一〇〇	三〇六
一一五	一〇一	三〇九
一一六	一〇二	三一二
一一七	一〇三	三一五
一一八	一〇四	三一八
一一九	一〇五	三二一
一二〇	一〇六	三二四
一二一	一〇七	三二七
一二二	一〇八	三三〇
一二三	一〇九	三三三
一二四	一〇〇	三三六
一二五	一〇一	三三九
一二六	一〇二	三四二
一二七	一〇三	三四五
一二八	一〇四	三四八
一二九	一〇五	三五一
一三〇	一〇六	三五四
一三一	一〇七	三五七
一三二	一〇八	三六〇
一三三	一〇九	三六三
一三四	一〇〇	三六六
一三五	一〇一	三六九
一三六	一〇二	三七二
一三七	一〇三	三七五
一三八	一〇四	三七八
一三九	一〇五	三八一
一四〇	一〇六	三八四
一四一	一〇七	三八七
一四二	一〇八	三九〇
一四三	一〇九	三九三
一四四	一〇〇	三九六
一四五	一〇一	三九九
一四六	一〇二	四〇二
一四七	一〇三	四〇五
一四八	一〇四	四〇八
一四九	一〇五	四一一
一五〇	一〇六	四一四
一五一	一〇七	四一七
一五二	一〇八	四二〇
一五三	一〇九	四二三
一五四	一〇〇	四二六
一五五	一〇一	四二九
一五六	一〇二	四三二
一五七	一〇三	四三五
一五八	一〇四	四三八
一五九	一〇五	四四一
一六〇	一〇六	四四四
一六一	一〇七	四四七
一六二	一〇八	四五〇
一六三	一〇九	四五三
一六四	一〇〇	四五六
一六五	一〇一	四五九
一六六	一〇二	四六二
一六七	一〇三	四六五
一六八	一〇四	四六八
一六九	一〇五	四七一
一七〇	一〇六	四七四
一七一	一〇七	四七七
一七二	一〇八	四八〇
一七三	一〇九	四八三
一七四	一〇〇	四八六
一七五	一〇一	四八九
一七六	一〇二	四九二
一七七	一〇三	四九五
一七八	一〇四	四九八
一七九	一〇五	五〇一
一八〇	一〇六	五〇四
一八一	一〇七	五〇七
一八二	一〇八	五一〇
一八三	一〇九	五一三
一八四	一〇〇	五一六
一八五	一〇一	五一九
一八六	一〇二	五二二
一八七	一〇三	五二五
一八八	一〇四	五二八
一八九	一〇五	五三一
一九〇	一〇六	五三四
一九一	一〇七	五三七
一九二	一〇八	五四〇
一九三	一〇九	五四三
一九四	一〇〇	五四六
一九五	一〇一	五四九
一九六	一〇二	五五二
一九七	一〇三	五五五
一九八	一〇四	五五八
一九九	一〇五	五六一
二〇〇	一〇六	五六四
二〇一	一〇七	五六七
二〇二	一〇八	五七〇
二〇三	一〇九	五七三
二〇四	一〇〇	五七六
二〇五	一〇一	五七九
二〇六	一〇二	五八二
二〇七	一〇三	五八五
二〇八	一〇四	五八八
二〇九	一〇五	五九一
二一〇	一〇六	五九四
二一一	一〇七	五九七
二一二	一〇八	六〇〇
二一三	一〇九	六〇三
二一四	一〇〇	六〇六
二一五	一〇一	六〇九
二一六	一〇二	六一二
二一七	一〇三	六一五
二一八	一〇四	六一八
二一九	一〇五	六二一
二二〇	一〇六	六二四
二二一	一〇七	六二七
二二二	一〇八	六三〇
二二三	一〇九	六三三
二二四	一〇〇	六三六
二二五	一〇一	六三九
二二六	一〇二	六四二
二二七	一〇三	六四五
二二八	一〇四	六四八
二二九	一〇五	六五一
二三〇	一〇六	六五四
二三一	一〇七	六五七
二三二	一〇八	六六〇
二三三	一〇九	六六三
二三四	一〇〇	六六六
二三五	一〇一	六六九
二三六	一〇二	六七二
二三七	一〇三	六七五
二三八	一〇四	六七八
二三九	一〇五	六八一
二四〇	一〇六	六八四
二四一	一〇七	六八七
二四二	一〇八	六九〇
二四三	一〇九	六九三
二四四	一〇〇	六九六
二四五	一〇一	六九九
二四六	一〇二	七〇二
二四七	一〇三	七〇五
二四八	一〇四	七〇八
二四九	一〇五	七一〇
二五〇	一〇六	七一三
二五一	一〇七	七一六
二五二	一〇八	七一九
二五三	一〇九	七二二
二五四	一〇〇	七二五
二五五	一〇一	七二八
二五六	一〇二	七三一
二五七	一〇三	七三四
二五八	一〇四	七三七
二五九	一〇五	七四〇
二六〇	一〇六	七四三
二六一	一〇七	七四六
二六二	一〇八	七四九
二六三	一〇九	七五二
二六四	一〇〇	七五五
二六五	一〇一	七五八
二六六	一〇二	七六一
二六七	一〇三	七六四
二六八	一〇四	七六七
二六九	一〇五	七七〇
二七〇	一〇六	七七三
二七一	一〇七	七七六
二七二	一〇八	七七九
二七三	一〇九	七八二
二七四	一〇〇	七八五
二七五	一〇一	七八八
二七六	一〇二	七九一
二七七	一〇三	七九四
二七八	一〇四	七九七
二七九	一〇五	八〇〇
二八〇	一〇六	八〇三
二八一	一〇七	八〇六
二八二	一〇八	八〇九
二八三	一〇九	八一二
二八四	一〇〇	八一五
二八五	一〇一	八一八
二八六	一〇二	八二一
二八七	一〇三	八二四
二八八	一〇四	八二七
二八九	一〇五	八三〇
二九〇	一〇六	八三三
二九一	一〇七	八三六
二九二	一〇八	八三九
二九三	一〇九	八四二
二九四	一〇〇	八四五
二九五	一〇一	八四八
二九六	一〇二	八五一
二九七	一〇三	八五四
二九八	一〇四	八五七
二九九	一〇五	八六〇
三〇〇	一〇六	八六三
三〇一	一〇七	八六六
三〇二	一〇八	八六九
三〇三	一〇九	八七二
三〇四	一〇〇	八七五
三〇五	一〇一	八七八
三〇六	一〇二	八八一
三〇七	一〇三	八八四
三〇八	一〇四	八八七
三〇九	一〇五	八九〇
三一〇	一〇六	八九三
三一一	一〇七	八九六
三一二	一〇八	八九九
三一三	一〇九	九〇二
三一四	一〇〇	九〇五
三一五	一〇一	九〇八
三一六	一〇二	九一一
三一七	一〇三	九一四
三一八	一〇四	九一七
三一九	一〇五	九二〇
三二〇	一〇六	九二三
三二一	一〇七	九二六
三二二	一〇八	九二九
三二三	一〇九	九三二
三二四	一〇〇	九三五
三二五	一〇一	九三八
三二六	一〇二	九四一
三二七	一〇三	九四四
三二八	一〇四	九四七
三二九	一〇五	九五〇
三三〇	一〇六	九五三
三三一	一〇七	九五六
三三二	一〇八	九五九
三三三	一〇九	九六二
三三四	一〇〇	九六五
三三五	一〇一	九六八
三三六	一〇二	九七一
三三七	一〇三	九七四
三三八	一〇四	九七七
三三九	一〇五	九八〇
三四〇	一〇六	九八三
三四一	一〇七	九八六
三四二	一〇八	九八九
三四三	一〇九	九九二
三四四	一〇〇	九九五
三四五	一〇一	九九八
三四六	一〇二	一〇〇一
三四七	一〇三	一〇〇四
三四八	一〇四	一〇〇七
三四九	一〇五	一〇一〇
三五〇	一〇六	一〇一三
三五一	一〇七	一〇一六
三五二	一〇八	一〇一九
三五三	一〇九	一〇二二
三五四	一〇〇	一〇二五
三五五	一〇一	一〇二八
三五六	一〇二	一〇三一
三五七	一〇三	一〇三四
三五八	一〇四	一

工場及び使用職工十五人以下なるも事業の性質危険なるか又は衛生上有害なる工場に限り適用せらる、但し之には例外あり即ち假令十五人以上の職工を使用せざるもの、事業の性質軽易なるもの等には工場法を適用せず、其輕易なる事業とは左の種類をいふ

菓子、餡又は麵麩の製造。寒天、凍菓、凍豆腐、湯葉、麵類又は麩の製造。清酒、濁酒、白酒、味醂、焼酎、酢、醬油又は味噌の製造。行李、簾、和傘骨其他の柶柳、蓆、竹、籐、經木、蓆、藁又は藁の手工品の製造。經木眞田又は麥得眞田の編製。アダン、バナマ又は之に類するものを以てする帽子其他のもの編製。扇子、團扇和傘又は提灯の製造。紙、絲、棉、竹又は布帛を主たる材料とする玩具又は造花の製造。形紙、紙函、元結又は水引の製造。被服、足袋其他の布帛類の裁縫。手工に依る組紐の編製。刺繍、レース、パタンレース又はドロンウオークの業。

右諸種の事業は原動機を使用せざれば工場法の適用を受けざるも其操業、何れかの部分に有る原動機を使用するときは自ら適用の範圍に入るべし、而して原動機と稱するは蒸氣機、蒸氣タービン、瓦斯機、石油機、タービン水車、ヘルトン水車、電動機等を指す次に事業の性質危険なるもの、衛生上有害の

處あるものとして工場法の適用を受くべきものは左の種類に属するものなり

毒劇物又は毒劇物の製造。動物の製製。金屬の熔融又は精煉。水銀を用ふる計器の製造。燐寸の製造。火薬、爆薬又は火工品の製造又は取扱。塗料又は顔料の製造。エーテルの製造。溶劑を用ふる医薬品の製造。脂肪油の精製。溶劑を用ふる油脂の採取。オイル油の製造。礦油の蒸溜又は精製。乾燥油又は溶劑を用ふる擬革紙布又は水防紙布の製造。亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又は水素瓦斯を用ふる事業。金屬、骨角又は貝殼の乾燥研磨。硝子の製造、腐蝕、砂吹又は粉砕。織物又は編物の起毛。製棉、麻の梳解。其他農商務大臣の命令を以て指定したる事業。

右に列挙せる各種の事業は工場形體實質を備へたる以上職工の員數に拘はらず法の適用を受くべく此外の事業にても危険又は有害なるものは將來農商務大臣に於いて工場法を適用するの必要あるものとして指定し得るものとす
又鑛山業に附屬する一切の工場は鑛業法令の取締を受くるを以て工場法の適用を受くことなし、右の外工場中危険有害の事業にあらざりて職工當時十五人以下を使用する工場にても原動力を用ふるものは農商務大臣に於て

工場法の一部適用を行ひ得ることとなり得るも右は從來既に廳府縣の一般警察の取締の下にありたるを以て當分其の儘に措置を漸を追ふて此等の工場にも法の適用を擴充する管なり

就業時間の制限 工場法は職工の就業時間を十二時間と制限せるも又は總ての職工に就て制限講せるにあらざり十五歳以上の男子は全く此時間の制限を受けざるものとす從て十五歳以上の男子のみを使用する工場は假令工場法の適用を受くるものにも時間の制限に關する規定の適用は之を受けざるものとす
工場法の十二時間制限を受くるは十五歳未満の男女工及び十五歳以上の女工——以下之を保護職工と略稱す——に限らるる尤も此の制限は織物及編物の業務は大正七年八月末日迄二十四時間迄の操業を爲すことを得又器械生絲製造の業務及び輸出絹織物の業務は今後十五箇年に互りて時間延長の公認を受くることを得

右の外臨時必要ありたる場合工場主は其都度豫め行政官廳に届出で、一月に付七日を越えざる期間就業時間を二時間以内延長することを得べし又季節によりて繁忙なる事業に就ては一定の期間に付豫め行政官廳の認可を受け其期間中一年に付百二十日の割合を越えざる限り就業時間を一時間以内延長することを得

夜業制限 夜業を行ふ工場にては保護職工を午後十時より午前四時迄の夜間に操業せしむることを得ず、但し之には二箇の例外あり其一は業務の性質上已むを得ざるものにして次の種類に限らる

魚介の罐詰、罐詰、鹽藏、燻製、煮乾其他腐敗又は變質を防止するに必要なる業務。果實の罐詰又は果實酒の醸造に關する業務。新聞紙の印刷に關する業務。

第二の例外は職工を二組以上に分ち交替に就業せしむる場合に於て大正二十年八月末日迄を期限として中夜業の禁止を解除せられり此十五箇年間の期限期間内に於て中夜業を替む場合及新聞紙の印刷に關する中夜業に付ては職工の就業に付特殊の制限に服せざるべからず其制限とは即ち左の如し

工場主は十五歳未満の者及女子に對し、毎月少くとも二回の休日設け、職工を二組に分ち交替に午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしむる場合及夜間の作業を必要とする特殊事由のある業務に就かしむる場合には、少くとも四回の休日設け、又一日の就業時間が六時間を超ゆる時は少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に於て設けざるべからず。又職工を二組以上に分ち交替に午後十時より午前四時に至る間に

於て就業せしむるときは十日を超えざる期間毎に其就業時間を轉換すべし

操業の制限 就業時間の制限を受けざる十五歳以上の男工は操業上にも何等の制限を受けざるも保護職工に對しては危険又は衛生上有害と認めたる業務に就かしむることを禁ぜらる其の就業を禁止せられたる業務とは左の如し

(イ)保護職工全部に對し就業を禁ぜられたる業務

原動機、電氣機械其他機械又は動力傳導裝置に附屬する勢輪、曲柄、連接桿、聯桿、椰子桿、發電機のコムモーター、轉子、銳利なる刃物、齒輪、軸接手又は之に準ずべき危険なる部分を其運轉中に掃除、注油、検査又は修繕する業務
危険なる方法に依り運轉中の機械又は動力傳導裝置に調帶、調索の取付又は取外しを爲す業務

汽罐の焚火、給水弁、阻汽弁の開閉又は安全弁の取扱。發電機、電動機、發電機の抵抗器若くは變壓器の取扱又は高壓電線の接続。鋸機に木材を送給する業務。
危険なる齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索にして完全なる柵圍其他危害豫防裝置なきもの又は之に準ず可きものに接近して行ふ業務。

完全なき柵圍其他危害豫防裝置なき車輛道、足場其他之に準ず可き場所に於ける業務。

(ロ)十五歳以下の幼少年工のみに對して就業を禁ぜられたる業務

砒素若くは水銀又は其化合物、黃燐、硫化銻、チアン水素酸、チアンカリウム、フルオール水素酸、硫酸、硝酸、鹽酸、苛性ナトリウム、石炭酸其他之に準ず可き毒劇性物品を取扱ふ業務。カリウム、ナトリウム、過酸化ナトリウム、エーテル、石油ベンゼン、アルコール、二硫化炭素其他之に準ず可き發火性又は引火性の物品を取扱ふ業務。火薬、爆薬又は火工品を取扱ふ場所に於ける業務。金屬、礦物、土石、骨、角、糞糞、獸毛、綿、麻、蠶等の塵埃、粉末を著しく飛散する場所に於ける業務。砒素、水銀、黃燐、チアン水素酸、フルオール、アモリン、クロロム若くはオロール又は其化合物其他之に準ず可き有害料品の粉塵、蒸氣若くは瓦斯又は酸性瓦斯を發散する場所に於ける業務。多量の高熱物體を取扱ふ業務又は金屬、礦物、土石類、熔融又は煨炭を爲す高熱の場所、高熱の乾燥室其他之に準ず可き場所に於ける業務。

病者運搬の使用制限 工場主は次に掲げたる疾病を有する者を就業せしむべからず但し第

各綿絲紡績株式會社總數及綿絲產高

三三四

四、第五の疾病に罹りたる者に付ては傳染預防の處置を行へるときは此限りに非ず

(一)精神病
(二)癩、肺結核、喉頭結核
(三)丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髄膜炎其他之に準ず可き急性熱性病
(四)梅毒、疥癬其他傳染性皮膚病
(五)癩漏性結膜炎、トラホーム其他之に準ず

す可き傳染性眼病
又工場主は肋膜炎、心臟病、脚氣、關節炎、健胃炎、急性泌尿生殖器其他の疾病に罹れる者にして就業の爲病増悪の虞ある場合は之を就業せしむることを禁ぜらる其外傳染病又は重大なる疾患に罹りたる者にして其症候の消失せる後にも健康の恢復する迄は之を就業せしむることを得ず尤も醫師に於て支障

なしと認むる業務に就かしむる場合は必しも就業を妨げず
工場主は産後五週日を経過せざる者をして就業せしむることを禁ず但し産後三週日を経過したる後醫師の意見を徴し支障なしと認むる業務に就かしむる場合は此限にあらざ

各綿絲紡績株式會社總數及綿絲產高

會社	大正五年末				大正四年末			
	總數	綿絲產高	機械產高	總數	綿絲產高	機械產高	總數	
攝津紡績	二〇六、三六六	一、三三〇	六、八〇〇	一、一九四	二、六四四	二、六四四	七、六六六	
大阪合同紡績	一八四、四八〇	三、〇九八	一、一九四	一、四三〇	一、四三〇	一、四三〇	一、五七三	
福島紡績	一三〇、五五三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
天滿紡績	一五、三三三	一、〇〇〇	八、八六六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
大阪莫大小紡績	一〇、〇〇八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内外	三三、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
堺紡績	四三、三三八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
和泉紡績	二〇、三六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
岸和田紡績	一四、三六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
和歌山紡績	五九、九四四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
紀陽紡績	一一、〇三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
日出紡績	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
尼崎紡績	三六、九六八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

本表は一萬圓以上を製産せる會社のみを掲ぐ但し合計は本表より省略せる浪速紡績、大阪織物、高田紡績、内海紡績、半田綿行、三島紡績、相模紡績等を包含せり

○絹絲紡績 第三十二次農商務統計表に據る

種別	明十年治				大正二年				同三年				同四年			
	種	別	種	別	種	別	種	別	種	別	種	別	種	別		
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場		
達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達		
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本		
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金		
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四		
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八		
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三		
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六		

備考 明治四十四年以降拂込資本著しく減少したるが右は絹絲紡績會社が綿絲紡績會社に合併し資本金を綿絲紡績會社に合併したるが爲なり

○麻絲紡績 第三十二次農商務統計表に據る

種別	明十年治				大正二年				同三年				同四年			
	種	別	種	別	種	別	種	別	種	別	種	別	種	別		
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場		
達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達		
本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本		
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金		
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四		
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八		
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三		
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六		

○世界紡績總數 (各年共三月一日現在) 第三十次農商務統計表に據る

國名	一九一三年		一九一四年		國名	一九一三年		一九一四年	
	總數	綿絲產高	總數	綿絲產高		總數	綿絲產高	總數	綿絲產高
英吉利	五五、五七六、〇八	一、〇八五、九七	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	白耳	一、四六八、八三	一、五二八、二四	一、四六八、八三	一、五二八、二四
北米	三〇、五九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇、五九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	日義	二、二二〇、〇〇〇	二、四一四、五〇四	二、二二〇、〇〇〇	二、四一四、五〇四
佛蘭	〇、九三〇、四六	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、九三〇、四六	一、〇〇〇、〇〇〇	西班	四、八二〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	四、八二〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
獨逸	七、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	葡牙	八、九五〇、〇〇〇	九、一一一、八三	八、九五〇、〇〇〇	九、一一一、八三
埃蘭	四、八六四、四三	一、〇〇〇、〇〇〇	四、八六四、四三	一、〇〇〇、〇〇〇	亞牙	四、七〇〇、〇〇〇	四、九二六、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	四、九二六、〇〇〇
伊太	四、五八〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五八〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	瑞典	五、九二〇、〇〇〇	五、九二〇、〇〇〇	五、九二〇、〇〇〇	五、九二〇、〇〇〇
瑞西	一、三二八、〇三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三二八、〇三	一、〇〇〇、〇〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

綿絲紡績

三三五

○織物製造高 第三十二次農商務統計表に據る

種	類	大正二年			同三年			同四年		
		数量	金額	平均	数量	金額	平均	数量	金額	平均
機業	獨立營業	1,421,335	1,166,666	0.82	1,300,333	1,166,666	0.90	1,355,666	1,166,666	0.86
	兼業	2,579,918	2,100,333	0.81	2,333,333	2,100,333	0.90	2,555,666	2,100,333	0.82
	合計	4,001,253	3,267,000	0.81	3,633,666	3,267,000	0.90	4,111,332	3,267,000	0.79
織	工	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	力織機	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
絹織物	反	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	其他	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
綿織物	反	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	其他	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
合計		4,001,253	3,267,000	0.81	3,633,666	3,267,000	0.90	4,111,332	3,267,000	0.79

○各種製造品産出高 第三十二次農商務統計表に據る

種	類	大正二年			同三年			同四年		
		数量	金額	平均	数量	金額	平均	数量	金額	平均
莫大小	靴	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	手袋	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
陶磁器	家用器具	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	工業用品	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
工	建築	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	其他	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
漆	建築	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	其他	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
莫	茶種油	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
	其他	1,155,555	987,666	0.85	1,066,666	987,666	0.92	1,111,333	987,666	0.88
合計		4,001,253	3,267,000	0.81	3,633,666	3,267,000	0.90	4,111,332	3,267,000	0.79

各種製造品産出高

三三七

各種製造品産出高

Table of manufacturing products including categories like 工業用薬 (Industrial Drugs), 石鹼 (Soda Ash), 紙 (Paper), 和紙 (Washi), 西洋紙 (Western Paper), 肥料 (Fertilizers), 皮革 (Leather), 糖 (Sugar), 飼料 (Feed), 建築材料 (Building Materials), and 機械 (Machinery). It includes columns for quantity and value for various years.

Table titled '各種食品製造高' (Various Food Manufacturing High) showing data for categories like 時計 (Watches), 刷毛 (Brushes), 齒磨 (Toothbrushes), 懐中時計 (Pocket Watches), and 扇 (Fans). It includes columns for quantity and value for various years.

Table titled '世界の砂糖産出高' (World Sugar Production High) showing data for categories like 砂糖 (Sugar), 糖蜜 (Syrup), 糖用小麦 (Sugar Cane), and 糖用甜菜 (Sugar Beets). It includes columns for quantity and value for various years.

Table titled '各種食品製造高' (Various Food Manufacturing High) showing data for categories like 砂糖 (Sugar), 糖蜜 (Syrup), 糖用小麦 (Sugar Cane), and 糖用甜菜 (Sugar Beets). It includes columns for quantity and value for various years.

年次	衣料品		原		料		品	
	花色絹海	氣石油石炭	薪炭	水油美濃紙半紙藍	玉松角材	杉角材	榑角材	椈角材
明治三十三年	三、八七	三、四四	〇、二五	〇、八八	一、三三	四、〇四	四、三五	四、〇九
同三十四年	四、四三	三、七〇	〇、二九	〇、九八	一、三三	四、〇三	四、六三	四、七六
大正元年	三、九三	三、九七	〇、三三	一、〇七	一、四七	三、九二	三、九八	四、八四
大正二年	三、八八	四、七六	〇、三三	一、〇七	一、五〇	三、八七	三、八七	四、七六
同三年	三、八三	四、三三	〇、三三	一、一三	一、五〇	三、八七	三、八七	四、七六
同四年	三、六三	四、三三	〇、三三	一、一〇	一、三三	四、五八	三、七三	四、三三
同五年	三、六三	四、三三	〇、三三	一、一〇	一、三三	四、五八	三、七三	四、三三
同六年	三、六三	四、三三	〇、三三	一、一〇	一、三三	四、五八	三、七三	四、三三

年次	原		料		品	
	板四四分	板杉四分	栗扁柏	和塊鐵洋塊鐵洋釘	蔴草干	鯉排榨菜種油粕
明治三十三年	〇、八一	〇、七三	〇、六二	〇、四九	〇、二八	三、三三
同三十四年	〇、六三	〇、七三	〇、六二	〇、四九	〇、二八	三、三三
大正元年	〇、六一	〇、八一	〇、六二	〇、四九	〇、二八	三、三三
大正二年	〇、六五	〇、八一	〇、六二	〇、四九	〇、二八	三、三三
同三年	〇、五八	〇、八一	〇、六二	〇、四九	〇、二八	三、三三
同四年	〇、五五	〇、八一	〇、六二	〇、四九	〇、二八	三、三三

○正米及白米小賣相場 (東京) 大蔵省發行金融事項参考書に據る

年次	正米		白米小賣相場	
	上米	中米	下米	平均
明治三十年	一、三三六	一、二六六	一、一九九	一、二九八
同三十五年	一、四四九	一、三六八	一、二九八	一、三六五
同四十年	一、四四九	一、三六八	一、二九八	一、三六五
大正元年	一、三三〇	一、二六六	一、一九九	一、二九八

○米價調節成績 前内閣當時米價の激落を調節せんが爲め政府は調米の買入を計劃し大正四年一月勅令第二號を公布し次で大正三年度に國債剩餘金三百萬圓、大正四年度に第二號備金及び國庫剩餘金合計二百萬圓の支出あり、大正四年三月十日より同年五月十日に到る間に於て東京、大阪、神戸及門司各所に於て四百九十九萬三千二百八十五圓六十一錢を以て調米三十萬二千六百七十二石七斗八升一合を買入れたり其後保存上九萬餘石を新米と交換せしなどの爲め減石数は二萬千七百五十三石七斗七升五合にして尙買入元高に對する升減三千八百六十一石三斗六升三合を差引たる二十七萬六千五百六十七石六斗四升三合を本年五月十五日迄に全部賣却せり此代價三百六十三萬三千三百一圓四十六錢にして總體に於て自然升減及交換減等の爲め石數に於て二萬五千五百九十五石一斗三升八合を減じ又價格に於て五十五萬九千九百八十四圓十五錢の差減を生ぜり右賣却高の内二萬三千三百五十六合は大正五年五月迄の賣却にかゝり此差減金交換差減金等合せて四十六萬六千二百一圓六十二錢一厘残り二十萬三千二百六十二石六斗三升七合は大正五年十月以後の賣却に係るものにして此差減金九萬九千三百六十二圓五十三錢五厘なり(當局發表)

○商品小賣平均相場 (東京) 金融事項参考書所載

品名	大正四年			同五年			同六年三月		
	上米	中米	下米	上米	中米	下米	上米	中米	下米
白米 (混砂搗中一石)	一、三三六	一、二六六	一、一九九	一、三三六	一、二六六	一、一九九	一、三三六	一、二六六	一、一九九
小麥 (中一貫目)	〇、五八	〇、五八	〇、五八	〇、五八	〇、五八	〇、五八	〇、五八	〇、五八	〇、五八
大豆 (北海産中一石)	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八	一、二五八
食鹽 (五等鹽一斤)	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三
醬油 (中一樽)	二、七八	二、七八	二、七八	二、七八	二、七八	二、七八	二、七八	二、七八	二、七八
味噌 (麥麹一貫目)	〇、四三	〇、四三	〇、四三	〇、四三	〇、四三	〇、四三	〇、四三	〇、四三	〇、四三

米價調節成績

三四二

商品小賣平均相場

Table of commodity prices including items like 綿紗 (Cotton Yarn), 絹 (Silk), 木綿 (Cotton Cloth), and 金 (Gold) with prices listed in columns for different months.

○歐洲開戦後日英米物價騰貴比較表

Table comparing price indices of European countries (Japan, UK, US) from 1913 to 1918 for various commodities like rice, wheat, and oil.

備考 本表は大正三年六月末の物價指數を一〇〇、〇として計算したるものなり。但し北米合衆國の分は翌月初の指數なり。日本の分は東洋經濟新報者の調査せる東京卸物價指數、英國の分はロンドン、エコノミスト調査の卸物價指數、米國の分はブラットストリート調査の卸物對指數に據つて換算す。*六年四月日本のは四月上旬末の指數なり。

○大正六年中の物價騰貴、中央商業會議所の調査に係る大正六年一月中に於ける物價と現在の物價との比較左の如し

Table comparing prices of various commodities (rice, wheat, beans, etc.) in January and December of 1917.

Table listing prices for various commodities such as 鷄卵 (Eggs), 牛肉 (Beef), 茶 (Tea), 醬油 (Soy Sauce), 味噌 (Miso), 酒 (Alcohol), etc.

○商業會議所累年比較 (第三十二次農商務統計表による)

Table showing annual statistics of the Commercial Conference, including membership numbers and election results for various years.

○株式會社組織取引所累年比較 (第三十二次農商務統計表に依る)

Table showing annual statistics of the Stock Exchange, including share numbers, capital, and financial data.

會員組織取引所累年比較 (第三十二次農商務統計表に依る)

年次	取引所		身元保證金		立準備金	収入金	支出金	純益	
	所數	員仲買人	會員	仲買人				取引所數	金額
明治四十年	一	三	三、八〇〇	一、九二〇	七三〇	四、〇四〇	三、八二〇	二	二五五
大正元年	三	八	三、六〇〇	一、九六〇	三、五三八	一、九三九	一、七六三	二	一、八三三
同四年	三	八	六、〇〇〇	二、八五〇	二、八九九	一、三二六	八、七二一	三	四、五九七

取引所

名	所在地	設立	營業科目	資本金	積立金	決算期日	配當率	重役
株式會社東京米穀商品取引所	日本橋區	明治九年	米、雜穀、蠶絲、鹽、肥、料、綿絲、棉花、木棉	三、〇〇〇	三、二八	一月一日	一、〇〇〇	理事(事務執行者) 指田義雄 常務理事 新海榮太郎 支配人 藤島重郎
株式會社東京株式取引所	日本橋區	同	有價證券	一、〇〇〇	九七二	一月一日	一、〇〇〇	理事 角田眞平 常務理事 宮崎敬介
株式會社大阪株式取引所	大正市北	同	有價證券	七、〇〇〇	七〇〇	一月一日	一、〇〇〇	理事 烏崎敬介 常務理事 宮崎敬介

株式組織取引所營業收支 (大正四年) 第三十二次農商務統計表に據る (金額は總て千圓單位) △印は缺損を示す

種別	取引所名	東京米株式會社		東京株式會社		大阪株式會社		三品株式會社		橫濱株式會社		神戶米株式會社		名古屋株式會社		大正四年		同三年		同二年		同元年	
		種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額
資本金	總額	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
準備金	總額	三、二八	三、二八	九七二	九七二	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
收入金	總額	四、〇四	四、〇四	一、九三	一、九三	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二
支出金	總額	三、八二	三、八二	一、七六	一、七六	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二	一、三二
純益	總額	二、二二	二、二二	一、一七	一、一七	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇

有價證券相場 (東京株式取引所) 大藏省發行金融參考書に據る

種別	類	大正四年		同五年	
		最高	最低	最高	最低
日本郵船株	最高	三、四六〇	三、〇〇〇	三、四六〇	三、〇〇〇
	最低	二、四〇〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇
	平均	二、八〇〇	二、四〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇
鐘淵紡績株	最高	一、六〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇
	最低	九〇〇	七〇〇	九〇〇	七〇〇
	平均	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇
東京株式株	最高	三、〇九五	二、九〇〇	三、〇九五	二、九〇〇
	最低	二、五九〇	二、二〇〇	二、五九〇	二、二〇〇
	平均	二、八四三	二、五五〇	二、八四三	二、五五〇

有價證券相場

輸出入貨物類別別價額

Table showing trade values for various goods from 1914 to 1926. Columns include year, category (e.g., food, raw materials), and value.

○輸出入貨物類別別價額

Table showing trade values for various goods from 1914 to 1926, including a detailed breakdown of food and raw materials.

Table showing trade values for various goods from 1914 to 1926, including a detailed breakdown of food and raw materials.

○重要輸出品價額

Table showing values for major export goods from 1914 to 1926, including rice, silk, and tea.

○重要輸入品價額

重要輸出品價額

重要輸入品價額

種別	輸出				
	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年
米類	三〇、一九三、四八〇	四八、四七三、三〇四	四八、八三三、九三三	四、八六六、二二〇	三、〇八七、六六二
小麥類	四、四九三、九三三	二、三三三、〇二二	八、四八八、九九七	二、六三九、二二五	一、三三六、〇〇八
豆類	一〇、三九七、七三三	一〇、三三三、七三三	三、三三〇、三三三	九、二八九、八九九	七、〇九一、一三三
麥粉類	一、七三三、一四一	一、七〇〇、〇六五	一、二六四、〇三三	一、九四、三三八	九四、七三三
砂糖類	一、六〇〇、〇〇〇	六、七三三、〇五五	二、六七八、六四〇	四、〇〇五、九四九	二、九七八、〇五五
生絲及絲類	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八、五二二、五七九	七、五九九、七九九	六、〇〇七、七八九	九、三三三、八〇九
洋麻類	一、六三三、九八八	一、五九九、九六九	二、四九九、七九九	〇、五八四、二四四	三、三三三、六六六
洋蓐類	七、二二二、二二二	七、三三三、三三三	七、三三三、三三三	八、四三三、〇〇一	九、二二二、五五五
油類	七、四三三、一三三	八、六三三、二二二	七、三三三、三三三	一、四〇〇、五八三	二、七〇〇、六六六
棉類	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
草類	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三
乾草類	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三
雜類	六三〇、〇〇〇	四六三、八八八	三三三、三三三	一七四、四三三	三三三、三三三

輸出額相手國別

國名	輸出		輸入	
	大正四年	大正五年	大正四年	大正五年
支那	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
香港	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
英領印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
英領東印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
英領南洋羣島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
其他諸島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

種別	輸出					輸入				
	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年
亞細亞	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
歐洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北亞細亞	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南亞細亞	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
其他諸國	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

國內產及外國產輸出入品價額

國內產及外國產輸出入品價額

重要輸出品價額

輸出入額主要港別

Table showing trade statistics by port and year (1912-1916), categorized by domestic and foreign origin.

輸出入額主要港別

Table showing trade statistics by port and year (1912-1916), categorized by domestic and foreign origin.

金貨及金地金輸出入價額 (内地のみ) △即ち入超

Table showing gold and gold bullion trade statistics (domestic only) from 1912 to 1916, including export and import values.

大正六年上半期の外國貿易

大藏省調査

Table showing foreign trade statistics for the first half of 1916, categorized by commodity type (e.g., foodstuffs, raw materials).

左に同期間の主要貨物別輸出入額前年比較を掲ぐ

Table comparing export and import values for major commodities in 1916 against 1915, categorized by type (e.g., textiles, metals).

大正六年上半期の外國貿易

三五五

日本の對支重要輸出入價額

種別	輸出		輸入	
	五年	同六年	五年	同六年
石炭	一四、三三、六九四	一、九〇、三三三	七、六〇、七五七	一、〇〇、八五七
鐵礦其他の類	一、九〇、三三三	一、二九、八六一	一、〇〇、八五七	四三、四六七
草	一、二九、八六一	一、六〇、九六五	四三、四六七	四、五七、四七
ダンニン越後新	三、九五九、二五五	二、四四、四四	一、二五、三三	七九三、三三
苛性曹達及曹達灰	二、四四、四四	二、四四、四四	七九三、三三	八、七、八、四五一
コイル染料	二、四四、四四	二、四四、四四	七九三、三三	五三、五三、六二
製紙用パルプ	五、一六、〇三	六、七、三、四四	八、七、八、四五一	二、九、九、九、九
鐵(塊及錠)	六、七、三、四四	二、五、八、〇、八七	二、九、九、九、九	四、〇、九、〇、〇
同(條、竿、板、線類)	二、五、八、〇、八七	一、二、九、三、四一	二、九、九、九、九	六、七、〇、〇、二
同(筒及管)	一、二、九、三、四一	四、〇、九、〇、〇	三、四、四、七、六	一、八、四、三、七六
鉛(塊及錠)	四、〇、九、〇、〇	六、七、〇、〇、二	三、二、九、五、八	三、二、九、五、八
錫(同上)	六、七、〇、〇、二	五、七、九、九、三	七、四、一、六、六	二、三、〇、〇、五
安知母尼(同上)	五、七、九、九、三	六、八、六、四、五	七、四、一、六、六	一、二、六、八、四
眞鍮及青銅(同上)	六、八、六、四、五	三、六、二、二	二、三、〇、〇、五	一、二、六、八、四
建築材料	三、六、二、二	二、二、七、五、九	一、六、七、一、九	一、六、七、一、九
石油	二、二、七、五、九	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
石炭	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
綿織物	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
毛織物	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
紙類	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
鐵釘類	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
汽機	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
機械	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
金貨及金地	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五

種別	輸出		輸入	
	五年	同六年	五年	同六年
金貨及金地	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
銀貨	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
計	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五

日本の對支重要輸出入價額

種別	輸出		輸入	
	五年	同六年	五年	同六年
石炭	一四、三三、六九四	一、九〇、三三三	七、六〇、七五七	一、〇〇、八五七
鐵礦其他の類	一、九〇、三三三	一、二九、八六一	一、〇〇、八五七	四三、四六七
草	一、二九、八六一	一、六〇、九六五	四三、四六七	四、五七、四七
ダンニン越後新	三、九五九、二五五	二、四四、四四	一、二五、三三	七九三、三三
苛性曹達及曹達灰	二、四四、四四	二、四四、四四	七九三、三三	八、七、八、四五一
コイル染料	二、四四、四四	二、四四、四四	七九三、三三	五三、五三、六二
製紙用パルプ	五、一六、〇三	六、七、三、四四	八、七、八、四五一	二、九、九、九、九
鐵(塊及錠)	六、七、三、四四	二、五、八、〇、八七	二、九、九、九、九	四、〇、九、〇、〇
同(條、竿、板、線類)	二、五、八、〇、八七	一、二、九、三、四一	二、九、九、九、九	六、七、〇、〇、二
同(筒及管)	一、二、九、三、四一	四、〇、九、〇、〇	三、四、四、七、六	一、八、四、三、七六
鉛(塊及錠)	四、〇、九、〇、〇	六、七、〇、〇、二	三、二、九、五、八	三、二、九、五、八
錫(同上)	六、七、〇、〇、二	五、七、九、九、三	七、四、一、六、六	二、三、〇、〇、五
安知母尼(同上)	五、七、九、九、三	六、八、六、四、五	七、四、一、六、六	一、二、六、八、四
眞鍮及青銅(同上)	六、八、六、四、五	三、六、二、二	二、三、〇、〇、五	一、二、六、八、四
建築材料	三、六、二、二	二、二、七、五、九	一、六、七、一、九	一、六、七、一、九
石油	二、二、七、五、九	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
石炭	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
綿織物	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
毛織物	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
紙類	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
鐵釘類	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
汽機	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
機械	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
金貨及金地	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五

日本の對印度重要輸出入品價額

種別	輸出		輸入	
	五年	同六年	五年	同六年
米	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
大豆	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
芝麻	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
胡椒	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
茶	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
糖	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
香料	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
藥材	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
羊毛	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
皮革	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
其他	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五

種別	輸出		輸入	
	五年	同六年	五年	同六年
米	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
大豆	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
芝麻	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
胡椒	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
茶	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
糖	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
香料	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
藥材	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
羊毛	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
皮革	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五
其他	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五	一、七、四、五、五

○主なる貿易港

港名	重要輸出品	重要輸入品
横濱	生絲、絹織物、銅、茶、絹布	米、棉花、糖、毛織物、石油、羊毛、絹織物
神戸	綿絲、銅、燐寸、花塩、陶磁器	棉花、米、毛織物、豆粕、綿織物

全國各種銀行預金及貸出金

年次	總括				行銀蓄貯				行銀通普				行銀種特				
	同四年末	同三年末	同二年末	同一年末	同四年末	同三年末	同二年末	同一年末	同五年末	同四年末	同三年末	同二年末	同一年末	同五年末	同四年末	同三年末	同二年末
預金	3,600,000	3,400,000	3,200,000	3,000,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000
定期	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	500,000	450,000	400,000	350,000	600,000	550,000	500,000	450,000	400,000	700,000	650,000	600,000	550,000
當座	1,000,000	950,000	900,000	850,000	300,000	280,000	260,000	240,000	400,000	380,000	360,000	340,000	320,000	500,000	480,000	460,000	440,000
小口當座	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
貯蓄	1,000,000	950,000	900,000	850,000	250,000	220,000	200,000	180,000	350,000	320,000	300,000	280,000	260,000	450,000	420,000	400,000	380,000
其他	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
計	3,600,000	3,400,000	3,200,000	3,000,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000
貸出	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	500,000	450,000	400,000	350,000	600,000	550,000	500,000	450,000	400,000	700,000	650,000	600,000	550,000
官公	1,000,000	950,000	900,000	850,000	300,000	280,000	260,000	240,000	400,000	380,000	360,000	340,000	320,000	500,000	480,000	460,000	440,000
貸付	500,000	450,000	400,000	350,000	200,000	180,000	160,000	140,000	200,000	180,000	160,000	140,000	120,000	200,000	180,000	160,000	140,000
當座	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
手形	300,000	280,000	260,000	240,000	150,000	140,000	130,000	120,000	150,000	140,000	130,000	120,000	110,000	150,000	140,000	130,000	120,000
手形	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
其他	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
計	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	500,000	450,000	400,000	350,000	600,000	550,000	500,000	450,000	400,000	700,000	650,000	600,000	550,000

○全國各種銀行預金及貸出金

備考 本表には朝鮮銀行其他朝鮮に於ける諸銀行を包含せず△普通銀行の項中×印を附したるは他業兼管銀行の銀行部勘定なり又貯蓄銀行の項中×印を附したるは普通銀行の兼管の分なり故に本店数并支店、出張所は合計に算入せず

年次	總計				行銀蓄貯				銀行貯蓄		行銀通			
	同四年末	同三年末	同二年末	同一年末	同四年末	同三年末	同二年末	同一年末	同四年末	同三年末	同四年末	同三年末	同二年末	同一年末
預金	3,600,000	3,400,000	3,200,000	3,000,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	
定期	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	500,000	450,000	400,000	350,000	600,000	550,000	500,000	450,000	400,000	
當座	1,000,000	950,000	900,000	850,000	300,000	280,000	260,000	240,000	400,000	380,000	360,000	340,000	320,000	
小口當座	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
貯蓄	1,000,000	950,000	900,000	850,000	250,000	220,000	200,000	180,000	350,000	320,000	300,000	280,000	260,000	
其他	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
計	3,600,000	3,400,000	3,200,000	3,000,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	
貸出	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	500,000	450,000	400,000	350,000	600,000	550,000	500,000	450,000	400,000	
官公	1,000,000	950,000	900,000	850,000	300,000	280,000	260,000	240,000	400,000	380,000	360,000	340,000	320,000	
貸付	500,000	450,000	400,000	350,000	200,000	180,000	160,000	140,000	200,000	180,000	160,000	140,000	120,000	
當座	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
手形	300,000	280,000	260,000	240,000	150,000	140,000	130,000	120,000	150,000	140,000	130,000	120,000	110,000	
手形	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
其他	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
計	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	500,000	450,000	400,000	350,000	600,000	550,000	500,000	450,000	400,000	

銀行一覽 (本表は全国各地に於ける資本金三百萬圓以上の銀行會社に就き調査したるものなり)

名 稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金		積立金	決算 期月	配當率		重 役
				資本金	拂込			大正四年	大正五年	
日本銀行	日本橋區本兩替町	明治十五年十月	銀行業	六〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	十二月	一〇〇	一〇〇	三島彌太郎 水町製六郎
日本勸業銀行	麹町區内山下町一	明治三十年八月	銀行業	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇	十二月	一〇〇	一〇〇	志村源太郎 柳谷三郎
日本興業銀行	麹町區錢瓶町	明治三十年三月	銀行業	一七〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	二,〇〇〇	十二月	〇〇	〇〇	土方久徵 青木鐵太郎
橫濱正金銀行	橫濱市南仲通五丁	明治十三年二月	銀行業	四八〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	九月	一〇〇	一〇〇	井上準之助 鈴木勇木
臺灣銀行	臺灣臺北城内	明治三十年六月	銀行業	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	四八〇	十二月	一〇〇	一〇〇	櫻井鐵太郎 中川小十郎
朝鮮銀行	朝鮮京城	明治四十年十月	銀行業	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五八	十二月	〇〇	〇〇	美濃部俊吉 三島村太郎
北海道殖産銀行	札幌區大通	明治三十年二月	銀行業	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一七〇	十二月	〇〇	〇〇	水越理庸 赤羽雄一
東京府農工銀行	麹町區有樂町	明治三十年二月	銀行業	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一四九	十二月	一〇〇	一〇〇	森田喜七 秋本退藏
尾三農工銀行	名古屋市中區新榮町	明治三十年三月	銀行業	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	七八	十二月	〇〇	〇〇	伊藤義平 青山孝太郎

○普通銀行

名 稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金		積立金	決算 期月	配當率		重 役
				資本金	拂込			大正四年	大正五年	
第一會社 銀行	日本橋區兜町	明治六年七月	銀行業	三三〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	九,九六〇	十二月	一〇〇	一〇〇	石井健吉 竹山純平
第三會社 銀行	日本橋區小舟町二丁目	明治九年十二月	銀行業	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	十二月	一〇〇	一〇〇	安田善四郎 菅太太郎
第四會社 銀行	新潟市東区前通	明治六年	一般銀行業	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七三〇	十二月	〇〇	〇〇	白勢春三 八木孝助
第十二會社 銀行	富山市袋町	明治十年七月	銀行業	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七三〇	十二月	〇〇	〇〇	中田清兵衛 馬淵清三郎
第十五會社 銀行	京橋區木挽町	明治十年五月	銀行業	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	十二月	〇〇	〇〇	松方正三 成瀬五郎
第十八會社 銀行	長崎市築町	明治十年十一月	銀行業	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	八一〇	十二月	〇〇	〇〇	永見寛三 松田英三
第十九會社 銀行	長野縣上田町	明治十年十月	普通銀行業及貯蓄銀行業	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	十二月	〇〇	〇〇	黒澤鷹次郎 二宮三治郎
第三十四會社 銀行	大阪市東區高麗橋	明治十一年三月	銀行業及信託業	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇	十二月	〇〇	〇〇	宮本吉右衛門 小山健三
四十三會社 銀行	和歌山市十一番丁一番地	明治十一年十月	銀行業	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,三〇〇	十二月	一〇〇	一〇〇	支取役 北代達枝
六十九會社 銀行	長岡市表三ノ町	明治十一年四月	銀行業貯金兼營業	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四七五	十二月	〇〇	〇〇	支取役 高橋九郎

株式會社 第百銀行	株式會社 百三銀行	株式會社 東海銀行	株式會社 東京銀行	株式會社 豐國銀行	株式會社 近江銀行	株式會社 廣城銀行	株式會社 高岡共立銀行	株式會社 名古屋銀行	株式會社 浪速銀行	株式會社 安田銀行	株式會社 山口銀行	合名會社 池田銀行
日本橋區萬町	大阪市東區高麗橋 三丁目	日本橋區吳服町	日本橋區田所町	日本橋區小網町四丁目	大阪市備後町	朝鮮京城南大門通 一丁目	高岡市米山町	名古屋市西區傳馬町	大阪市東區淡路町 二丁目	日本橋區小舟町	大阪市東區唐物町	大阪市東區今橋二丁目
明治十一年八月	明治十一年九月	明治二十年七月	明治二十年五月	明治二十年十一月	明治二十年三月	明治二十年九月	明治二十年七月	明治二十年七月	明治十一年二月	明治十三年一月	大正六年五月	明治三十年十二月
銀行業及信託業	銀行業	普通銀行業兼貯蓄銀行業	銀行業	銀行業	銀行業	銀行業	銀行業	銀行業	普通銀行業	銀行業	銀行業	銀行業
10,000,000	5,000,000	3,000,000	1,000,000	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	3,000,000
4,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	6,000,000	6,000,000	3,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	3,000,000	2,000,000
十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人	同取 支配 人
池田 謙三	安田 善三郎	高橋 長秋	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎	安田 善三郎

○日本銀行 日本銀行は明治十五年六月二十七日布告の日本銀行條例に依り設立せらる。即ち同月十九日創業。事務所を大藏内に置き七月二十八日を以て株主募集を爲せるに應募者雖を接し八月二十日には満株となれり。爰に於てか政府は總裁に大藏少輔吉原重俊を副總裁に同人書記官富田鐵之助を任じ次で理事監事を撰任し十月十日を以て開業を爲す。

に至れり。資本金は最初一千萬圓なりしが後數回増資して今日の六千萬圓となり、之が拂込資本金三千七百五十萬圓に上れり。本行は金銀貨及地金銀を引換準備として同額の兌換銀行券發行の特權を有する外に一億二千萬圓を限り政府發行の公債證券大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行することを得又市場の景況に

依り通貨の増加を必要と認むる時は大藏大臣の許下を得て前記發行高の外更に兌換銀行券を發行することを得此場合に於ては其發行額に對し一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むることを要し而して此税率は其時々大藏大臣之を定むるものとす尙ほ其營業科目の主なるものを摘すれば第一、政府發行の手形、爲換手形其他商事手形の割引を爲

横濱正金銀行

し又買入を爲す第二、地金銀の賣買第三、金銀貨或は地金銀を抵當として貸金を爲す第四、割引約定請社銀行又は商人の爲めに手形金の取立を爲す第五、諸預り勘定を爲し又は金銀貨貴重金屬並に諸證券額の保護預りを爲す第六、公債證券政府發行の手形其他政府の保證に係る各種の證券を抵當として當座勘定貸又は定期貸を爲す等にして尙政府の都合に依り國庫金の取扱を爲す義務を有す其他政府委託事務として國庫金事務、預金保管供託事務、通貨事務、國立銀行紙幣銷却事務等あり。左に日本銀行の支店及開業年月日を掲ぐ。

大阪支店(大阪市)明治十五年十二月開設
 門司支店(門司市)明治二十六年九月開設
 名古屋支店(名古屋)明治三十年三月開設
 小樽支店(小樽)明治三十年十一月開設
 京都支店(京都市)明治二十七年四月開設
 福島支店(福島市)明治三十二年七月開設
 廣島支店(廣島市)明治三十八年九月開設
 函館支店(函館)明治三十八年七月開設
 金澤支店(金澤市)明治四十二年三月開設
 新潟支店(新潟市)大正三年七月開設
 松本支店(松本市)大正三年七月開設
 熊本支店(熊本市)大正六年八月開設
 秋田支店(秋田市)大正六年八月開設
 ○日本銀行預金及貸出金

種別	大正三年末	大正四年末	大正五年末
預金	1,200,000,000	1,300,000,000	1,400,000,000
貸出金	800,000,000	900,000,000	1,000,000,000
合計	2,000,000,000	2,200,000,000	2,400,000,000

○日本銀行主幹者

總裁 子爵 三島 彌太郎
 副總裁 水町 襄六郎
 理事 片山 貞次郎
 吉井 友兄
 三田 信
 山口 宗義
 監事 島 都太郎
 秘書 星 野 章
 検査部長 津田 茂三郎
 營業局長 深井 英五
 出納局長 津久井 茂

三七一

川田 敬三
 加藤 晴比古
 野々村 政也
 長 岡 長
 堀原 伸治
 調査局長

○横濱正金銀行 横濱正金銀行は明治十三年公稱資本金三百萬圓を以て設立せられ我國に於ける外國貿易に關し外國爲替の作用に依り資金を融通するを目的とせり。爾來營業の擴張發展に伴ひ明治二十年には三百萬圓を同二十九年には六百萬圓を同三十二年には千二百萬圓を同四十四年には二千四百萬圓を増資し、大正元年末に於ては公稱資本金四千八百萬圓拂込資本金三千六百萬圓となれり。左に其營業科目の主なるものを掲ぐ。

一、外國の爲替及荷爲替二、内國の爲替及荷爲替三、貸付四、預金及保護預、五、爲替手形約東手形其他諸證券の割引又は其代金取立、六、貨幣の交換
 右の營業の都合に依り公債證券地金銀又は外國貨幣を買入れ又は賣拂ふことを得。又政府の命令に依り外國に關する公債及官金の取扱を爲すことあり。尙本行は關東州及支那に於ける銀行券を發行し得る特權を附與せらるる本行は内地及外國に多くの支店及出張所を設置せり。
 内國支店 東京 神戶 大阪 長崎

外國支店

倫敦 里昂 桑港 布哇 上海
 香港 天津 牛莊 孟買 北京
 大連 奉天 漢口
 紐約 旅順口 鐵嶺 遼陽 安東
 青島 長春 カルカッタ 哈爾濱
 宿務 シドニー 新嘉坡 シアトル

○横濱正金銀行主幹者

頭取 井上 準之助
 副頭取 山川 勇木
 取締役 相馬 永胤
 木村利右衛門
 小田切萬壽之助
 岩崎 小彌太
 淺田 德則
 監査役 若尾 民造
 總支配人 鈴木 島吉
 助役 中村 鏡太郎
 本店支配人 武内 金平
 調査課長 德積 太郎
 検査課長 高橋 拾六
 宮川 久次郎

種別	大正三年末	大正四年末	大正五年末
定期預金	70,000,000	75,000,000	80,000,000
當座預金	30,000,000	35,000,000	40,000,000
通知預金	17,000,000	18,000,000	19,000,000
別段預金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	118,000,000	129,000,000	140,000,000

日本勸業銀行

○日本勸業銀行

日本勸業銀行は明治三十年日本勸業銀行法に據り設立せられ農工業の改良發達を計り且不動産を抵當とし低利にて長期貸付を爲すを目的とせり資本金は設立當時一千萬圓なりしが明治四十四年五月二千萬圓に増額し大正三年七月更に四千萬圓となり現在拂込額二千五百萬圓なり左に其主なる營業科目を掲ぐ

一、日本勸業銀行は五十箇年以内にて年賦償還の方法に依り不動産を抵當として貸付を爲すものとす
 二、日本勸業銀行は年賦償還貸付金總高の十分の一に相當する金額を限り不動産を抵當として五箇年以内の定期償還貸付を爲すことを得但し水産業の爲貸付を爲す場合に於ては漁業權を抵當とすることを得
 三、日本勸業銀行は臺灣に於て貸付を爲す

三七一

を引受けることを得
 十、日本勸業銀行の農工銀行の年賦償還貸付金の債権及其擔保たる抵當権を擔保として年賦償還の方法に依り貸付を爲すことを得
 十一、日本勸業銀行は預り金を爲し又は金銀有價證券の保護預りを爲すことを得但し預り金の總額は拂込資本金額を超過することを不得
 十二、日本勸業銀行は左の方法に依るの外右の預り金又は營業上の餘裕金を使用することを不得
 一、預り金額の四分の一以上は國債證券若しくは大藏大臣の認可を受けたる有價證券を買入れ又は大藏省預金部若しくは大藏大臣の認可を受けたる銀行に預け入れること

二、前號の證券又は農産物水産物工業製造品を擔保とする手形の割引又は短期貸付を爲すこと
 三、産業組合又は其聯合會對し手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと
 尙日本勸業銀行は資本金額の四分の一以上拂込ありたるときは拂込金額の十倍を限り勸業債券を發行することを得但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高及其引受けたる農工債券現在高を超過することを不得、日本勸業銀行のは少くも年賦償還貸付金及其引受けたる農工債券の償還高に應じ毎年二回以上抽籤を以て勸業債券を償還する義務あり右の償還の場合に於ては割増金を附することを不得
 年賦償還貸付金の期限前の償還を受けたる場合に於ては大藏大臣の認可を受け其金額を限度とし勸業債券の買入消却を爲すことを得

日本勸業銀行主腦者

- 三七一
- 總裁 川上直之助
 - 副裁 加藤一誠
 - 理事 松尾寛三
 - 監査役 水野壽興
 - 調査課長 佐伯貴範
 - 庶務課長 加藤丑之助
 - 主計課長 多賀義三郎
 - 收支課長 齋藤甲子郎
 - 貸付課長 太田龍野
 - 公共貸付課長 三輪龍揚
 - 鑑定課長 大田正
 - 代理貸付課長 山田爲榮
 - 預金割引課長 藤田軍太
 - 債券課長 中島大

種別	大正三年末			同四年末			同五年末		
	金額	種別	金額	金額	種別	金額	金額	種別	金額
定期預金	2,637,477	定期預金	2,847,477	定期預金	3,467,477	定期預金	3,467,477	定期預金	3,467,477
當座預金	9,512,100	當座預金	12,295,100	當座預金	14,078,100	當座預金	14,078,100	當座預金	14,078,100
特別當座預金	8,869,900	特別當座預金	8,869,900	特別當座預金	10,979,900	特別當座預金	10,979,900	特別當座預金	10,979,900
別段預金	1,100,000	別段預金	1,100,000	別段預金	1,100,000	別段預金	1,100,000	別段預金	1,100,000
計	13,519,477	計	15,112,577	計	19,535,477	計	19,535,477	計	19,535,477
貸付金	1,710,000	貸付金	1,710,000	貸付金	1,710,000	貸付金	1,710,000	貸付金	1,710,000
年賦償還貸付金	1,710,000	年賦償還貸付金	1,710,000	年賦償還貸付金	1,710,000	年賦償還貸付金	1,710,000	年賦償還貸付金	1,710,000
定期償還貸付金	1,710,000	定期償還貸付金	1,710,000	定期償還貸付金	1,710,000	定期償還貸付金	1,710,000	定期償還貸付金	1,710,000
短期貸付金	1,710,000	短期貸付金	1,710,000	短期貸付金	1,710,000	短期貸付金	1,710,000	短期貸付金	1,710,000
計	1,710,000	計	1,710,000	計	1,710,000	計	1,710,000	計	1,710,000

農工銀行 農工銀行は不動産を抵當とし、低利にして且つ長期の貸付をなす事を主たる目的とする地方金融機關にして、其の中央銀行たる日本勸業銀行より資金の融通を仰ぎ得るを以て、益々其の機能を發揮するに便なり。而して農工銀行法は、明治二十九年四月の發布に依り、株式組織にして、一銀行各二十萬圓以上の資本金を有し、北海道又は一府縣を以て、一營業區域となす。其の營業科目は次の如し。

- (一)三十箇年以内に於て年賦償還の方法により不動産を抵當とし貸付をなすこと
- (二)年賦償還貸付金總高の五分の一を超過せざる金額に限り、不動産又は漁業權を抵當として五箇年以内の定期償還貸付
- (三)都市町村又は法律を以て組織せる公共團體に對し、無抵當にて、第一及び第二の貸付をなすこと
- (四)耕地整理法により、耕地整理を施行する場合に於て、耕地整理組合より借用を申出たるとき、又は共同施行者が連帶責任を以て借用を申出たるときは、無抵當にて第一及び第二の貸付をなすこと
- (五)二十人以上の農業者又は工業者申合せ、連帶責任を以て借用を申出たるときは、其の信用の確定なるもの限り、五箇年以内に於て定期償還の方法に依り、無抵當貸付をなすことを得

すことを得

- (六)工場財團及び工場に屬する敷地又は建物を除くの外、市街地及び市街地を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を抵當とする貸付金額は拂込資本金及び農工債券發行額四分の一を超過することを不得
- (七)六の貸付は勅令を以て指定する地方に限り拂込資本金額及び農工債券發行額の四分の三まで之を増加することを不得
- (八)産業組合、漁業組合、森林組合又は其の連合會には、無抵當にて第一又は第二の貸付をなすことを得
- (九)預り金をなし、又は地金銀有價證券の保護預りをなすことを得。但し定期預り金以外の總額は、拂込資本金を超過することを不得

(一〇)農工銀行は左の方法によるの外、第九の預り金、又は營業者の餘裕金を使用することを得

- 一、預り金四分の一以上は、國債證券若しくは大藏大臣の認可を受けたる有價證券を買入れ、又は大藏省預金部、若しくは大藏大臣の認可を受けたる銀行に預け入れること
- 二、前者の證券又は農産物、水産物、工業製造品を擔保とする手形の割引、又は短期貸付をなすこと、但し定期預り金は、第一乃至第五の方法に據る貸付に使用することを得

(一)農工銀行は日本勸業銀行の代理店たることを得。而して勸業銀行の貸付を代理したる場合に於ては、勸業銀行に對し、債務者の爲めに、債務の保證をなすことを得。

(二)農工銀行は府縣郡市の爲めに、其の金額の出納の取扱をなすことを得。

以上の外農工銀行は資本金額の四分の一以上の拂込あるときは拂込金額の五倍を限り、農工債券を發行することを得。但し農工銀行が、日本勸業銀行より年賦償還の方法による借入金に有するときは、右借入金金の質として供したる額を年賦償還貸付金總高より控除したる金額を超過することを不得。

農工銀行は年賦償還貸付金の償還高に應じ、毎年二回以上抽籤を以て、農工債券を償還することを要す。

明治二十九年四月法律第八十四號を以て、農工銀行の營業を補助する爲め、政府は豫算に定むる所に從ひ、其の營業區域を管轄する府縣(沖繩縣を除く)に、其の株式引受資金を交付することとせり。

○農工銀行及資本金 大藏省發行銀行總覽に據れば、大正五年末農工銀行總額は四十六萬圓にして其の公稱資本金總額は五千三百九十七萬圓なり。

○農工銀行の預金及貸出金

種別	預金					貸出				
	大正二年末	三年末	四年末	五年末	計	大正二年末	三年末	四年末	五年末	計
公金預金	四、四〇九、〇六〇	六、八七九、〇〇六	四、三二五、一〇〇	五、八四六、〇四〇	二一、四一〇、二〇六	一、四〇七、三〇〇	一、三〇〇、四〇八	一、三〇〇、四〇八	一、三〇〇、四〇八	一、四〇七、三〇〇
定期預金	一、九四三、三六九	二、三九八、三三〇	三、六五八、〇四〇	三、二八八、六六三	一〇、二九〇、四〇七	一、〇〇九、一三三	一、〇〇九、一三三	一、〇〇九、一三三	一、〇〇九、一三三	一、〇〇九、一三三
當座預金	一、九九一、〇六三	二、九〇九、九六八	四、五七二、三三〇	四、三三九、八九五	一〇、八一二、三〇〇	五、八一四、九四四	七、〇〇一、八六六	六、五七二、三三〇	六、五七二、三三〇	七、〇〇一、八六六
小口當座預金	一、七八五、〇〇〇	二、二九〇、四三三	二、六八七、五八三	四、七五七、七三三	一〇、八一二、三〇〇	一、八八五、二二二	一、八八五、二二二	一、八八五、二二二	一、八八五、二二二	一、八八五、二二二
計	一〇、〇九八、五〇二	一三、〇六七、七三七	一五、二四三、〇一三	一七、二七〇、〇六〇	四三、三八〇、八一三	九、〇〇六、八〇〇	九、〇〇六、八〇〇	九、〇〇六、八〇〇	九、〇〇六、八〇〇	九、〇〇六、八〇〇

○日本興業銀行

日本興業銀行は明治三十一年日本興業銀行法に據り設立せられたる株式組織の銀行なり。其公稱資本金は當初一千萬圓なりしが同三十九年一千七百五十萬圓に増資し四十四年下半期に於て全額拂込となれり。其主なる營業科目は左の如し。

- 一、國債證券、地方債券、社債券及株券を賣とする貸付
- 二、國債證券、地方債券、社債券の應募又は引受
- 三、預り金及保護預り
- 四、信託の業務
- 五、手形の割引
- 六、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
- 七、工場に屬する敷地又は建物並に市制施行地及勅令を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を擔保として當座貸又は定期

種別	預金					貸出				
	大正二年末	三年末	四年末	五年末	計	大正二年末	三年末	四年末	五年末	計
定期預金	二、三〇三、〇〇〇	二、七〇三、〇〇〇	三、〇〇三、〇〇〇	三、二〇三、〇〇〇	一一、二〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇
當座預金	一、九〇三、〇〇〇	二、一〇三、〇〇〇	二、三〇三、〇〇〇	二、五〇三、〇〇〇	八、八〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇
特別當座預金	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇
預金手形	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇
別段預金	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇
計	六、〇〇三、〇〇〇	六、〇〇三、〇〇〇	六、〇〇三、〇〇〇	六、〇〇三、〇〇〇	二四、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇

貸を爲すことを得但し其貸付金の總高は拂込資本金額の二分の一を超過することを得ず。

八、營業上餘裕金あるときは國債證券、地方債券、社債券、株式及地金銀買入を爲すことを得

而して同銀行の貸付は特別の必要ある場合の外凡て五箇年を越ゆることを得ず

○日本興業銀行預金及貸出金

○日本興業銀行支店

總裁 志立鐵次郎
副總裁 小野英二郎
理事 青木鐵太郎 岩佐程藏
二宮基成
監査役 相馬永胤 瓜生震

○北海道拓殖銀行
北海道拓殖銀行は明治三十二年三月發布せられたる北海道拓殖銀行法に依りて設立せられたる株式組織の銀行にして北海道及び樺太の拓殖業に資金を供給するを以て目的とす。殊に農産物會社の株

式及び其の社債券を擔保とする貸付並に不動産を抵當とし、低利にて且つ長期なる貸付を爲し、以て資金を供給するを其の設立の主旨とする所にして、其の營業料は左の如し。

- (一)三十箇年以内に於て年賦償還の方法により、不動産を抵當とする貸付及び五箇年以内に於て、定期償還の方法により不動産を又は漁業權を抵當とする貸付
- (二)北海道樺太の拓殖を目的とする株式會社の株式債券を質とする貸付及び其の社債券の應募引受
- (三)爲替荷爲替及び北海道樺太の産物を擔保とする貸付
- (四)預り金及び保護預り
- (五)手形の割引
- (六)北海道區町村制を施行せる區町村及び法律を以て組織せる公共團體に對し、無擔保にて年賦若しくは定期償還の方法により貸付をなすことを得
- (七)二十人以上の農業者又は工業者申合せ連帶責任を以て借用を申出たるときは、其の借用確實なるもの限り、五箇年以内に於て定期償還の方法に據り無抵當貸付をなすことを得
- (八)産業組合漁業組合森林組合又は其の連合會には、年賦若しくは定期償還の方法により無抵當貸付をなすことを得

種別	預金					貸出				
	大正二年末	三年末	四年末	五年末	計	大正二年末	三年末	四年末	五年末	計
定期預金	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇
當座預金	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇
特別當座預金	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇
預金手形	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇
別段預金	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	四、〇〇三、〇〇〇
計	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	二〇、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇	二〇、〇〇三、〇〇〇

○北海道拓殖銀行支店

專務取締役頭取 水越理庸
取締役 赤羽雄一 馬島渡
關宗喜 大倉喜八郎 松本恒之助
監査役 永田巖
主事 鷺見邦司 大野秀和

○臺灣銀行
臺灣銀行は明治三十年三月發布の臺灣銀行法により設立せられたる株式組織の銀行にして其公稱資本金は始は五百萬圓なりしが一千萬圓に増資し内拂込済額は七百五十萬圓なり。臺灣銀行は支拂準備として同額の金銀貨及地金銀を置き銀行券を發行するの特權を有する猶ほ一千萬圓を限度として政府發行の紙幣證券兌換銀行券又は其他

の確實なる證券若しくは商業手形を保證として之を發行する事を得又市場の状況により前記二種の外更に銀行券の發行を必要とする時は主務大臣の認可を受け政府發行の紙幣證券兌換銀行券又は確實なる證券若しくは商業手形を保證として之を發行することを得此の場合に於ては政府の定むる所により一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべきものとす

本銀行營業科目の主なるもの左の如し

- 第一 爲替手形其他の商業手形の割合
- 第二 爲替及荷爲替
- 第三 平常取引する諸會社又は商人の爲替手形金の取立
- 第四 確實なる擔保ある貸付
- 第五 諸預り金及當座貸越勘定
- 第六 金銀貨貴金屬及諸證券の保護預り

第七 地金銀の賣買

第八 他銀行の業務代理

第九 右の他營業の都合により國債證券、地方債證券、勸業債券、農工債券又は興業債券を買入るゝ事を得るものとす

本行は本店を臺北に置き支店及出張所を臺灣にては基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿猴、臺東、花蓮港、澎湖島に日本内地にては神戸、大阪、東京、横濱に、支那及香港にては上海、九江、漢口、福州、厦門、汕頭、香港、廣東に、南洋にては新嘉坡、スラバヤ、スマラン各地に設く尙ほ倫敦紐育に支店を開設し爲替決済を行へり左に本行が臺灣開拓の爲め重要物産に投資せる額を掲ぐ

種別	明治三十四年	大正四年	同五年
砂	三六六、五九〇	五七〇、二六八	六七、六九八
米	一九九、五六六	三三六、三三三	三八〇、八九七
茶	二一七、四七九	八三三、一九五	一〇、九九八
糖	不詳	二〇、七九九	四、五九四
計	八三二、四七三	三、三六八、六四三	二、九三三、一四〇

臺灣銀行

頭取 佐田 家年

副頭取 南田 新吾

理事 大倉 喜八郎

監査役 辰野 宗義

支配人 池田 常吉

支店 山成 喬六

中川 小十郎

櫻井 謙太郎

大谷 嘉兵衛

下坂 藤太郎

種別	大正三年末			同四年末			同五年末		
	計	預	出	計	預	出	計	預	出
定期預金	一九、五九〇、九七七	三三、二二二、四〇五	五八、八四三、四〇〇	二一、八二四、三七八	一九、九三〇、一七九	六、〇一〇、九二四	二一、八二四、三七八	一九、九三〇、一七九	六、〇一〇、九二四
當座預金	一一、八五九、三六七	一六、八二四、三七八	一九、九三〇、一七九	三、三三六、一三三	三、九六五、七九九	六、〇一〇、九二四	三、三三六、一三三	三、九六五、七九九	六、〇一〇、九二四
小口當座預金	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三
通知預金	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三
別段預金	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三
信託預金	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三	三、三三六、一三三
計	四一、〇〇一、〇〇〇	八八、〇〇一、〇〇〇	一三三、〇〇一、〇〇〇	四一、〇〇一、〇〇〇	八八、〇〇一、〇〇〇	一三三、〇〇一、〇〇〇	四一、〇〇一、〇〇〇	八八、〇〇一、〇〇〇	一三三、〇〇一、〇〇〇

○朝鮮銀行 帝國政府は明治四十二年七月二十六日舊韓國政府と韓國中央銀行に關する覺書と締結し舊韓國政府の中央金融機關たる韓國銀行の設立を承認し舊韓國政府は同月同日法律第二十二號を以て韓國銀行條例を公布せり同條例に依れば韓國銀行は株式會社として本店を京城に置き資本金を一千萬とし之を十萬株に分ち三萬株は韓國政府之を引受け殘餘は日韓人に限り之を所有せしめ創立後五箇年を限り韓國政府より政府持株以外の株式に對し年六分の利益配當の保證を受くるものとす。帝國政府は舊韓國政府の委託により同年八月十七日を以て韓國銀行創立事務を開始し株式募集、第一回の株金拂込みを終了し同年十月二十九日創立總會を経て是に資本金一千萬圓内拂込み二百五十萬圓を以て韓國銀行を設立せり於是、韓國銀行は翌十一月二十日從來第一銀行に委任したる中央銀行に關する事務全部の引繼を承け同月二十四日を以て銀行業務を開始するに至れり第一銀行の發行したる銀行券は韓國銀行の發行したるものとす。舊韓國銀行は之が銷却の義務を承繼せるが當引繼日現在同銀行券の發行額は千八百八十三萬三千餘圓なりしが爾後漸次之を減少し同發行兌換券を以て換へたり。明治四十三年舊韓國併合後明治四十四年三月法律第四十八號を以て朝鮮銀行法を發布し同年八月十五日より

施行したる結果從來の韓國銀行は朝鮮銀行と改稱し依然朝鮮に於ける中央銀行の業務を執ることとなり朝鮮銀行法は併合後引續き其効力を認められたる舊韓國銀行條例を改正發布したるものにして朝鮮銀行は正貨地金銀又は日本銀行兌換券を準備として同額の銀行券を發行するの外國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし從來二千萬圓を限り銀行券を發行することを認めたりしが本法に依り該制限を改正して三千萬圓に擴張せり。朝鮮總督の認可を受け支店代理店を設置し又は他の銀行と「ニルレストンデンス」を締約することを得又朝鮮總督は必要ありと認むるときは支店代理店の設置を命ずる事を得其營業科目は左の如し

- 第一 爲替手形其他商業手形の割引
- 第二 平常取引する諸會社銀行又は商人の爲その手形金の取立
- 第三 爲換及荷爲換
- 第四 確實なる擔保ある貸付
- 第五 諸預り金及當座貸越勘定
- 第六 金銀貨貴金屬及諸證券の保護預り
- 第七 地金銀の賣買及貨幣の交換
- 第八 以上各項の外營業の都合に依り國債證券、地方債證券、證券其他朝鮮總督の指定する確實なる有價證券の買入をなすことを得

第九 朝鮮總督の認可を受け左の業務を營むことを得

- 一 公共團體に對する無擔保貸付
- 二 他銀行の業務代理

而して營業の爲め必要なる物件を取得し又は債務辨済の爲め物件を引受くる場合を除くの外動産及不動産を所有することを不得。尙ほ同行資本金二千萬圓に對する株式二十萬株の内政府の持株は三萬株にして其の現在拂込總額は一千五百萬圓なり

同行は本店を京城に支店を東京、大阪、平壤、仁川、元山、大邱、釜山、蔚山、木浦、鎮南浦、安東縣、奉天、大連、長春、哈爾濱、營口及吉林に出張所を馬山、會亭、羅南、新義州、四平街、開原、龍井村及神戶に派出所を傳家句に置き

○朝鮮銀行主腦

總裁 美濃部 俊吉

理事 三島 太郎 木村 雄次

大田 三郎

伊藤 長次郎 服部 金太郎

○普通銀行預金及貸出金

Table showing financial data for ordinary banks, including assets, liabilities, and loans, categorized by year (e.g., 1917, 1918, 1919, 1920, 1921, 1922).

○普通銀行及貯蓄銀行

明治四十五年の頃より爲替會社火敗の後を受け銀行類似の業を企つる者漸く増加したりと云へども此等の銀行たる元來紙幣發行の特權を許されず其運轉資本としても株金の外に外來の預金を預みとするの外なく而かも當時民間に於て預金の概念未だ普及するに至らず且つ銀行の經濟上の基礎も尙ほ薄弱にして従つて之に對する信用も頗る微弱なるを免れざりしが故に意の如く預金を吸收する能はず斯の如くにして此等の銀行類似の會社は之が甚だ困難にして未だ十分の發達を遂ぐる能はざりき然るに明治九年國立銀行條例改正せられ普通の銀行類は會社も又銀行の稱號を唱ふるを得るに至り

漸次其の數を増加し明治十八年にして此等私立銀行及銀行類似會社の總數九百五十四に達せりと雖も然も此等の銀行會社を監督すべき一般の法規なく唯僅かに地方官廳の取締に待つのみなりしが明治二十四年に至り普通銀行條例及貯蓄銀行條例を發布し明治二十七年より之を施行せり。○普通銀行 總て大藏大臣の監督の下に立ち新設並に既設銀行の合併には同大臣の認可を経ることを要するものにして猶大藏大臣は銀行の營業狀態及財産に關し臨時検査を行ふの權を賦與せられ各銀行は毎六箇月間の貸借對照表は之れを新聞又は其他に廣告することを要するものとす。

○貯蓄銀行 複利の方法を以て公衆の爲に預金の事業を營むものにして株式會社組織なるを要す取締役は其在任中に生じたる銀行の義務に付連帶無限の責任を負ふ但し其責任は退任後二箇年の満了に因て消滅す貯蓄銀行は貯蓄預金拂戻の擔保として預金總高の四分の一以上の金額を利付國債證券又は地方債證券にて備へ置き之を供託所に預け入るべし但し擔保金額が資本金半額以上に達する時は商業手形及確實なる會社の債券又は株券等を用ゐることを得其定款を變更せんとする時は地方長官を経由して大藏大臣の認可を受けることを要す銀行に於て新に一口五圓未滿の金額を定期預り若は當座預りとして引受くる時は貯

○列國中央銀行の預金及金銀手元在

Table listing international central banks and their assets, liabilities, and exchange rates, including entries for the UK, France, Germany, and others.

○列國の預金者數及預金高

Table showing the number of depositors and total deposit amounts for various countries, including Italy, Japan, and others.

列國中央銀行の預金及金銀手元在

郵便貯金高

Table showing postal savings data for various banks including 瑞典公私貯蓄銀行 and 瑞西公私貯蓄銀行. Columns include bank names and numerical values.

三八〇

○郵便貯金高 大蔵省發行金融事項参考書に據る

Table of postal savings data by year (明治二十六年 to 大正二年) with columns for 年次, 預入高, 繰入高, 計, 拂戻高, 内, 末日, 計高.

○郵便貯金者職業別 大蔵省發行金融事項参考書に據る(大正四年末)

Table showing postal savings by profession (職業別) for various industries like 農, 工, 商, 學, 官, 軍, 人, 漁, 獵, 業, 及, 船, 夫.

○事業計畫資本高 (日本銀行調)

Table of business plan capital by industry (銀行, 紡績, 電氣, 探礦, 水産, 製造及加工, 製造工業, 航運, 保險, 商業其他).

Table of Japanese bank interest rates (日本銀行金利) for various years (明治三十八年 to 大正四年) and terms (年次, 貨付, 國債, 外債, 商業手形, 定期預金).

Table of national interest rates (國金利) for various years (明治三十八年 to 大正四年) and terms (年次, 貨付, 國債, 外債, 商業手形, 定期預金).

Table of Japanese bank interest rates (日本銀行金利) for various years (明治三十八年 to 大正四年) and terms (年次, 貨付, 國債, 外債, 商業手形, 定期預金).

三八

年次	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
同正四十一	三〇四	二〇五	二〇九	三〇三	二〇〇	二〇六	三〇二	二〇〇	二〇八	三〇一	二〇〇	二〇七
同元	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
同二	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
同三	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
同四	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
同五	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
同六	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇

本表は臺灣、樺太及朝鮮の分を除く

○東京及大阪の金利

年次	貸付金日歩	割引日歩	當座預金日歩	定期預金利息
明治四十一年	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇
大正三年	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇
大正四年	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇
大正五年	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇
同大東	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇
同大東	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇
同大東	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇
同大東	三〇〇	二〇〇	三〇〇	六〇〇

○利子早見表

元金	一年	半年	三個月	一箇月	日
一〇〇	一〇〇	五〇	三〇	一〇	一
一〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇
一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇
一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇

○單利積算表

年次	五分	六分	七分	八分	一分	一分割	二分割
一	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
二	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
三	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
四	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
五	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
六	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

○複利積算表

年次	三分	四分	四分五厘	五分	六分	七分	七分三厘	八分	一分
一	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
二	1.0001	1.0002	1.0003	1.0004	1.0005	1.0006	1.0007	1.0008	1.0009
三	1.0003	1.0006	1.0009	1.0012	1.0015	1.0018	1.0021	1.0024	1.0027
四	1.0006	1.0012	1.0018	1.0024	1.0030	1.0036	1.0042	1.0048	1.0054
五	1.0009	1.0018	1.0027	1.0036	1.0045	1.0054	1.0063	1.0072	1.0081
六	1.0012	1.0024	1.0036	1.0048	1.0060	1.0072	1.0084	1.0096	1.0108
七	1.0015	1.0030	1.0045	1.0060	1.0075	1.0090	1.0105	1.0120	1.0135
八	1.0018	1.0036	1.0054	1.0072	1.0090	1.0108	1.0126	1.0144	1.0162
九	1.0021	1.0042	1.0063	1.0084	1.0105	1.0126	1.0147	1.0168	1.0189
十	1.0024	1.0048	1.0072	1.0096	1.0120	1.0144	1.0168	1.0192	1.0216
十一	1.0027	1.0054	1.0081	1.0108	1.0135	1.0162	1.0189	1.0216	1.0243
十二	1.0030	1.0060	1.0090	1.0120	1.0150	1.0180	1.0210	1.0240	1.0270
十三	1.0033	1.0066	1.0102	1.0136	1.0170	1.0204	1.0238	1.0272	1.0306
十四	1.0036	1.0072	1.0110	1.0144	1.0178	1.0212	1.0246	1.0280	1.0314
十五	1.0039	1.0078	1.0118	1.0152	1.0186	1.0220	1.0254	1.0288	1.0322
十六	1.0042	1.0084	1.0126	1.0160	1.0194	1.0228	1.0262	1.0296	1.0330
十七	1.0045	1.0090	1.0132	1.0166	1.0200	1.0234	1.0268	1.0302	1.0336
十八	1.0048	1.0096	1.0138	1.0172	1.0206	1.0240	1.0274	1.0308	1.0342
十九	1.0051	1.0102	1.0144	1.0178	1.0212	1.0246	1.0280	1.0314	1.0348
二十	1.0054	1.0108	1.0150	1.0184	1.0218	1.0252	1.0286	1.0320	1.0354
三	1.0057	1.0114	1.0156	1.0190	1.0224	1.0258	1.0292	1.0326	1.0360
四	1.0060	1.0120	1.0162	1.0196	1.0230	1.0264	1.0298	1.0332	1.0366
五	1.0063	1.0126	1.0168	1.0202	1.0236	1.0270	1.0304	1.0338	1.0372

本表は一圓に付毎年の複利積算なり但、毎半年に利子を元金に繰込み元金の合計を示せり

○年利を日歩に換算表 (換算法は年利を三百六十五分一百分に對する一日分を算出せり但し毛位未滿は四捨五入す)

年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩
0.00	0.0000	0.01	0.0000	0.02	0.0000	0.03	0.0000	0.04	0.0000	0.05	0.0000	0.06	0.0000
0.07	0.0000	0.08	0.0000	0.09	0.0000	0.10	0.0000	0.11	0.0000	0.12	0.0000	0.13	0.0000
0.14	0.0000	0.15	0.0000	0.16	0.0000	0.17	0.0000	0.18	0.0000	0.19	0.0000	0.20	0.0000
0.21	0.0000	0.22	0.0000	0.23	0.0000	0.24	0.0000	0.25	0.0000	0.26	0.0000	0.27	0.0000
0.28	0.0000	0.29	0.0000	0.30	0.0000	0.31	0.0000	0.32	0.0000	0.33	0.0000	0.34	0.0000
0.35	0.0000	0.36	0.0000	0.37	0.0000	0.38	0.0000	0.39	0.0000	0.40	0.0000	0.41	0.0000
0.42	0.0000	0.43	0.0000	0.44	0.0000	0.45	0.0000	0.46	0.0000	0.47	0.0000	0.48	0.0000
0.49	0.0000	0.50	0.0000	0.51	0.0000	0.52	0.0000	0.53	0.0000	0.54	0.0000	0.55	0.0000
0.56	0.0000	0.57	0.0000	0.58	0.0000	0.59	0.0000	0.60	0.0000	0.61	0.0000	0.62	0.0000
0.63	0.0000	0.64	0.0000	0.65	0.0000	0.66	0.0000	0.67	0.0000	0.68	0.0000	0.69	0.0000
0.70	0.0000	0.71	0.0000	0.72	0.0000	0.73	0.0000	0.74	0.0000	0.75	0.0000	0.76	0.0000
0.77	0.0000	0.78	0.0000	0.79	0.0000	0.80	0.0000	0.81	0.0000	0.82	0.0000	0.83	0.0000
0.84	0.0000	0.85	0.0000	0.86	0.0000	0.87	0.0000	0.88	0.0000	0.89	0.0000	0.90	0.0000
0.91	0.0000	0.92	0.0000	0.93	0.0000	0.94	0.0000	0.95	0.0000	0.96	0.0000	0.97	0.0000
0.98	0.0000	0.99	0.0000	1.00	0.0000	1.01	0.0000	1.02	0.0000	1.03	0.0000	1.04	0.0000

○日歩を年利に換算表 (換算法は日歩を三百六十五倍して元金に對する割合を算出せり但し餘位未滿は切捨とす)

日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利
0.00	0.0000	0.01	0.0000	0.02	0.0000	0.03	0.0000	0.04	0.0000	0.05	0.0000	0.06	0.0000
0.07	0.0000	0.08	0.0000	0.09	0.0000	0.10	0.0000	0.11	0.0000	0.12	0.0000	0.13	0.0000
0.14	0.0000	0.15	0.0000	0.16	0.0000	0.17	0.0000	0.18	0.0000	0.19	0.0000	0.20	0.0000
0.21	0.0000	0.22	0.0000	0.23	0.0000	0.24	0.0000	0.25	0.0000	0.26	0.0000	0.27	0.0000
0.28	0.0000	0.29	0.0000	0.30	0.0000	0.31	0.0000	0.32	0.0000	0.33	0.0000	0.34	0.0000
0.35	0.0000	0.36	0.0000	0.37	0.0000	0.38	0.0000	0.39	0.0000	0.40	0.0000	0.41	0.0000
0.42	0.0000	0.43	0.0000	0.44	0.0000	0.45	0.0000	0.46	0.0000	0.47	0.0000	0.48	0.0000
0.49	0.0000	0.50	0.0000	0.51	0.0000	0.52	0.0000	0.53	0.0000	0.54	0.0000	0.55	0.0000
0.56	0.0000	0.57	0.0000	0.58	0.0000	0.59	0.0000	0.60	0.0000	0.61	0.0000	0.62	0.0000
0.63	0.0000	0.64	0.0000	0.65	0.0000	0.66	0.0000	0.67	0.0000	0.68	0.0000	0.69	0.0000
0.70	0.0000	0.71	0.0000	0.72	0.0000	0.73	0.0000	0.74	0.0000	0.75	0.0000	0.76	0.0000
0.77	0.0000	0.78	0.0000	0.79	0.0000	0.80	0.0000	0.81	0.0000	0.82	0.0000	0.83	0.0000
0.84	0.0000	0.85	0.0000	0.86	0.0000	0.87	0.0000	0.88	0.0000	0.89	0.0000	0.90	0.0000
0.91	0.0000	0.92	0.0000	0.93	0.0000	0.94	0.0000	0.95	0.0000	0.96	0.0000	0.97	0.0000
0.98	0.0000	0.99	0.0000	1.00	0.0000	1.01	0.0000	1.02	0.0000	1.03	0.0000	1.04	0.0000

○外國爲替相場表 大藏省發行金融事項参考書に據る

日歩を年利に換算表

種別	大正二年中					同三年中					同四年中					同五年中				
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均		
倫敦宛參着拂(一圓に付片)	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇		
巴里宛參着拂(一圓に付法)	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇		
伯林宛參着拂(一圓に付麻)	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇		
紐育宛參着拂(百圓に付非)	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇		
孟買宛參着拂(百圓に付ルビ)	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇		
香港宛參着拂(百圓に付圓)	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇		
上海宛參着拂(百圓に付兩)	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇	三三三.〇〇		

○手形交換高 本邦の手形交換所は明治十二年十二月大阪に設立されたるを以て嚆矢とし次で同二十年十二月東京に開設あり而して兩者の成績益々良好なるに依り各地の交換所相繼ぎ起れり即ち神戸は三十年七月、横濱は三十三年二月、廣島は同年六月、名古屋は三十五年九月、金澤及關門は四十五年六月、函館は大正二年三月、小樽は同年五月、札幌は同年五月各交換事務を開始せり、左に各交換所の交換高を掲ぐ

交換所	枚					金額					枚					金額				
	大正二年	同三年	同四年	同五年	平均	大正二年	同三年	同四年	同五年	平均	大正二年	同三年	同四年	同五年	平均	大正二年	同三年	同四年	同五年	平均
東京	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇	四六八、一四〇
大阪	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇
京都	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
神戶	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇
横濱	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇
名古屋	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇
廣島	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇
關門	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇
金澤	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇	六六六、〇〇〇

○通貨流通高

年次	貨					銀行券					計				
	本邦貨幣	舊幣	臺灣幣	紙幣	政府紙幣	日本銀行券	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	計	上の内三	差引	現住人口	流通高		
明治二十六年末	九、五七〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
同三十一年末	九、五七〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
同三十六年末	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
同四十一年末	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
大正元年末	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
同二年末	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
同三年末	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
同四年末	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		
同五年末	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇		

備考 一、本邦貨幣は次に掲ぐる貨幣流通高表中の貨幣現在高にして鑄造發行高の内より改鑄済高、純輸出高、交換引揚高を差引きたるものなり
 二、舊幣は明治三十四年制定の貨幣條例に依る發行高の内より鑄造済高を控除したるものにして同年前發行流通せる銀貨(兩)白銅貨、赤銅貨、黃銅貨及鐵貨の類は包含せず
 三、臺灣幣は概算高(四十一年は臺灣銀行兌換準備高)を時價により金貨の割合に換算したるものなり
 四、銀行準備充當高は日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及橫濱正金銀行(大連支店)の銀行券準備なり但し橫濱正金銀行大連支店に於て發行せる銀行券は之を除く
 五、現住人口には朝鮮及臺灣を合算す但し大正三年以降の人口は推定數なり

内地貨幣流通高

年表	現在			高			上の内銀行正貨準備充當額			差引流通額
	金貨幣	銀貨幣	補助貨幣	金貨幣	銀貨幣	補助貨幣	金貨幣	銀貨幣	補助貨幣	
明治二十六年末	1,236,559	3,124,533	1,618,895	953,700	1,770,500	649,600	4,498,482	4,498,482	50,630	1,236,559
同三十二年末	1,017,039	2,780,399	1,618,895	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	98,328	1,017,039
同三十四年末	767,185	2,187,855	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,017,039	767,185
同四十一年末	1,300,417	2,780,399	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,300,417	1,300,417
大正元年末	1,300,417	2,780,399	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,300,417	1,300,417
同二年末	1,300,417	2,780,399	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,300,417	1,300,417
同三年末	1,300,417	2,780,399	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,300,417	1,300,417
同四年末	1,300,417	2,780,399	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,300,417	1,300,417
同五年末	1,300,417	2,780,399	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,300,417	1,300,417
同六年三月末	1,300,417	2,780,399	1,050,555	1,770,500	1,770,500	813,376	4,498,482	4,498,482	1,300,417	1,300,417

本表には臺灣流通の圓銀並舊韓國貨幣を包含せず△現在高は鑄造發行高の内より改鑄高交換引揚純輸出高を差引きたるものなり
 △明治三十年以降は同年三月貨幣法第十五條により舊金貨幣を二倍して新金貨幣の割合に換算せり銅貨幣は△白銅貨幣、青銅貨幣並新舊銅貨幣の合算数なり△銀行正貨準備充當高内譯は大正五年末現在に於て日本銀行九六、九一五、六〇八圓、朝鮮銀行一、四六四、五〇〇圓、臺灣銀行三、六六五、三四〇圓、橫濱正金銀行一、し計一〇二、〇四五、四四八圓なり
 ○貨幣鑄造高 (單位千圓)

年次	本位貨			補助貨			合計	累計	年次	本位貨			補助貨			合計	累計
	新補助貨	補助貨	計	新補助貨	補助貨	計				新補助貨	補助貨	計	新補助貨	補助貨	計		
明治三十五年	1,000	632	1,632	1,000	632	1,632	3,264	3,264	大正二年	1,816	426	2,242	1,816	426	2,242	5,506	
同四十年	1,000	1,700	2,700	1,000	1,700	2,700	5,400	5,400	同三年	2,820	1,913	4,733	2,820	1,913	4,733	10,239	
同四十四年	2,799	8,920	11,719	2,799	8,920	11,719	23,438	23,438	同四年	2,918	2,185	5,103	2,918	2,185	5,103	15,342	
大正元年	3,195	4,700	7,895	3,195	4,700	7,895	15,633	15,633	同五年	2,918	2,185	5,103	2,918	2,185	5,103	20,445	

貨幣鑄造高差引殘高累計

年次	本位貨			補助貨			合計	舊補助貨	新補助貨	白銅貨	銅貨及青銅貨	合計
	新補助貨	補助貨	計	新補助貨	補助貨	計						
明治三十五年	1,000	632	1,632	1,000	632	1,632	3,264	0	0	0	0	3,264
同四十年	1,000	1,700	2,700	1,000	1,700	2,700	5,400	0	0	0	0	5,400
同四十四年	2,799	8,920	11,719	2,799	8,920	11,719	23,438	0	0	0	0	23,438
大正元年	3,195	4,700	7,895	3,195	4,700	7,895	15,633	0	0	0	0	15,633
同二年	3,195	4,700	7,895	3,195	4,700	7,895	15,633	0	0	0	0	15,633
同三年	3,195	4,700	7,895	3,195	4,700	7,895	15,633	0	0	0	0	15,633
同四年	3,195	4,700	7,895	3,195	4,700	7,895	15,633	0	0	0	0	15,633
同五年	3,195	4,700	7,895	3,195	4,700	7,895	15,633	0	0	0	0	15,633

補助貨現在高種別別

種別	大正三年末			同四年末			同五年末			種別	大正三年末			同四年末			同六年末		
	新補助銀貨	舊補助銀貨	計	新補助銀貨	舊補助銀貨	計	新補助銀貨	舊補助銀貨	計		白銅貨	銅貨及青銅貨	計	白銅貨	銅貨及青銅貨	計	白銅貨	銅貨及青銅貨	計
新補助銀貨	五十錢	10,058,354	10,058,354	8,122,466	7,433,477	15,555,943	7,433,477	6,484,350	13,917,827	白銅貨	9,122,635	9,122,635	9,122,635	9,122,635	9,122,635	9,122,635	9,122,635	9,122,635	18,245,270
	二十錢	7,897,277	7,897,277	7,041,577	6,484,350	13,525,927	6,484,350	5,821,866	12,306,216		銅貨及青銅貨	5,326,605	5,326,605	5,326,605	5,326,605	5,326,605	5,326,605	5,326,605	5,326,605
舊補助銀貨	五十錢	11,283,533	11,283,533	10,622,956	9,869,956	20,492,912	9,869,956	9,122,635	18,992,591	壹錢		1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971
	十錢	1,345,533	1,345,533	1,237,533	1,130,533	2,368,066	1,130,533	1,023,533	2,154,066		貳錢	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971	1,971,971
計	五十錢	21,341,187	21,341,187	19,745,422	17,303,432	36,048,855	17,303,432	15,606,485	32,909,853	計		10,104,540	10,104,540	10,104,540	10,104,540	10,104,540	10,104,540	10,104,540	10,104,540
	二十錢	9,242,810	9,242,810	8,279,110	7,614,883	15,893,993	8,279,110	7,405,399	15,684,509		計	3,943,942	3,943,942	3,943,942	3,943,942	3,943,942	3,943,942	3,943,942	3,943,942
新補助銀貨	計	30,583,997	30,583,997	28,024,532	24,918,315	51,942,848	28,024,532	23,011,884	51,034,362	合計		14,048,482	14,048,482	14,048,482	14,048,482	14,048,482	14,048,482	14,048,482	14,048,482
	計	10,000,000	10,000,000	9,122,635	8,241,866	17,364,501	9,122,635	8,199,166	17,321,801		差引流通高	1,924,540	1,924,540	1,924,540	1,924,540	1,924,540	1,924,540	1,924,540	1,924,540

補助貨現在高種別別

列國の通貨在量

本表には蓄銅貨を包含せず

○列國の通貨在量 一九一七年ウオールド、マルマナツク所載(一九一五年十二月末日現在)

國名	金貨		紙幣		金貨		紙幣	
	正貨	補助貨	正貨	補助貨	正貨	補助貨	正貨	補助貨
米	二二九,九四〇	一八七,一七〇	九六,五〇〇	三三六	七四	九五	五九	六四
英	六六,一九	三,四三三	四,五〇〇	二四二	九七	二八三	四一	二一
佛	一,三八四,一	六八,五	一,五〇,一五	三,四八	一〇三	三七八	八三〇	二二
獨逸	七,四二	七,八	七,五八	一〇五	一〇一	二二	二二	二二
伊國	三,五五六	六六,八	六六,八	九〇	一三	二六	二六	二六
日本	一四三,一	七,一五	四〇,七	二五	一三	四六	四六	四六
和蘭	一七,一五	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八
露國	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八	一〇,八
瑞西	八,八三	八,八三	八,八三	八,八三	八,八三	八,八三	八,八三	八,八三
土耳其	二九,一	二九,一	二九,一	二九,一	二九,一	二九,一	二九,一	二九,一
亞爾然丁	三,八	三,八	三,八	三,八	三,八	三,八	三,八	三,八
伯刺西爾	二,四	二,四	二,四	二,四	二,四	二,四	二,四	二,四

○日本銀行兌換券發行現在高

本表は日本銀行營業日の現在高なり

年次	未日正貨準備		未日保證發行		未日發行	
	發行現在高	現在高	發行現在高	現在高	發行現在高	現在高
明治二十六年末	六三,七四六,六三	六三,七四六,六三	一四八,六六三,三六	一四八,六六三,三六	二二八,三三三,〇〇〇	二二八,三三三,〇〇〇
同三十六年末	一六,九九二,一八四	一六,九九二,一八四	三三,九三〇,六六三	三三,九三〇,六六三	三三,九三〇,六六三	三三,九三〇,六六三
同四十一年末	一六九,五五五,五五	一六九,五五五,五五	三三,七三三,七三三	三三,七三三,七三三	三三,七三三,七三三	三三,七三三,七三三
大正二年末	三三三,三五五,八〇〇	三三三,三五五,八〇〇	三三,七三三,七三三	三三,七三三,七三三	三三,七三三,七三三	三三,七三三,七三三

○日本銀行兌換券發行高種類別、同發行準備内譯及同發行保證高内譯 (單位千圓)

年次	發行高種類別		發行準備内譯		發行保證高内譯	
	一圓券	五圓券	十圓券	百圓券	合計	合計
明治三十五年末	二,一六九	八八,三四六	一〇,六五八	一七,九三三	二九,〇二六	二九,〇二六
同四十年末	二八,一七九	二六,九九九	二八,一七九	二六,九九九	五四,一七八	五四,一七八

○公債株式利週一覽表

金額	四分		五分		六分		八分		一分		二分	
	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類
同四十四年末	一六四,八九一	一四四,〇九八	九八,三三三	九八,三三三	二九,一五六	三三,三九九	六六,八四一	一三三,三三九	三三,一五四	四四,四六八	一七,七〇七	二七,〇〇〇
大正元年末	二七,八九九	一四七,三三三	三三,三九九	一〇,七三三	二〇,四四七	一四,四七五	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四
同二年末	二七,七四五	一三九,三三三	三三,三九九	一〇,七三三	二〇,四四七	一四,四七五	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四
同三年末	二七,三三三	一三六,九九九	三三,三九九	一〇,七三三	二〇,四四七	一四,四七五	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四
同四年末	二八,四九九	一三三,七三三	三三,三九九	一〇,七三三	二〇,四四七	一四,四七五	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四
同五年末	二八,九九三	一三〇,九九九	三三,三九九	一〇,七三三	二〇,四四七	一四,四七五	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四

本表は公債債券(額面百圓)何種利附を何圓に賣買せば何分の利息となるやを速に見出さん爲にしたるものなり例へば四分利附帝國公債を八十六圓に賣りたる時は八十六の縦行と四分の横行と見合せたる四分六厘五馬を以て其利息となるを知るべし

年次	國債(海外債)	海外賣出(國債の分)	海外流出(見込)	地方債(海外債)	社債(同上)	外資借入	外人會社(見込)	計
明治三十一年末	九七、六三〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇	—	四、一三三、〇〇〇	—	—	—	四三、〇〇〇、〇〇〇
同三十二年末	一四七、八八三、六八六	—	—	一七、三三三、五八五	—	—	—	一四七、八八三、六八六
同三十三年末	一五三、四六七、五四三	—	—	一七、一四七、一八五	—	—	—	一五三、四六七、五四三
同三十四年末	一五三、四六三、六六三	—	—	一七、〇三三、七六五	—	—	—	一五三、四六三、六六三
同三十五年末	一四九、三八〇、九八八	—	—	一七、八八四、三三三	—	—	—	一四九、三八〇、九八八
同三十六年末	一三六、八三三、四二四	—	—	一七、一〇六、二四〇	—	—	—	一三六、八三三、四二四

備考 海外流出内國債見込額は外人に仕拂ひたる内國債利子額に基き推算したるものなり

會社

○會社の種類 會社とは營利事業を營むを目的とする社團法人なり。會社は分ちて四種となす。合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社即ち之なり。合名會社とは二人

以上の無限責任社員を以て之を組織する會社なり。無限責任社員とは會社に屬する財産を以て會社の債務を辨済すること能はざる場合には、自己の全財産を以てその辨済の責に任ずる社員を云ふ。合資會社とは無限責任社員と有限責任社員とを以て組織する會社なり。有限責任社員とは自己の出資額を限度として

會社の債務を辨済する責に任ずる者なり。株式會社とは七人以上の株主を以て組織する會社なり。株主とは株式を有するものなり。株式と資本を一定平等に分割したる單位なり。株主の責任は有限にして其所有する株式の金額を限度とす。株式合資會社とは無限責任社員と株主とより成る會社なり。

○頭業別會社總數累年比較 (年末現在)

年次	農業		工業		商業		水陸運輸業		合計	
	會社數	本金(千圓)	會社數	本金(千圓)	會社數	本金(千圓)	會社數	本金(千圓)	會社數	本金(千圓)
明治三十八年	二二一	三、三六九	四〇四	二、四四九	一八九	一、九三四	六九六	三、六六九	一、〇〇六	九、〇〇六
同三十九年	二五〇	四、八七〇	三六一	二、五〇六	二六七	二、一八六	六九四	三、七三九	一、三三〇	一〇、八八七
同四十年	三〇九	一、〇三三	三八七	二、八四七	三八一	二、一八五	七二四	一、五〇八	一、〇〇八	一、二四三
同四十一年	三三三	一、三〇六	三九三	三、〇三三	四〇〇	二、八五七	七六八	一、六七五	一、〇七〇	一、三三三
同四十二年	三六六	一、四七五	四〇五	三、四二二	四二二	三、〇〇八	八二四	一、七五九	一、一五〇	一、五〇〇
同四十三年	三八六	一、六八九	四二二	三、六七一	四三九	三、二二一	八六六	一、九八七	一、二〇〇	一、五〇〇
同四十四年	四三三	一、八〇〇	四三九	三、九二二	四三三	三、七八三	九〇五	二、〇六三	一、〇〇五	一、八八七
大正元年	四七五	二、六三三	四四三	四、〇三三	四三三	三、九七四	一、〇〇五	二、八〇四	一、〇〇五	二、〇〇五
同二年	四七六	二、七六五	四四三	四、〇三三	四三三	三、九七四	一、〇〇五	二、八〇四	一、〇〇五	二、〇〇五
同三年	四九二	二、七三三	四四三	四、〇三三	四三三	三、九七四	一、〇〇五	二、八〇四	一、〇〇五	二、〇〇五
同四年	四九三	二、七三三	四四三	四、〇三三	四三三	三、九七四	一、〇〇五	二、八〇四	一、〇〇五	二、〇〇五

(備考) 本表内譯と合計と符合せざるは千圓以下四捨五入の結果に由る

○會社新設數 第三十二次農商務統計表に據る

會社の種類

年次	會社數	年次	會社數	年次	會社數	年次	會社數	年次	會社數	年次	會社數	年次	會社數	年次	會社數	年次	會社數
明治一〇	五三	一五	六六	二〇	四三	二五	四四	三〇	四〇	三五	四〇	三〇	四〇	三五	四〇	三五	四〇
一一	五九	一六	四四	二一	四三	二六	四四	三一	三五	三六	三五	三六	三五	三六	三五	三六	三五
一二	二八	二七	二九	二二	二二	二七	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
一三	四三	一八	三三	二三	三三	二八	三五	三三	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
一四	五六	一九	二六	二四	二四	四六	四五	三四	三五	二六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
計	一七、一四九	不詳	一、八五三	計	一、八五三	計	一、八五三	計	一、八五三	計	一、八五三	計	一、八五三	計	一、八五三	計	一、八五三

○資本別會社總數累年比較 (年末現在)

年次	未滿十萬圓未滿		十萬圓未滿		五十萬圓未滿		百萬元未滿		百萬元以上		合計	
	會社數	資本金	會社數	資本金	會社數	資本金	會社數	資本金	會社數	資本金		
明治三十八年	六、七五	七、三四三	九、三六	九、四一九	一、〇四九	一、八八、〇五八	一、五三	九、九四二	一、二六	二〇一、〇三六	二二	八、九九四
三十九年	六、八八四	七、四六八	九、七七	九、七七八	一、二八	二〇六、三三八	一、七二	一〇七、二九〇	一、二八	二二六、三四五	二二	九、三三九
四十年	七、四〇	八、〇三三	一、〇五六	六、四四五	一、二八〇	二二九、一三五	二、二二	一三三、八五九	一、四七	二六一、四四五	二四	一〇、〇〇一
四十一年	七、六八	八、七三三	一、〇七二	六、七七一	一、四三	二五、〇〇八	二、三三	一五〇、二五〇	一、四八	二六六、五三	二六	一〇、〇〇一
四十二年	八、五七七	九、三三四	一、一三七	七、〇二二	一、三七七	二五五、〇〇七	二、三三	一四九、四一六	一、一一	二七四、六四	二八	一〇、七〇二
四十三年	九、二二	九、七八七	一、一六二	七、三五四	一、四四九	二八八、三九一	二、三三	一四九、一八八	一、一七	二八二、三三	三〇	一一、〇〇〇
四十四年	九、七九三	一〇、一五〇	一、二一九	七、七五三	一、五三三	二七八、五三二	二、三三	一六三、九七七	一、二四	三〇一、五三	三二	一一、〇〇〇
大正元年	一〇、七〇八	一〇、七八九	一、三九七	八、〇三三	一、六九九	三〇六、二七	二、三三	一八三、四七	一、三三	三二二、五三	三三	一二、〇〇〇
二年	一一、五六七	一一、二五三	一、四〇四	八、八三六	一、七三三	三三三、二四	二、三三	一九五、九四	一、三三	三三三、二四	三五	一二、〇〇〇
三年	一二、八二二	一二、五七七	一、五〇〇	九、七三三	一、八二二	三四二、九六	二、三三	一九九、一〇八	一、三三	三四二、九六	三六	一二、〇〇〇
四年	一三、八二二	一三、五七七	一、六〇四	一〇、七三三	一、九二二	三五二、九六	二、三三	二〇九、一〇八	一、三三	三五二、九六	三七	一二、〇〇〇
計	一、七四四	九、一七四	一、六九四	七〇、七三三	二、五六一	一、八二二	一、一八二	一、一八二	一、一八二	一、一八二	一、一八二	一、一八二

○事業別種別會社數

備考 本表の外資本金不詳の會社數明治三十八年三、明治三十九年七、明治四十年二、明治四十一年七、明治四十二年六、あり。會社數の前表と符合せざるものあるは此資本金不詳の會社あるによる。

年次	商業		水陸運輸		工業		農業	
	會社數	資本金	會社數	資本金	會社數	資本金	會社數	資本金
明治三十八年	六、七五	七、三四三	一、〇四九	一、八八、〇五八	一、五三	九、九四二	一、二六	二〇一、〇三六
三十九年	六、八八四	七、四六八	一、二八	二〇六、三三八	一、七二	一〇七、二九〇	一、二八	二二六、三四五
四十年	七、四〇	八、〇三三	一、〇五六	六、四四五	一、二八〇	二二九、一三五	二、二二	一三三、八五九
四十一年	七、六八	八、七三三	一、〇七二	六、七七一	一、四三	二五、〇〇八	二、三三	一五〇、二五〇
四十二年	八、五七七	九、三三四	一、一三七	七、〇二二	一、三七七	二五五、〇〇七	二、三三	一四九、四一六
四十三年	九、二二	九、七八七	一、一六二	七、三五四	一、四四九	二八八、三九一	二、三三	一四九、一八八
四十四年	九、七九三	一〇、一五〇	一、二一九	七、七五三	一、五三三	二七八、五三二	二、三三	一六三、九七七
大正元年	一〇、七〇八	一〇、七八九	一、三九七	八、〇三三	一、六九九	三〇六、二七	二、三三	一八三、四七
二年	一一、五六七	一一、二五三	一、四〇四	八、八三六	一、七三三	三三三、二四	二、三三	一九五、九四
三年	一二、八二二	一二、五七七	一、五〇〇	九、七三三	一、八二二	三四二、九六	二、三三	二〇九、一〇八
四年	一三、八二二	一三、五七七	一、六〇四	一〇、七三三	一、九二二	三五二、九六	二、三三	二一九、一〇八
計	一、七四四	九、一七四	一、六九四	七〇、七三三	二、五六一	一、八二二	一、一八二	一、一八二

事業別種別會社數

資本別種類別會社數

年三周	五萬圓未滿		十萬圓未滿		五十萬圓未滿	
	會社數	資本金	會社數	資本金	會社數	資本金
明治三十四年	1,140	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治三十五年	1,170	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治三十六年	1,200	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治三十七年	1,230	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治三十八年	1,260	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治三十九年	1,290	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十年	1,320	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十一年	1,350	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十二年	1,380	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十三年	1,410	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十四年	1,440	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十五年	1,470	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十六年	1,500	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十七年	1,530	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十八年	1,560	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治四十九年	1,590	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十年	1,620	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	1,650	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十二年	1,680	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十三年	1,710	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十四年	1,740	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	1,770	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十二年	1,800	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十三年	1,830	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	1,860	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	1,890	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	1,920	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	1,950	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	1,980	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,010	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,040	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,070	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,100	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,130	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,160	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,190	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,220	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,250	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,280	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,310	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,340	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,370	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,400	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,430	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,460	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,490	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,520	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,550	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,580	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,610	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,640	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,670	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,700	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,730	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,760	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,790	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,820	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,850	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,880	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,910	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,940	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	2,970	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000
明治五十一年	3,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000	1,000	1,000,000,000

資本別種類別會社數 (大正四年)

種別	五萬圓未滿		十萬圓未滿		五十萬圓未滿	
	社數	資本金	社數	資本金	社數	資本金
株式會社	2,808	50,355,465	2,222	69,356,600	2,155	85,681,155
合資會社	6,353	45,533,804	5,757	44,788,850	5,400	43,217,850
合名會社	2,584	33,580,167	2,333	33,663,000	2,303	33,101,777
計	11,745	129,469,436	10,312	127,808,455	9,858	161,992,882

種類	百萬圓未滿		五百萬圓未滿		五百萬圓以上	
	社數	資本金	社數	資本金	社數	資本金
株式會社	533	1,988,185,000	437	3,513,275,000	273	18,699,757,500
合資會社	110	1,175,000,000	104	1,500,000,000	69	1,133,000,000
合名會社	33	110,000,000	30	286,000,000	21	74,000,000
計	676	3,273,185,000	571	5,300,000,000	363	20,516,757,500

○全國主要會社一覽

瓦斯及電氣業

名稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金		決算期	配當率		重役
				資本金	拂込		大正四年	大正五年	
猪苗代水力電氣株式會社	麴町區有樂町一丁目一番地	明治四十四年十月	電氣供給業	2,100,000	9,950	九月	0.55	0.66	白石 直治
日本電燈株式會社	本所區藤代町八番地	明治四十四年十一月	電燈並電力の供給を爲し且電氣諸機械の販賣を爲すを目的とす	6,000,000	4,000	十一月	0.34	0.33	島 甲子二 安藤 兼吉 小野 金六
日英水電株式會社	麴町區內幸町一丁目	明治四十四年二月	電燈電力供給	3,000,000	1,900	六月	0.90	0.90	榊山 愛輔 岡田 孝吉
北海道瓦斯株式會社	麴町區有樂町一丁目	明治四十四年六月	瓦斯製造販賣業	1,000,000	3,000	十二月	0.70	0.70	村山 駒之助 久米 良作
東京瓦斯株式會社	神田區錦町三丁目	明治四十八年十月	瓦斯製造及供給	4,000,000	3,000	十二月	0.70	0.70	磯部 安次
東京電燈株式會社	麴町區有樂町三丁目	明治四十九年七月	電氣事業	4,000,000	4,000	十一月	0.80	0.80	神戶 專一 中原 岩三郎
東京電氣株式會社	神奈川縣橋本郡川崎町	明治四十九年二月	電燈球、電氣機械器具製造販賣	3,600,000	3,597	十一月	2.00	1.45	藤岡 市助 ルギーヤリ
利根發電株式會社	前橋市堀川町	明治四十九年五月	電燈、電力供給	6,100,000	5,326	九月	0.90	0.70	藤住 和憲 小林 庄太郎
朝鮮瓦斯電氣株式會社	麴町區內幸町一丁目	明治四十九年五月	瓦斯電氣及鐵道輸送業	3,000,000	1,500	七月	0.50	0.50	伊藤 健太郎 香澤 源太郎
大阪瓦斯株式會社	大阪市北區中之島二丁目	明治四十九年十月	石炭瓦斯及其副産物の製造販賣	10,000,000	7,333	十二月	0.80	0.90	片岡 直輝 チャーレス、岸 清一
大阪電燈株式會社	大阪市北區中之島	明治四十九年十二月	電燈業	11,600,000	1,800	十一月	1.00	1.00	坂野 鐵次郎

全國主要會社一覽

和歌山水力電氣株式會社	和歌山市岡山丁九番地	明治三十八年五月	電燈供給、電力發賣、之器具、要力運轉	三、二〇〇	一、九〇〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 島村安次郎
柱川電力株式會社	京橋區銀座三丁目	明治三十九年九月	電力供給	八、〇〇〇	一、七〇〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 兩宮五郎
橫濱電氣株式會社	橫濱市裏高島町	明治三十年十月	電燈電力供給、瓦斯製造供給、電氣鐵道に依る運輸事業	七、五〇〇	一、二〇〇	十一月	一〇〇	社長取締役木村利右衛門
名古屋瓦斯株式會社	名古屋市中區南大津町	明治三十一年九月	瓦斯製造業	四、〇〇〇	一〇〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 井上茂兵衛
名古屋電燈株式會社	名古屋市中區新柳町	明治二十一年八月	電燈及電力供給、電氣機械器具の製造販賣	一、六〇〇	四〇〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 福澤瑞夫
宇治川電氣株式會社	大阪市北區會根崎上二丁目	明治三十九年十月	電力供給、電氣機械製造販賣	二、五〇〇	一、〇〇〇	九月	一〇〇	支務取締役長 角田正喬
熊本電氣株式會社	熊本縣飽託郡本山村	明治四十二年六月	電燈及電力供給、電氣機械器具の製造販賣及貸貸	三、〇〇〇	五〇〇	十二月	一〇〇	支務取締役長 中橋徳五郎
京城電氣株式會社	日本橋區新右衛門町	明治四十年九月	電燈、瓦斯の供給及電氣鐵道	九、〇〇〇	二、九〇〇	十二月	一〇〇	支務取締役長 村木正憲
富士水電株式會社	魏町區有樂町一丁目	明治四十年九月	水力電氣業	八、一〇〇	二、七〇〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 安田善三郎
神戸瓦斯株式會社	神戸市相生町五丁目	明治三十一年一月	瓦斯製造販賣、副産物精製販賣、瓦斯製作販賣	四、七〇〇	三、二〇〇	六月	一〇〇	支務取締役長 松方幸次郎
神戸電氣株式會社	神戸市湊町一丁目	大正二年五月	運輸、電燈電力供給	二、四〇〇	一、七〇〇	四月	一〇〇	支務取締役長 内村直俊
京都瓦斯株式會社	京都市上京區柳馬場通三條上	明治四十二年十一月	瓦斯及同副産物製造販賣	二、〇〇〇	一、〇〇〇	十二月	一〇〇	支務取締役長 内實三郎

○鐵道及軌道業

京都電燈株式會社	河原町錦藥師下	明治二十年十一月	電燈電力供給業	七、〇〇〇	六、六〇〇	四月	一〇〇	支務取締役長 大澤善助
鬼怒川水力電氣株式會社	魏町區有樂町	明治三十年十月	電氣業	一、三〇〇	三〇〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 田中善助
九州電燈鐵道株式會社	福岡市東中洲町	明治二十九年五月	電燈、電力、瓦斯の供給、電氣鐵道、輕便鐵道	一、八〇〇	八〇〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 伊丹彌太郎
九州水力電氣株式會社	日本橋區小網町三の七	明治四十四年四月	電力電燈供給、軌道運輸業等	一、七、三〇〇	三三〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 日比谷平左衛門
四國水力電氣株式會社	香川縣多度津町	明治三十一年四月	電燈電力、電車製造、炭灰石灰	一、七、三〇〇	九〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 棚橋啄之助
廣島瓦斯株式會社	廣島市皆實村	明治四十二年十月	瓦斯及其副産物販賣	三、〇〇〇	一〇〇	十二月	一〇〇	支務取締役長 菅田謙一
西部合同瓦斯株式會社	廣島市外千代町	大正二年八月	瓦斯製造供給及其副産物精製及販賣	三、九二〇	一、九六〇	十一月	一〇〇	支務取締役長 松永安左衛門

名稱	本店所在地	設立	營業科目	資本		決算日期	配當率		重役
				拂込	積立金		大正四年	大正五年	
阪神電氣鐵道株式會社	兵庫縣尼崎市	明治三十二年六月	電氣鐵道並電燈電力供給	七、〇〇〇	九、三〇〇	九月	一〇〇	支務取締役長 今西林三郎	
東武鐵道株式會社	本所市小梅瓦町	明治二十年十月	鐵道業	四、九〇〇	二二〇	九月	一〇〇	支務取締役長 根津嘉一郎	
東上鐵道株式會社	本所區小梅瓦町	明治四十四年十一月	鐵道業	一、四、三〇〇	三〇〇	九月	一〇〇	支務取締役長 根津嘉一郎	

中國鐵道株式會社	岡山市上伊福	明治二十九年四月	旅客貨物運輸業	4,000,000	三月	1900	1900	100,000	取締役社長 安田善三郎
大阪電氣軌道株式會社	大阪府中河内郡小阪村字下小阪	明治三十九年九月	旅客貨物運輸並電燈電力供給	4,000,000	三月	1900	1900	100,000	支社長 大槻龍治
橫濱電氣軌道株式會社	橫濱市西戸部町	明治三十五年五月	電氣鐵道	4,000,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 金森又一郎
橫濱鐵道株式會社	橫濱市神奈川町	明治三十七年三月	鐵道業	3,500,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 渡邊福三郎
大日本軌道株式會社	京橋區築地三	明治四十四年七月	鐵道業及機關車客貨車製作	3,000,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 渡邊福三郎
南海鐵道株式會社	大阪市西區難波新地六番町	明治二十九年三月	鐵道運輸業	3,000,000	三月	1900	1900	100,000	支社長 雨宮豐太郎
名古屋電氣鐵道株式會社	名古屋市西區那古野町二の九	明治二十七年六月	一般運輸業	2,500,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 雨宮豐太郎
武藏電氣鐵道株式會社	麴町區有樂町一丁目	明治四十四年六月	電氣軌道業	2,500,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 片岡直輝
京阪電氣鐵道株式會社	大阪府北河内郡枚方町	明治三十九年十一月	運輸業及電燈電力供給事業	2,000,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 大塚惟明
京濱電氣鐵道株式會社	神奈川縣川崎町	明治三十九年三月	鐵道業、製造業	2,000,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 富田重助
富士身延鐵道株式會社	京橋區南傳馬町	明治四十四年四月	旅客貨物運輸業	1,500,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 遠野富之助
小倉鐵道株式會社	芝區新樓田町	明治四十四年六月	旅客貨物運送	1,500,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 跡田直一
京都電氣鐵道株式會社	京都市下京區西洞院三哲上	明治三十九年二月	乘客運輸	1,500,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 關守造
九州電氣軌道株式會社	小倉市京町	明治四十四年十二月	乘客運輸	1,500,000	十一月	1900	1900	100,000	支社長 松方幸次郎

○海運、造船、船渠業

南滿洲鐵道株式會社	支那大連市	明治三十一年十一月	鐵道、鑛業、水運、電氣、瓦斯、倉庫、旅館、地方營業	100,000,000	三月	1900	1900	0	理事 國澤新兵衛
箕面有馬電氣軌道株式會社	阪府 能郡池田町八九六	明治四十四年十月	乘客運輸	3,000,000	三月	1900	1900	100,000	支社長 井上角五郎
廣島電氣軌道株式會社	廣島市千田町	明治四十四年七月	乘客運輸	2,000,000	三月	1900	1900	100,000	支社長 荒尾徹
名 稱	本名所在地	設立	營業科目	積立金	決算期	配當率	上半期	資本金	重 役
日本郵船株式會社	麴町區有樂町	明治十八年十月	海運業	3,000,000	三月	1900	1900	100,000	近藤 廉平
日清汽船株式會社	麴町區有樂町	明治三十四年三月	支那内河及沿海に於ける航運業	2,000,000	三月	1900	1900	100,000	近藤 廉平
東洋汽船株式會社	麴町區有樂町一の	明治廿九年六月	海運業	3,000,000	三月	1900	1900	100,000	近藤 廉平
朝鮮郵船株式會社	京城府南大門通一丁目	明治四十四年一月	海運業	4,000,000	三月	1900	1900	100,000	近藤 廉平
株式會社 大阪鐵工所	大阪市西區北安治川通	大正三年三月	造船業	4,000,000	三月	1900	1900	100,000	近藤 廉平
大阪商船株式會社	大阪市北區富島町	明治十七年五月	船舶運輸業	2,000,000	三月	1900	1900	100,000	近藤 廉平
株式會社 川崎造船所	神戸市東川崎町二の四	明治二十九年十月	船舶、汽機、兵艦、其他各種鐵道の製造、土木及建築業、造船業	3,000,000	三月	1900	1900	100,000	近藤 廉平

名	稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金	拂込	積立金	決算	配當率	重	役
横濱船渠株式會社	横濱市入船町	明治二十年六月	船渠諸機械の製造其他の鐵工業船渠曳船並倉庫業	一、二四〇、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇	一、二四〇、〇〇〇	〇〇〇	一・三〇	一、〇〇〇	取締役會長 近藤 滋	原 六郎 山田 眞吉

〇紡績及織物業

名	稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金	拂込	積立金	決算	配當率	重	役
日本毛織株式會社	神戸南西出町	明治二十年九月	毛織物、毛絲、ト ツブ製造業	三、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	十一月	二・三〇	三、〇〇〇	取締役社長	川西清兵衛
日本棉花株式會社	大阪市北區中之島 二丁目	明治二十一年五月	棉花棉絲布其他 の賣買業	三、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	十二月	一・五〇	三、〇〇〇	取締役社長	志方 勢七 喜多 又藏 山田 穆
日清紡績株式會社	東京府下龜戸町七 番地	明治四十年一月	綿絲紡績業	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、二五〇、〇〇〇	三、二五〇、〇〇〇	十一月	〇・八〇	一、〇〇〇	取締役社長	宮島清次郎
東洋モスリン株式會社	東京府下龜戸町	明治四十年一月	モスリン其他織 物の製造販賣	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	前川太兵衛
東洋毛絲紡績株式會社	大阪市東區北濱三 丁目	大正九年	毛絲の製造販賣	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	今西林三郎
東京キヤリコ製織株式會社	東京府下吾嬬町龜 戸	明治三十年九月	綿絲紡績キヤリ コ其他綿織物製 造	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	青木五兵衛 堀越 勘治
東洋紡績株式會社	三重縣四日市市	大正三年六月	紡績業	二五、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・六〇	二、〇〇〇	取締役社長	伊藤 傳七 阿部房次郎
東京毛織株式會社	東京府下北豐島郡 南千住町	明治四十年四月	毛織物及毛絲の 製造販賣	七、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	二、〇〇〇	取締役社長	青木五兵衛 松村 徳松
東京毛新紡績株式會社	東京府下吾嬬町計 地	明治二十年二月	モスリン紡績業	四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	二、〇〇〇	取締役社長	谷口 房藏 秋山 廣太
大阪合同紡績株式會社	大阪府北區堂島濱 通二	明治三十年一月	紡績織布	四、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	十一月	一・八〇	三、〇〇〇	取締役社長	平賀 義美

名	稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金	拂込	積立金	決算	配當率	重	役
大阪織物株式會社	大阪府堺市	明治三十年九月	木綿縮、寒冷紗 金巾、製造販賣	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	馬越 恭平 益田 信世 神原 富文
小田原紡績株式會社	神奈川県足柄下郡 足柄村	大正六年三月	綿絲及織布製造 販賣	一七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	日比谷平左衛門 武藤 山治 香爪捨三郎 野村 太兵衛
鐘淵紡績株式會社	東京市外隅田村	明治二十年五月	各種綿の製造機 織販賣業	一七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	八代祐太郎
内外綿株式會社	大阪市北區堂島北 町	明治二十年七月	紡績業	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	和田 豊治 高橋 茂澄
福島紡績株式會社	大阪府北區福島 町	明治二十年八月	紡績業	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	菊池 恭三
富士瓦斯紡績株式會社	東京府南葛飾郡大 島町	明治二十年三月	綿絲絹絲の紡績 及電氣供給販賣	一八、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	安部幸之助 幸田 成常
尼崎紡績株式會社	兵庫県尼崎市尼崎 町	明治二十年六月	綿絲、綿布、製造 販賣業	二、〇〇〇、〇〇〇	七、七〇〇、〇〇〇	七、七〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	松尾 久男
相模紡績株式會社	横浜市相生町三丁 目	大正五年十一月	綿絲紡績製造販 賣業	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	稻畑勝太郎 河原芳三郎 金原 與吉
上毛モスリン株式會社	群馬縣館林町	明治三十年四月	モスリン紡績業	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	菊池 恭三
毛新紡績株式會社	大阪府下中津町	明治二十年九月	モスリン紡績業	三、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	十一月	一・〇〇	一、〇〇〇	取締役社長	菊池 恭三
新高製糖株式會社	臺灣臺中廳中寮	明治四十二年十月	砂糖の製糖販賣、及榨糖 の機械製造業	三、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	六月	一・三〇	一、〇〇〇	取締役社長	高島小金治 牧山熊二郎

名 稱	本店所在地	設立	營業科目	資本		決算	配當率		重 役
				資本金	積立金		期月	大正四年	
東洋製糖株式會社	臺灣嘉義廳南靖庄	明治四十一年二月	製糖業	11,000,000	2,000,000	六月	100%	200%	下坂藤太郎 松方五郎 日向利兵衛
林本源製糖株式會社	臺灣臺中廳溪州庄	大正二年十二月	製糖業	1,000,000	1,950,000	六月	0%	100%	林向利 林向利 林向利
大日本製糖株式會社	東京府下砂村	明治二十九年一月	砂糖製造業	11,000,000	3,600,000	十月	100%	100%	高山良長 伊澤良立 丸田治太郎
臺東製糖株式會社	臺灣臺東卑南街	大正二年二月	製糖業	3,500,000	1,800,000	六月	100%	100%	安場末喜 丸田治太郎
臺灣製糖株式會社	臺灣臺南廳大竹里	明治三十三年十二月	砂糖、酒精製造業	2,900,000	4,300,000	六月	100%	100%	山本悌四郎 武智直道 鈴木林四郎
臺南製糖株式會社	臺南廳楠梓仙溪西里吧吧庄	大正二年五月	砂糖製造業	1,000,000	3,000,000	六月	0%	100%	川上誠之 川上誠之 川上誠之
豐水港製糖拓植株式會社	臺灣嘉義廳太子宮堡新營庄	明治四十年三月	砂糖、酒精、榨油、開墾、農作、探礦、造林、牧畜、鐵道運輸業	1,150,000	1,500,000	六月	100%	100%	荒井恭治 橫井恭治
帝國製糖株式會社	臺灣臺中街	明治四十年十月	砂糖製造業	3,000,000	3,500,000	六月	100%	100%	山下秀實 松方正熊 松方正熊
明治製糖株式會社	臺灣臺南廳新營庄	明治三十九年十二月	製糖業	1,000,000	2,400,000	九月	100%	100%	高木半治 高木半治 高木半治

名 稱	本店所在地	設立	營業科目	資本		決算	配當率		重 役
				資本金	積立金		期月	大正四年	
日本石油株式會社	東京市丸之内	明治二十一年五月	石油鐵業	3,000,000	2,500,000	十二月	200%	200%	內藤久寬 中野鐵平
西澤金山株式會社	京橋區新富町	明治三十九年七月	鐵山業	4,000,000	1,300,000	七月	100%	100%	竹三右衛門 小川源次郎 橫尾宜弘
賣出石油株式會社	長岡市城内町	明治三十九年三月	石油業	2,100,000	2,100,000	九月	100%	100%	福本圭三郎 福本圭三郎 福本圭三郎
北海道炭鐵汽船株式會社	日本橋區本草屋町	明治二十二年十一月	不炭、鐵、砂、銅、其他礦物の探採、買付、運及電氣事業經營	27,000,000	1,900,000	十二月	0%	0%	磯村豐太郎 磯村豐太郎 磯村豐太郎
田中鐵業株式會社	日本橋區坂本町	大正二年十一月	鐵業	3,000,000	700,000	十月	0%	0%	田中平八 田中平八 田中平八
大正工業株式會社	福岡縣遠賀郡長津村	明治四十二年十月	鐵業	3,000,000	200,000	十月	0%	0%	田中銀之助 田中銀之助 田中銀之助
大日本石油鐵業株式會社	祀田區美土代町	大正五年十二月	石油探採、石油及副産物精製賣買	1,750,000	100,000	十一月	100%	100%	伊東義九郎 伊東義九郎 伊東義九郎
ラサ烏備鐵株式會社	札幌區有樂町一丁目	大正二年五月	燐礦石の探採	3,000,000	900,000	九月	100%	100%	廣瀬滿正 廣瀬滿正 廣瀬滿正
久原鐵業株式會社	大阪市北區中之島二丁目	大正元年九月	燐礦石の探採、燐礦石の製煉、燐礦石の運送、燐礦石の賣買、燐礦石の加工、燐礦石の其他事業	3,000,000	1,100,000	十一月	200%	200%	久原房之助 久原房之助 久原房之助
九州炭礦汽船株式會社	麵町區有樂町一丁目一番地	明治四十年十一月	石炭探採、石炭製煉、石炭賣買、石炭運送、石炭其他事業	3,000,000	1,100,000	十月	100%	100%	小宮幸三郎 小宮幸三郎 小宮幸三郎
明治鐵業株式會社	福岡縣嘉穂郡穎田村	明治四十年一月	礦物探採及賣買	3,000,000	400,000	十二月	100%	100%	安井健太郎 安井健太郎 安井健太郎
三井鐵山株式會社	日本橋區駿河町	明治四十四年十二月	鐵山業並に其施設に附帶する事業	10,000,000	3,700,000	十一月	0%	0%	三井元之助 三井元之助 三井元之助

請製造工業

株式會社 住友鐵鋼所	大阪市西區島尾町	大正四年 十二月	鐵鋼及鋼鐵 鑄造、鍛造、 並に各種機械器具製造、販賣	六〇〇〇 〇〇〇	三六 〇〇〇	十二月	〇	〇	取締役社長 住友左衛門 常務取締役 中田 錦吉 同家支配人 綿尾 傳吉
---------------	----------	-------------	----------------------------------	-------------	-----------	-----	---	---	---

名 稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金		設立金	決算 期月	配當率		重 役
				資本金	拂込 金			大正四年	大正五年 上半期 下半期	
日本窒素肥料株式會社	大阪市西區土佐堀通三丁目	明治三十 九年一月十	炭化石灰、石灰、硫酸、 硝酸、セメント、 肥料、石炭等の 供給	一〇,〇〇〇 千圓	五五 〇〇〇	三 千圓	十二月	一〇 〇〇	一〇 〇〇	取締役會長 中橋徳五郎 専務取締役 野川 誠次 常務取締役 市川 誠次
日本化學工業株式會社	東京府下龜戸町	明治四十 二年九月十	化學工業	一,〇〇〇 〇〇〇	一,〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十一月	二五 〇〇	三五 〇〇	取締役會長 大倉喜八郎 取締役 加瀬忠次郎 同 榑實五郎
日本化學紙料株式會社	樺太落合	大正四年 十一月	化學ハルブ製造	一〇〇 〇〇〇	一〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十一月	〇	〇	取締役社長 小池 國三
日本硝子工業株式會社	兵庫縣尼崎市	大正五年 六月	オウエン式硝子 壺製造販賣	一〇〇 〇〇〇	一〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十一月	〇	〇	取締役會長 鳥井 治郎 専務取締役 石井 彌市 常務取締役 泉 彌市
日本合密製造株式會社	大阪市東區京橋	明治二十 二年七月	工業用品及化 學的肥料の製造 販賣	二〇〇 〇〇〇	二〇〇 〇〇〇	二 〇〇〇	十一月	〇	〇	取締役社長 磯野 良吉 専務取締役 長谷徳三郎 常務取締役 磯野 良吉
日本グリセリン工業株式會社	大阪府西成郡佃村	大正五年 二月	グリセリン及其 副生物製造精製 及販賣	一〇〇 〇〇〇	一〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	九月	〇	〇	取締役社長 平田 孝太郎 常務取締役 藤本 友信 營業部長 西村 憲臣
日本鋼管株式會社	神奈川縣川崎町在	明治四十 五年六月十	鋼塊、鋼管其他 鋼材製造販賣	五〇〇 〇〇〇	二〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十二月	一〇 〇〇	二〇 〇〇	取締役社長 白石元治郎 取締役 伊藤幸次郎 取締役 支那伊藤幸次郎
株式會社 日本製鋼所	芝區新幸町九香地	明治四十 一年十一月十	製 鋼 業	一〇〇 〇〇〇	一〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十二月	〇	〇	同 常務取締役 長 高崎 親彦 常務取締役 水谷 叔彦 同 津山 愛輔

日本染料製造株式會社	京橋區銀屋町	大正五年 二月	染料製造販賣	八〇〇 〇〇〇	二〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	九月	〇	〇	取締役社長 中谷 弘吉 支 配 人 上村 潤一郎
東亞煙草株式會社	麴町區有樂町一の	明治卅九 年十一月	煙草の移輸出販 賣並に朝鮮及外 國に於て煙草の 製造販賣	一,〇〇〇 〇〇〇	一,〇〇 〇〇〇	四 〇〇〇	十月	一〇 〇〇	一〇 〇〇	取締役社長 佐々熊太郎 専務取締役 藤田 虎之助
東洋機寸株式會社	神戸市京町	大正五年 八月	機寸及同原料製 造販賣	三〇〇 〇〇〇	三〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十一月	〇	〇	専務取締役 瀧川 儀三
東京製鋼株式會社	京橋區三十間堀一 丁目二番地	明治二十 年四月	各種鋼鋼家及 鐵材鑄鋼鋼製 造	六〇〇 〇〇〇	七〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十一月	〇	〇	取締役會長 山田 昌邦 常務取締役 赤松 鏡一
王子製紙株式會社	東京府王子町	明治六年 二月	造 紙 製 造	九,〇〇〇 〇〇〇	一,〇〇 〇〇〇	一 〇〇〇	十一月	一〇 〇〇	一〇 〇〇	取締役會長 井得右衛門 専務取締役 藤原 銀次郎 支 配 人 根津 嘉一郎
加富登麥酒株式會社	京橋區銀座	明治二十 九年九月	麥酒釀造販賣	二,〇〇〇 〇〇〇	二,〇〇 〇〇〇	五 〇〇〇	十二月	〇	〇	支 配 人 仲澤 芳朗
臺灣鹽業株式會社	神戸市東川崎町一 丁目	明治三十 六年九月	鹽の製造販賣	四,〇〇 〇〇〇	八〇 〇〇〇	八 七三	三月	〇	〇	社 長 藤田 謙一
大日本人造肥料株式會社	東京府下大島町	明治二十 年二月	肥料及硫酸其他 化學的製品製造 販賣	一,二〇〇 〇〇〇	八四 〇〇〇	一 〇〇〇	十二月	〇	〇	取締役會長 安樂 兼造 常務取締役 平田 初熊 常務取締役 阿部 市三郎
大日本麥酒株式會社	東京府荏原郡目黒 村	明治三十 九年三月	麥酒及清涼飲料 製造販賣	七,〇〇 〇〇〇	一,九 〇〇〇	一 〇〇〇	十二月	一五 〇〇	二〇 〇〇	取締役社長 馬越 恭平 常務取締役 植村 澄三郎 營業部長 高杉 晋
沖臺殖産製糖株式會社	沖繩縣島尻郡豐見 城村	明治四十 二年三月	製糖業、製糖業、 水糖業、輕便鐵 道業、開製井殖 林業	三,〇〇 〇〇〇	三,七 〇〇〇	三 〇〇〇	七月	〇	〇	専務取締役 安部 幸之助 社 務 取 締 役 矢野 慶太郎
富士製紙株式會社	京橋區三十間堀一 丁目一番地	明治二十 年八月	製 紙 業	一〇,〇〇 〇〇〇	九,二 〇〇〇	一,一 〇〇〇	十二月	一〇 〇〇	一〇 〇〇	専務取締役 原 六郎 常務取締役 高橋 貞三郎
古河合名會社	麴町區八重洲町	明治三十 八年三月十	鑛業及伸銅並に 其加工販賣	三,〇〇 〇〇〇	四〇 〇〇〇	四 〇〇〇	十一月	〇	〇	代表社員 古河 虎之助

銀行會社一覽

帝國製麻株式會社	日本橋區裏河岸	明治四十年七月合	麻絲、麻織物及漁網製造販賣	六、四〇〇	一、二〇〇	六月	一、二〇〇	安田繁三郎
電氣會社化學工業株式會社	日本橋區本町五丁目	大正四年五月	炭化石灰、石灰、窒素、硫酸安母、尼亞、硫酸	三、〇〇〇	三、〇〇〇	十一月	一、〇〇〇	藤田重三郎
淺野セメント院株式會社	深川區清住町	明治三十年一月	セメント製造販賣	七、一八〇	二、九〇〇	十二月	一、〇〇〇	淺野總一郎
明治製煉株式會社	大阪市北區中之島七丁目	明治四十年四月	銅、鉛、鋅、金、銀、鐵の製煉及硫酸肥料の製造販賣	三、〇〇〇	一、三〇〇	九月	一、〇〇〇	淺野總一郎
株式會社芝浦製作所	本區金杉新濱町	明治三十年七月六月	電氣諸機械製造	二、〇〇〇	三、三〇〇	十一月	〇、〇〇〇	三井守之助

○商會其他

名	本店所在地	設立	營業科目	資本金	積立金	決算	配當率	重役
日本勸業株式會社	京橋區南金六町	明治三十年六月	不動産買賣仲介、債券買賣及金融代理業等	五、〇〇〇	一、四〇〇	九月	一、二〇〇	取締役社長 小野寺瀧次郎
名合會社 保善社	日本橋區小舟町三丁目	明治四十年一月	有價證券及不動産の所有各種事務に對する出資	一〇、〇〇〇	二、八〇〇	十二月	一、〇〇〇	副社長 安田善三郎
東洋拓殖株式會社	京城府芝金町	明治四十二年一月	朝鮮に於ける拓殖事業	一〇、〇〇〇	三、三〇〇	三月	〇、〇〇〇	副社長 石塚英藏
東京建物株式會社	日本橋區吳服町	明治二十年八月	不動産買賣仲介、金、賣買、紹介、評價並に賃貸	三、〇〇〇	五、七〇〇	十二月	〇、〇〇〇	取締役社長 安田善三郎
朝鮮興業株式會社	日本橋區蠟設町	明治三十年九月	朝鮮に於ての事業經營及倉庫業	三、一〇〇	二、七〇〇	三月	〇、〇〇〇	支務取締役 尾高次郎

中日實業株式會社	麹町區内幸町一の三	大正二年八月	各種企業仲介、金、債託業	一、二〇〇	一、二〇〇	三月	一、〇〇〇	副社長 李士偉
株式會社 大倉組	京橋區銀座	明治四十四年十一月	物品販賣及請負、業其他の商業	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	九月	一、〇〇〇	副社長 大倉重八郎
大阪土地建物株式會社	大阪市新黄界	明治四十四年七月	(新世界) 運搬所及貸家經營	二、五〇〇	三、五〇〇	十一月	一、〇〇〇	取締役社長 宮崎敬介
渡邊保全合名會社	日本橋區本材木町	明治四十四年七月	不動産及有價證券の取得利用	三、〇〇〇	一、五〇〇	十一月	一、〇〇〇	支務取締役 下村榮次郎
横濱生絲株式會社	横濱市千歲町一の	明治三十九年九月	一般倉庫業、保稅倉庫業、通關業、土地倉庫業	一、八〇〇	三、五〇〇	十一月	〇、〇〇〇	支務取締役 野常右衛門
鶴見埋築株式會社	芝區田世五丁目六番地	大正三年三月	生絲、棉花、出入	二、〇〇〇	三、三〇〇	六月	二、〇〇〇	取締役社長 新井領一郎
山下合名會社	日本橋區吳服町	大正六年五月	土地の埋築營造物の建設及其の賣買、貸借、電氣事業、有價證券及不動産投資	五、〇〇〇	二、六七〇	十一月	一、〇〇〇	代表社員 山下龜三郎
合名會社 藤田組	大阪市北區堂島北町	明治廿六年十二月	農業、林業、鑛業	六、〇〇〇	一、三〇〇	十二月	一、〇〇〇	代表社員 藤田平太郎
電氣信託株式會社	大阪市北町三丁目	明治四十年七月	電氣事業、放資並に經營	三、〇〇〇	一、四七〇	三月	一、〇〇〇	取締役社長 三谷誠之助
淺野合資會社	芝區田町五丁目六番地	大正三年六月	不動産及有價證券の取得、利用、經營、放資、並に經營、其他の事業	三、〇〇〇	一、四〇〇	十二月	一、〇〇〇	取締役社長 淺野總一郎

銀行會社一覽

三井物産株式會社	日本橋 駿河町	明治四十二年十月	物品販賣業、開業、運送業、代理業、製材業	10,000,000	26,621	四月	0.00	代表取締役 三井源右衛門 社長 三井美之助 常務取締役 福井菊二郎
三菱合資會社	麹町區八重洲濱一	明治廿六年十二月	銀行業、信託業、倉庫業、船運業、土地家屋敷の買入	15,000,000	26,621	十二月	0.00	代表取締役 岩崎小彌太 社長 岩崎久彌 事務擔當社員 岩崎久彌
三井合名會社	日本橋區駿河町	明治六年六月	有價証券及不動産の取得利用造林及樟腦製造業	60,000,000	21,200	七月	0.00	代表社員 三井八郎右衛門 社長 三井八郎右衛門 理事 三井 琢 磨
澁澤同族株式會社	日本橋區兜町二番	大正四年三月	不動産業、信託業、倉庫業、船運業、土地家屋敷の買入	5,500,000	5,750	十二月	0.00	事務取締役 澁澤 敬三 社長 澁澤 敬三 八十島親徳
三越吳服店	日本橋區駿河町	明治三十七年十二月	物品陳列販賣業	2,000,000	666	二月	0.00	取締役社長 野崎 廣太 常務取締役 中村利益太郎 同 朝吹 常吉

保 險

○保險の種類 保險は偶然にして豫見すること能はざる同種類の危険を恐るゝ人、多數相結ひて團體を作り、其團體員の中に危険

に遭ひて損害を蒙りたるものありたる時は、其危険に遭遇せざる多くの團體員各自分擔して其損害を填補する經濟制度なり。通常被保險者は定期に備の保險料を拂込み災難の起りたる時保險者より契約の保險金を受取るものとす。其保險すべき危険の種類によりて、生

命保險、損害保險の二つに分つ。生命保險とは人の生命に對する保險にした、之に終身保險兼老保險の別あり。損害保險は不時の損害に對する保險にして、之に火災保險、海上保險の別あり。

○内國保險會社數 (大正四年度) ×印は此種の保險業より兼營會社なり△印は日歩保險なり

種類	社數	資本金又は基金		積立金	保險料		保險金		年度始現在契約		新規契約		年度末現在契約	
		總額	拂込額		件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
生命	11	10,000,000	10,000,000	10,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
疾病	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
火災	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
海上	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
運送	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
信用	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
汽機	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
自車	1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

○全國主要保險會社一覽

全國主要保險會社一覽

名 稱	本店所在地	設立	營業科目	資本金	積立金	決算期	配當率	重 役
日本火災保險株式會社	京橋區銀座一丁目	明治三十五年四月	火災保險業並に傷害、盜難保險業	三、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	三月	一〇〇	取締役常務 川崎三郎
日本海上保險株式會社	大阪市西區江戶堀南通	明治廿九年三月	海上運送火災保險業	三、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	八月	一〇〇	取締役常務 右近權左衛門
東京火災保險株式會社	日本橋區北船町	明治二十七年七月	火災、海上運送保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	六月	〇八〇	取締役常務 安田善雄
東京海上保險株式會社	麹町區八重洲町	明治十一年十二月	海上保險業並に火災、運送、自動車保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	十二月	四八〇	取締役社長 末延道成
東洋海上保險株式會社	麹町區永樂町	明治四十四年五月	海上保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	十二月	一〇〇	取締役社長 下坂藤太郎
帝國火災保險株式會社	大阪市北區會根崎	明治四十四年十二月	火災保險業	三、〇〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	十月	二〇〇	取締役社長 鳥谷德藏
千代田火災保險株式會社	日本橋區槍物町	大正二年七月	火災保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	六月	一〇〇	取締役社長 門野慶之進
大阪海上火災保險株式會社	大阪市西區江戶堀南通二丁目	明治二十年十月	海上、火災、運送保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三月	一〇〇	支務取締役 新井三郎
海上保險株式會社	横濱市太田町	明治三十年十月	海上、運送、火災保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五月	一〇〇	支務取締役 小野光景
神戶海上運送火災保險株式會社	神戸市明石町	明治四十四年四月	海上、運送、火災保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	十二月	一〇〇	支務取締役 井坂孝
帝國海上運送火災保險株式會社	日本橋區北船町六番地	明治廿六年十一月	海上、運送、火災保險業	三、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三月	一五〇	支務取締役 田中善三郎
共同火災保險株式會社	日本橋區本革屋町	明治三十九年六月	火災、海上、運送、傷害保險業	一、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	十二月	〇六〇	支務取締役 森本清兵衛

〇簡易生命保險

被保險者死亡したるときは保險金を支拂ふものとす。拂込期間は十年、十五年、二十年及終身の四種あり。

老養保險
一定の年限を保險期間とし、被保險者の生存中満期となりたるとき又は其以前に死亡したるときは、保險金を支拂ふものとす。又拂込期間は十年、十五年、二十年、二十五年、三十年、三十五年、四十年の七種とす。

終身保險
二十圓以上二百五十圓迄とし、保險料も亦相當する範圍内とす。

無診査加入
被保險者は醫師の診査を要せずして加入することを得。但現に疾病に罹り居たる場合は、其旨を簡單に申込書に記入すべし。

契約
郵便局に於て保險申込書用紙の交付を受け、當該事項を記入の上、第一回保險料と共に差出すべし。保員に於て支障なきと認めたる者は、爲替貯金局發行の保險證書及保險料領收證を交付す。

復失活効
前項猶豫期間を経過するも、尙拂込を爲さざる場合は失効とするも、一ヶ年以内に延滞保險料及其利子の拂込をなし、身體に異常なきときは、契約を繼續することを得。

復失活効
被保險者か解約又は失効となりたる場合に、其の契約年限か一ヶ年以上となるものは、經過年月に依り積立金の八割以上九割迄の金額の支拂をなす。解約又は失効となりたるるとき、其の積立金が一定の額に達したる場合は、「料済保險」となし、以後保險料の拂込をなさずして満期又は死亡のとき相當保險料の支拂をなす。

貨付
保險料の支拂ひに支障を生じたるるときは、還付金の貨付を受け、之を保險料に振替をなすことを得。又還付金が五圓以上に達せざる場合は、現金にて償受をなすを得。

支拂
郵便局に於て、保險金支拂請求書用紙の交付を受け、當該事項を記入の上、調印をなし、之に附屬書類を添へ、差出し、爲替貯金局より保險金支拂通知書の送付を受け、之に記名調印の上、郵便局に差出し、保險金を領收すべし。

支拂
月額十錢を單位とす。但し其の保險料に對する保險金額は二十圓以上なることを要す。〇保險料月額十錢に對する保險金額は左の如し。但保險料月額二十錢に對するものは、其の二倍、三十錢に對するものは、其の三倍、其の他之に準じ計算するものとす。

支拂
契約満期又は被保險者の死亡の場合に支拂をなす。但し傳染病又は災害の爲め死亡のときは、其の時期に關せず、保險金の全額を其の他の原因に依り死亡せる場合は、保險證書發行の日より左の割合に依り支拂ふものとす。
一、一年內 拂込済の金額 二、二年内 保險金の半額 三、二年以上 保險金の全額

契約申込書	終身保險	十年拂込	十五年拂込	二十年拂込	三十年拂込	十年満期	十五年満期	二十年満期	三十年満期	三十五年満期	四十年満期
十二歳	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

簡易生命保險

四二二

組合

○産業組合 産業組合は明治三十三年三月七日法律第三十四號産業組合法に依り設立したる社団法人にして組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖するを以て目的とす産業組合數累年比較左の如し(年末現在)

Table showing the number of industrial combinations from Meiji 35 to 1943, categorized by type (e.g., credit, sales, production, etc.).

○重要物産同業組合及同聯合會 (大正四年)

Table listing various types of important products and industries (e.g., paper, fertilizer, sugar, etc.) and their respective numbers of combinations.

災害

○水災累年比較

(大正二年までは第三十五内閣統計年鑑により、大正三年は内務省第三十一統計報告によりたるものなり)

Table comparing annual flood damage statistics from Meiji 43 to 1943, including categories like affected land, boats, buildings, and infrastructure.

○潮災

水災累年比較

Table comparing annual typhoon damage statistics from Meiji 43 to 1943, including categories like deaths, property damage, and agricultural losses.

○暴風雨被害

年次	被害地		船	建物	道路	橋	港湾及海岸		河川		用水		人事		田畑損害		宅地 其他	損失 價格
	郡市	町村					堤防	其他	堤防	其他	死亡	負傷	田	畑	米	麥		
明治四十三年	二六	一	三〇七	一九六	五、六二	二二	二、七八三	三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 四十四年	二八	一	一七	八七	一、〇四九	一、五	三二、〇四九	三、七九	三、〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正元年	三五	*	一四	三、八四	五、〇三六	七三	一六、七〇八	一、一三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二年	三五	—	二六〇	三、九一七	二、二八二	一一	一九、四〇〇	一、〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三年	三〇	—	二七六	二、〇二五	一、三〇八三	三、六	七二、九六五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年次	河川		用水		水	人	事	田畑損害		米	麥	宅地 其他	損失 價格
	堤防	其他	水路	其他				田	畑				
明治四十三年	一、七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 四十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○火災

年次	度		合計	全戸焼失		一部焼失		計		建	坪	損害 見積 金額
	失火	放火		住家	非住家	住家	非住家	住家	非住家			
同 四十四年	二、九五七	—	二、九五七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正元年	三、八八一	—	三、八八一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二年	六、三三五	—	六、三三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三年	三、〇四七	—	三、〇四七	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○火災月別 (大正四年)

月次	度		合計	全戸焼失		一部焼失		計		建	坪	損害 見積 金額
	失火	放火		住家	非住家	住家	非住家	住家	非住家			
同 三年	一、四二二	—	一、四二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正二年	一、五七三	—	一、五七三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 一年	一、三三八	—	一、三三八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

月次	失火の度数		放火の度数		不審火及 雷火の度数	月次		失火の度数		放火の度数		不審火及 雷火の度数		
	七	六	五	四		三	二	一	七	六	五		四	三
同 三年	九七三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 四年	八三八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

教育

○罹災救助基金救助費目別

大正元年度	大正二年度	大正三年度	避難所費	食料費	被服費	治療費	小屋掛費	就業費	雑支出	合計
1,437	10,577	10,100	1,640,540	2,410,610	1,998,885	1,546,216	1,366,640	632,940	2,428	1,701,741
同	同	同	1,100	1,998,885	67,111	1,546,216	1,366,640	760,156	2,428	1,100,646
同	同	同	1,100	1,998,885	67,111	1,546,216	1,366,640	760,156	2,428	1,100,646

○國費救済人員及救助金

年次	前年より新に救助を受けし人員	合計	死亡	廢件	合計	年末現員		救助金(圓)
						癡疾	老衰疾病幼弱其他	
大正元年	2,726	2,726	1,100	1,626	707	66	2,726	49,565
同	6,667	6,667	1,100	5,567	2,679	885	6,667	135,093
同	7,733	7,733	1,100	6,633	2,826	850	7,733	146,966

○養育棄兒及び其の養育費

年次	棄兒年末現員			養育費(圓)		
	國庫費	地方費	私費	國庫費	地方費	合計
大正二年	888	563	75	1,666	1,175	2,841
同	577	888	32	1,779	1,078	2,857
同	300	1,015	38	1,813	1,094	2,907

○行旅病人及行旅死亡人

年次	行旅病人				行旅死亡人			
	新に救護を受けたる者	死亡者	年末現在	道中旅費より辨償金額(圓)	病死	變死	合計	道府縣費より辨償金額(圓)
大正二年	1,635	2,435	1,777	1,437	3,291	437	3,728	3,728
同	6,918	2,943	1,777	1,919	2,211	2,999	4,210	4,210
同	5,337	2,111	1,514	1,081	2,046	465	2,511	2,511

○感化救済事業 (大正四年末現在)

種類	事業数	年末現在收容人員	経費	資産	種類	事業数	年末現在收容人員	経費	資産
感化事業	10	1,577	2,133	2,133	職業紹介事業	2	33	33	33
育兒事業	10	6,918	7,932	7,932	宿泊救護事業	2	33	33	33
養老事業	3	2,381	4,611	4,611	盲啞教育事業	7	1,177	1,177	1,177
施療事業	3	53	2,400	2,400	貧兒教育事業	2	1,100	1,100	1,100
窮民救助事業	6	3,947	9,955	9,955	子守教育事業	1	66	66	66
授産事業	2	9,884	13,857	13,857	其他の特殊教育事業	1	66	66	66
		25,596	50,626	50,626	以上の分類に入り難き事業	7	4,477	4,477	4,477

備考 △印は院外收容人員、一團體にして二種以上の事業を経営するものは其の種類に依り分割したるも経費及資産は區別し難きに依り其の主たる事業の部に算入しあり、経費は大正四年度決算なり

○全國慈善團體 全國慈善團體中其庄なるものを擧ぐれば左の如し

行旅病人及行旅死亡人

Table with 4 columns: 名 (Name), 事 (Business), 業 (Industry), 所在地 (Location). Includes entries such as 財団法人函館慈善院, 財団法人小樽育成院, 財団法人小樽慈惠病院, etc.

Table with 4 columns: 名 (Name), 事 (Business), 業 (Industry), 所在地 (Location). Includes entries such as 神戶養老院, 財団法人奥浦村慈善院, 財団法人長崎孤兒院, etc.

全國慈善團體

三重 感化院	三重 感化院	東北 育兒院	青森 育兒院
財團法人九華育兒院	財團法人九華育兒院	私立東奧盲人救濟會	青森市
三重 濟美學院	三重 濟美學院	米澤市盲學校	青森市
財團法人愛知育兒院	財團法人愛知育兒院	酒田慈善授産會	酒田市
私立豐橋育兒院	私立豐橋育兒院	山形 怡々會	山形市
私立岡崎盲啞學校	私立岡崎盲啞學校	福井縣私立育兒院	福井市
名古屋 養老院	名古屋 養老院	金澤 育兒院	金澤市
富士 育兒院	富士 育兒院	財團法人小野慈善院	金澤市
財團法人靜岡ホム	財團法人靜岡ホム	石川縣教育會附屬私立	同
財團法人神山復生病院	財團法人神山復生病院	金澤盲啞學校	同
私立東海調育院	私立東海調育院	私立魚津調育院	同
身延 深教病院	身延 深教病院	財團法人富山慈濟院	富山縣
財團法人滋賀縣育兒院	財團法人滋賀縣育兒院	私立富山調育院	富山市
私立彦根調育院	私立彦根調育院	財團法人鳥取育兒院	鳥取市
財團法人清水育兒院	財團法人清水育兒院	財團法人因伯保兒院	同
財團法人岐阜調育院	財團法人岐阜調育院	私立鳥取盲啞學校	同
長野 養育院	長野 養育院	財團法人私立松江盲啞	同
私立長野盲啞學校	私立長野盲啞學校	財團法人山陰慈善家庭	同
財團法人仙臺基督教育	財團法人仙臺基督教育	財團法人松江育兒院	同
財團法人東北慈惠院	財團法人東北慈惠院	財團法人松江育兒院	同
財團法人福島育兒院	財團法人福島育兒院	石見 慈育院	同
私立福島調育學校	私立福島調育學校	財團法人岡山孤兒院	同
私立磐城調育院	私立磐城調育院	同分院茶臼原孤兒院	同
私立岩手盲啞學校	私立岩手盲啞學校	甘露 育兒院	同
盛岡 孤兒院	盛岡 孤兒院	財團法人岡山博愛會施	同
		療院	同

私立岡山盲啞學校	廣島 盲啞學校	佐賀 孤兒院	佐賀市
廣島 盲啞學校	山口縣長府町	天 使 園	同
私立下關博愛盲啞學校	下關市	鳥崎 育兒院	同
財團法人阿波國慈惠院	和歌山市	財團法人熊本同春病院	同
財團法人讚岐學園	徳島市	待 苑 會	同
財團法人海南慈善會	高松市	博 愛 院	同
三豊郡 施療病院	香川縣	復 生 院	同
私立香川縣盲啞學校	高松市	日 向 調 育 院	同
財團法人愛媛慈善會	松山市	鹿 兒 島 養 育 院	同
私立愛媛盲啞學校	同	財團法人私立佛教二葉	同
私立松山進情館	同	財團法人廣島育兒院	同
私立松山夜學校	同	山口 育 兒 院	同
財團法人高知慈善協會	高知市	財團法人鹿兒島盲學校	同
財團法人龍華孤兒院	福岡市	鹿 兒 島 養 育 學校	同
私立柳河調育院	福岡縣柳河町		

○恩賜財團濟生會 明治四十四年二月紀念節に方り 明治天皇は時の首相公使桂太郎を御前に召させられ優渥なる勅語を給ひ窮民に對する施療救療の資として此幣金百五十萬圓を下賜せらる。茲に於て首相は聖旨を奉體し此の御下賜金を基本として財團法人を組織し恩賜財團濟生會と名づけ。之れに依りて全國に涉り窮民救療の事業を行へり。開會の設立に就ては朝野其の趣旨を翼賛し奮て金圓を寄附し以て其の會資を補助せり。今最近の調査に依れば寄附申込金額二千四百二十九萬二千二百四十三圓餘(此寄附人員四萬三千三百三十六人)にして、此の内己に受入済に屬する金額二千三百三十八萬七千六百八十圓に達せり。而して此の寄附金は恩賜金と合せて同會の基金た

るべきものにして、其の事業經營に要する經費は、總て年々右の基金より生ずる收入を以て之に充つること、せり。尙別に故桂公使紀念事業會よりの寄附金四萬圓あり。同公使紀念の爲め特に病院内に設備せられたる桂病室の患者收容の費用に充てんが爲めに利殖せらる。

同會の事業たる救療は明治四十五年以降通く全國に實施せられつゝあり、其の救療費は大正元年度二十五萬圓、同二年度三十五萬圓同三年度四十五萬圓、同四年度五十萬圓、同五年度五十五萬圓、同六年度六十萬圓にして其の内二年度には三萬圓、三年度、四年度、五年度、六年度には各五萬圓を割き之を特に肺結核患者救療の施設を

爲したる道府縣に分配して其の目的を助成せり。而して同會事業の東京市に於けるものは、同會に於て直營し、道府縣に於けるものは大正三年勅令第十八條に基き、之を内務大臣に委嘱して、同大臣より更に地方長官に調達し、大都市は同會より毎年配當する配付金額の内にて、病院、診療所、肺結核療養所又は巡回診療所の如き施設を爲さしめ、其の他は官公立病院、赤十字社病院若しくは醫師會藥劑師會等と協定し嘱託醫師、病院又は藥劑師をして治療に従事せしむることとせり。

病 院 芝區赤羽町一番地(本院には約二百の病床を備へ其内十五病床を桂病室の用に充つ) 麹町分院 麹町區富士見丁四丁目十四番地(分院には約一百の病床を備ふ)

の總實人員十七萬八千六百六十三人、此の延人員五百九萬五千四百九十五人にして其の内最近年度に於けるもの左の如し。 大正五年度(自五年七月至六年六月)

右の外道府縣に於ける診療患者数は、大正元年度より同四年度自四年七月至五年六月中の實人員五萬六千四十五人、此の延人員七百七萬四千五百四十四人其の内四年度(自四年七月至五年六月)中の實人員五萬六千四十五人此の延人員二百一十一萬九千九百九十四人にして同五年度(至六年六月)中の患者数は目下調査尙未了に屬せり

○日本赤十字社

日本赤十字社は本部を東京市芝區芝公園内に置き北海道及各府縣並に臺灣に支部を設く。朝鮮には朝鮮本部あり。外に滿洲總委員部、樺太委員部及上海、漢口、天津、布哇、桑港の各地に特別委員部を置く。又病院を本社、大阪、兵庫、群馬、三重、滋賀、長野、秋田、富山、鳥取、和歌山、愛媛、香川、北海道及臺灣の各支部に設置し、別に救護員養成所あり大正二年六月從來の事業に加ふるに結核療防模倣事業として、大正三年度より六年間年々金實收額に對する百分の十を支部に交付し、各支部をして之れが適當の設備を爲さしめ居れるが、大正五年度は其額十五萬三千五百六十一圓餘に上りたり。

○現在社員(同上)

Table with columns: 種類 (名譽社員, 有功章, 特別社員, 正社員, 贊助社員), 男, 女, 計. Lists names and counts for various categories of members.

○財産 左に日本赤十字社に屬する財産目録を左に掲ぐ

Table with columns: 有價證券, 銀行預金, 郵便貯金, 郵船會社船債, 現款, 小計. Lists financial assets and their values.

Table with columns: 病院列, 定數, 未定數, 現在數, 看護員, 看護生, 計. Lists hospital statistics and staff counts.

救護するに在りて、此救護に支出せし金額は、本會創立以來大正五年末迄の累計金百八十六萬九千八百六十五圓十八錢九厘なり。其他軍人軍屬の奇禍に遭遇せし者へ弔慰、出征軍人並に其家族の慰籍、戦死軍人及廢兵の子弟救養、出征凱旋軍人の歡送迎等にして一面軍人後顧の憂ひ勿からしめ、共に、一面士氣の鼓舞に貢献する處あり。

大正二年十一月四日 皇后陛下より同年以降十一年迄毎年補助金二千五百圓を下賜せらるる旨御沙汰あり。本會は總裁に閑院宮妃殿下を推戴し、故伯爵阿部正恒夫人阿部篤子會長に又男爵濱尾新夫人濱尾作子副會長たり。各府縣に支部を置き、其長官夫人を支部長に囑託せり。

大正五年末に於ける會員九十二萬七千四百八十人に達し、機關雜誌として「愛國婦人」を發行す。本部は東京市麹町區飯田町一丁目にあり。

○東京慈惠醫院

明治三十九年四月法律第二十九號廢兵院法に據り設立せられたるものにして、同年九月初めて東京豫備病院並谷分館内に開設せしが、同年十二月三井男爵より敷地及建物の寄附ありしを以て、現在の位置に廢兵會を新築し、四十一年六月之に移る。四十二年二月初めて一名の廢兵を收容して以來大正六年九月末日迄入院者百六十九名退院者六十名死亡者二十名現在員八十九名に上り。

院内に娛樂室、溫室、圖書室、動物園、運動場、大弓場等の設備ありて廢兵の慰藉に供し、又た無爲徒食は却つて健康を害し、或は煩悶を惹起するを以て、是等無聊を慰むる爲め、本人の症狀、素質及嗜好に應じ、書畫、彫刻、寫眞、裁縫、活花、漆細工及園藝等の趣味を有する技藝を修得せしめ、或は早稻田大學、日本大學等に通學して専門の學術を研究せしめつゝあり。而して是等に要する費用は

患者は常に百五十八名を限り收容し、外來患者は人員に制限を設けず、一日平均九百餘名を治療す。左に累年別入院及外來患者數を掲

Table with columns: 年度 (Year), 入院人員 (Inpatient), 治療日數 (Treatment days), 外來人員 (Outpatient), 治療日數 (Treatment days), 一日限人員 (Daily limit). Rows for 大正三年, 四年, 五年, and 創立以來の總計 (Total since establishment).

○三井慈善病院

神田區和泉町一番地に在り。三井家總代男爵三井八郎右門氏よりの寄附金百二十五萬圓に依り成立せる財團法人にして、況く貧困なる病者の爲め、治療を爲すを目的とす。明治四十二年三月の開院に係り、現在病床數百三十一、醫員五十三人、調劑員六人、看護婦及同講習生百一人之に従事す。

事業の經營は、前記三井家の寄附金百二十五萬圓の内より土地建物器械器具其他の諸設備に支出せる殘金額にて購入したる有價證券の利息年額約八萬圓を以て支辨す。別に大正五年以降三井家より年額一萬六千圓の補助あり現在各科主任及役員は院長醫學博士田代義徳、内科博士木村徳衛、眼科中泉行徳、小兒科博士唐澤光徳、産婦人科博士相馬又二郎、皮膚科井上成美、耳鼻科博士所喜久馬、外科博士青山徹藏、光線科片山國幸、病理科博士今村隼稻、藥劑局金子直吉にして、評議員會長は博士青山胤通なり。

大正五年末に於ける取扱患者の數は、外來患者十七萬四千四人、其治療日數三十九萬六千九百四十六日、入院患者の數は一千三百九十八人、其治療日數三萬三千八百五十四日なり。

官費を以て之を補助せり。而して廢兵院に在る者は何れも終生國費を以て扶養するものなるが故に、是等に作業を課し、或は行商等を爲さしむるが如きこと絶對になし。

○東京市治療病院

同院は京橋區築地海軍大學隣地に在り。明治四十四年三月二十八日の設立に係り、東京市住民にし醫藥を得る資力なき傷病者に限り救護するを目的となし、海軍々醫學校軍醫官之れに當り、診察に従事す、現在院長は海軍々醫總監矢部辰三郎氏、副院長は海軍々醫大監中川平八氏なり。左に同院の取扱ひたる患者數を掲ぐ。

Table with columns: 種別 (Category), 人正四年 (Male 1915), 同五年 (Male 1916), 女 (Female), 治療延員數 (Treatment staff). Rows for 外來 (Outpatient), 入院 (Inpatient), 退院 (Discharge), 死亡 (Death).

○東京慈惠會醫院

東京市芝區愛宕町二丁目八番地に在り。明治十五年七月の創立に係る治療病院にして、明治二十年以降 明憲皇太后の御慈旨を奉じ、其御眷護の下に事業を經營し、大正三年四年以後 皇后陛下に於て御繼承あらせらる。總裁は有栖川故威仁親王妃殿下にして、會長は公爵徳川家達、副會長は男爵濱澤榮一、醫院長は男爵高木兼寛、醫院次長は子爵實吉安純、外に理事十四評議員三十九、顧問五、商議醫員六、診察醫當直醫とも四十五、調劑師六、事務員七看護婦百七十名あり。現在の設備は内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、皮膚科、齒科の設けありて、入院

○帝國水難救濟會

同會は日本帝國沿岸に於ける人命財産の遭難を救助するを目的とし、明治二十二年一月創めて讀賣報奉平に設立、蓋し金刀比羅宮は船員の崇敬殊に淺き深に依り、宮司故琴波宥常氏の首唱奔走に基きて成る所なり。後明治二十五年六月本部を東京に移し、現に深川區永代河岸にあり、各府縣に支部委員部を設け、沿岸の難所に救護所及支所救護組合を置き、之に勇敢なる救助員と精良なる救命艇救難具とを備へ、以て救難に従事し居り。大正五年八月其成績顯著なりとの御沙汰を以て金二萬五千圓御下賜の恩典に浴す。東伏見宮依仁親王殿下會務を總裁あらせられ、副總裁は侯爵鍋島直大氏、會長は伯爵吉井幸謙氏なり。抑々我國の遭難船舶を算するに、平均一ヶ年に於て在籍船舶三十五隻に對する一の割合に上り、總數約一萬隻に達せるを見る、是に應ずる設備として同會は全國沿岸に百餘箇所の救難所を配置せんことを期し、逐次擴張増設に力めつゝあり。大正五年末中に於ては救難所を北海道海部廣島手洗愛媛縣北條長濱の四箇所を増設したる外、組合四箇所を新設し縣御即ち大正六年三月末に於る既設救護所五十七箇所支所三十九箇所組合三十二箇所を算す、監督所長救助長看守長以下、救助員六千二百五十人足に隸屬す。五年末に於ける會員八萬三千七十四名なり。左に同會の救助成績を掲ぐ。

Table with columns: 年次 (Year), 救助西洋 (Rescue West), 同上噸數 (Same tonnage), 救助日數 (Rescue days), 救助人員 (Rescue staff). Rows for 大正三年, 四年, 五年, and 創立以來の總計 (Total since establishment).